

平成 30 年 第4回定例会

南種子町議会会議録

平成 30 年 12 月 12 日 開会

平成 30 年 12 月 20 日 閉会

南種子町議会

平成30年第4回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（12月12日）（水曜日）

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 開 会 | 5 |
| 1. 開 議 | 5 |
| 1. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 1. 日程第2 会期の決定 | 5 |
| 1. 日程第3 議長諸報告 | 5 |
| 1. 日程第4 町長行政報告 | 6 |
| 1. 日程第5 提案理由の説明 | 8 |
| 町長説明 | 9 |
| 1. 日程第6 一般質問 | 10 |
| 7番 立石靖夫議員 | 10 |
| 1. 名越町長の二期目4年間は町民の声を大事にしてきたか | |
| 2. 災害対応について | |
| 3. 平成29年度決算不認定について | |
| 4. 外郭団体の会計処理について | |
| 1. 休 憩 | 12 |
| 1. 休 憩 | 20 |
| 1. 休 憩 | 25 |
| 2番 柳田 博議員 | 25 |
| 1. 空き屋対策と現状について | |
| 2. 教職員の住宅について | |
| 3. 学力向上対策について | |
| 4. 防災について | |
| 5. ドローン（小型無人機）導入について | |
| 6. 平成29年度決算特別委員会の申し入れ事項について | |
| 1. 休 憩 | 36 |
| 6番 上園和信議員 | 36 |
| 1. ふるさと納税の推進について | |
| 2. 教育環境の整備について | |
| 1. 休 憩 | 50 |
| 3番 大崎照男議員 | 50 |

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 商工会と語る会での商工会からの要望等について | |
| 1. 休憩 | 58 |
| 1 番 河野浩二議員 | 59 |
| 1. 有人国境離島法について | |
| 2. 南海トラフ地震と種子島東方沖地震について | |
| 3. 耕作放棄地と遊休農地について | |
| 4. 前之峯グラウンド周辺の駐車禁止について | |
| 5. 公用車輛（消防車輛含）について | |
| 1. 散会 | 76 |

第2号（12月13日）（木曜日）

| | |
|--|----|
| 1. 開議 | 80 |
| 1. 日程第1 一般質問 | 80 |
| 4 番 塩釜俊朗議員 | 80 |
| 1. 今後の水道行政について | |
| 2. 公民館の活性化について | |
| 3. 空屋対策について | |
| 4. 農道整備について | |
| 1. 休憩 | 96 |
| 1. 日程第2 議案第51号 南種子町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例制定について | 96 |
| 総務課長説明 | 96 |
| 質疑 | 97 |
| 立石靖夫君 | 97 |
| 上園和信君 | 98 |
| 討論 | 98 |
| 採決 | 98 |
| 1. 日程第3 議案第52号 簡易水道事業分担金徴収条例等を廃止す る条例制定について | 98 |
| 建設課長説明 | 98 |
| 質疑 | 99 |
| 討論 | 99 |
| 採決 | 99 |
| 1. 日程第4 議案第53号 南種子町水道事業分担金徴収条例制定に | |

| | | |
|----|--|-----|
| | について | 99 |
| | 建設課長説明 | 99 |
| | 質疑 | 100 |
| | 討論 | 100 |
| | 採決 | 100 |
| 1. | 日程第5 議案第54号 南種子町水道事業給水条例制定について | 100 |
| | 建設課長説明 | 100 |
| | 質疑 | 101 |
| | 討論 | 101 |
| | 採決 | 101 |
| 1. | 日程第6 議案第55号 南種子町水道事業職員の給与の種類及び 基準に関する条例制定について | 101 |
| | 建設課長説明 | 101 |
| | 質疑 | 102 |
| | 塩釜俊朗君 | 102 |
| 1. | 休憩 | 102 |
| | 上園和信君 | 102 |
| | 柳田 博君 | 103 |
| | 立石靖夫君 | 104 |
| | 西園 茂君 | 104 |
| | 討論 | 105 |
| | 採決 | 105 |
| 1. | 日程第7 議案第56号 南種子町水道事業職員の特殊勤務手当に 関する条例制定について | 105 |
| | 建設課長説明 | 106 |
| | 質疑 | 106 |
| | 討論 | 106 |
| | 採決 | 106 |
| 1. | 日程第8 議案第57号 南種子町水道事業の剰余金の処分等に関 する条例制定について | 106 |
| | 建設課長説明 | 106 |
| | 質疑 | 107 |
| | 討論 | 107 |
| | 採決 | 107 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1. 日程第9 議案第58号 南種子町水道事業の設置等に関する条例 | |
| 制定について | 107 |
| 建設課長説明 | 107 |
| 質疑 | 108 |
| 上園和信君 | 108 |
| 1. 休 憩 | 108 |
| 塩釜俊朗君 | 109 |
| 討論 | 110 |
| 採決 | 110 |
| 1. 休 憩 | 111 |
| 1. 日程第10 議案第59号 南種子町水道事業布設工事監督者の配置 | |
| 基準及び資格基準並びに水道技術管理者 | |
| の資格基準に関する条例制定について | 111 |
| 建設課長説明 | 111 |
| 質疑 | 111 |
| 討論 | 111 |
| 採決 | 111 |
| 1. 日程第11 議案第60号 公益的法人等への職員の派遣等に関する | |
| 条例の一部を改正する条例制定について | 112 |
| 総務課長説明 | 112 |
| 質疑 | 112 |
| 討論 | 112 |
| 採決 | 112 |
| 1. 日程第12 議案第61号 町長等の給与に関する条例の一部を改正 | |
| する条例制定について | 113 |
| 総務課長説明 | 113 |
| 質疑 | 113 |
| 討論 | 113 |
| 採決 | 113 |
| 1. 日程第13 議案第62号 南種子町監査委員条例の一部を改正する | |
| 条例制定について | 113 |
| 総務課長説明 | 114 |
| 質疑 | 114 |
| 討論 | 114 |

| | |
|---|-----|
| 採決 | 114 |
| 1. 日程第14 議案第63号 南種子町個人情報保護条例の一部を改正 する条例制定について | 114 |
| 総務課長説明 | 114 |
| 質疑 | 115 |
| 討論 | 115 |
| 採決 | 115 |
| 1. 日程第15 議案第64号 南種子町職員等の旅費に関する条例の一 部を改正する条例制定について | 115 |
| 総務課長説明 | 115 |
| 質疑 | 116 |
| 討論 | 116 |
| 採決 | 116 |
| 1. 日程第16 議案第65号 南種子町職員の特殊勤務手当に関する条 例の一部を改正する条例制定について | 116 |
| 総務課長説明 | 116 |
| 質疑 | 117 |
| 討論 | 117 |
| 採決 | 117 |
| 1. 日程第17 議案第66号 南種子町役場課設置条例の一部を改正す る条例制定について | 117 |
| 総務課長説明 | 117 |
| 質疑 | 117 |
| 塩釜俊朗君 | 117 |
| 立石靖夫君 | 119 |
| 上園和信君 | 120 |
| 1. 休 憩 | 120 |
| 討論 | 120 |
| 採決 | 120 |
| 1. 日程第18 議案第67号 南種子町行政手続条例の一部を改正する 条例制定について | 120 |
| 総務課長説明 | 120 |
| 質疑 | 121 |
| 討論 | 121 |

| | |
|--|-----|
| 採決 | 121 |
| 1. 日程第19 議案第68号 南種子町情報公開条例の一部を改正する 条例制定について | 121 |
| 総務課長説明 | 121 |
| 質疑 | 121 |
| 討論 | 122 |
| 採決 | 122 |
| 1. 日程第20 議案第69号 南種子町職員定数条例の一部を改正する 条例制定について | 122 |
| 総務課長説明 | 122 |
| 質疑 | 122 |
| 討論 | 122 |
| 採決 | 122 |
| 1. 日程第21 議案第70号 南種子町特別会計条例の一部を改正する 条例制定について | 123 |
| 総務課長説明 | 123 |
| 質疑 | 123 |
| 討論 | 124 |
| 採決 | 124 |
| 1. 日程第22 議案第71号 平成30年度南種子町一般会計補正予算（第 4号） | 124 |
| 総務課長説明 | 124 |
| 質疑 | 126 |
| 上園和信君 | 127 |
| 1. 休 憩 | 128 |
| 立石靖夫君 | 129 |
| 上園和信君 | 132 |
| 塩釜俊朗君 | 133 |
| 上園和信君 | 134 |
| 立石靖夫君 | 134 |
| 上園和信君 | 136 |
| 1. 休 憩 | 138 |
| 討論 | 139 |
| 採決 | 139 |

| | |
|---|-----|
| 1. 日程第23 議案第72号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号） | 139 |
| 保健福祉課長説明 | 139 |
| 質疑 | 140 |
| 討論 | 140 |
| 採決 | 140 |
| 1. 日程第24 議案第73号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） | 140 |
| 建設課長説明 | 140 |
| 質疑 | 142 |
| 討論 | 142 |
| 採決 | 142 |
| 1. 日程第25 議案第74号 平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号） | 142 |
| 保健福祉課長説明 | 142 |
| 質疑 | 143 |
| 討論 | 143 |
| 採決 | 143 |
| 1. 日程第26 議案第75号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号） | 143 |
| 保健福祉課長説明 | 143 |
| 質疑 | 144 |
| 討論 | 144 |
| 採決 | 144 |
| 1. 散 会 | 144 |

第3号（12月20日）（水曜日）

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1. 開 議 | 147 |
| 1. 日程第1 提案理由の説明 | 147 |
| 町長説明 | 147 |
| 1. 日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について | 147 |
| 町長説明 | 147 |
| 質疑 | 147 |

| | |
|---|-----|
| 討論 | 147 |
| 採決 | 148 |
| 1. 日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命について | 149 |
| 町長説明 | 149 |
| 質疑 | 149 |
| 討論 | 149 |
| 採決 | 149 |
| 1. 日程第4 発議第6号 南種子町議会委員会条例の一部を改正する 条例制定について | 150 |
| 4番 塩釜俊朗君趣旨説明 | 150 |
| 質疑 | 151 |
| 討論 | 151 |
| 採決 | 151 |
| 1. 日程第5 委員長報告（所管事務調査） | 151 |
| 地方創生調査特別委員長報告 | 151 |
| 1. 日程第6 閉会中の継続調査申し出 | 153 |
| 1. 日程第7 議員派遣 | 153 |
| 1. 日程第8 西園茂君の議員辞職の件 | 153 |
| 1. 休 憩 | 154 |
| 1. 追加日程第1 選挙第1号 副議長の選挙 | 154 |
| 1. 追加日程第2 議席の一部変更 | 155 |
| 1. 休 憩 | 156 |
| 1. 追加日程第3 選任第3号 議会運営委員の選任 | 156 |
| 1. 閉 会 | 156 |

平成30年第4回南種子町議会定例会会期日程

12月12日開会～12月20日閉会 会期9日間

| 月 | 日 | 曜 | 日 程 | 備 考 |
|----|----|---|----------------|---|
| 12 | 12 | 水 | 本 会 議 (開 会) | 1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問（5名） |
| | 13 | 木 | 本 会 議 | 1. 一般質問（1名） 2. 議案審議 (1) 条例 20件（議案第51号～第70号） (2) 予算 5件（議案第71号～第75号） |
| | 14 | 金 | 休 会 | |
| | 15 | ⊕ | 休 会 | |
| | 16 | ⊕ | 休 会 | |
| | 17 | 月 | 休 会 | |
| | 18 | 火 | 休 会 | |
| | 19 | 水 | 休 会 | |

| | | | | |
|--|----|---|----------------|--|
| | 20 | 木 | 本 会 議 (閉 会) | <p>1. 議案審議</p> <p>(1) 人事 2 件 (同意第 2 号・同意第 3 号)</p> <p>(2) 発議 1 件 (発議第 6 号)</p> <p>2. 委員長報告 (所管事務調査)</p> <p>3. 閉会中の継続調査申し出</p> <p>4. 議員派遣</p> <p>5. 西園茂君の議員辞職の件</p> <p>追加日程第 1. 選挙第 1 号</p> <p>追加日程第 2. 議席の一部変更</p> <p>追加日程第 3. 選任第 3 号</p> |
|--|----|---|----------------|--|

平成30年第4回南種子町議会定例会

第 1 日

平成30年12月12日

平成30年第4回南種子町議会定例会会議録
平成30年12月12日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（8名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 河野浩二君 | 2番 | 柳田博君 |
| 3番 | 大崎照男君 | 4番 | 塩釜俊朗君 |
| 6番 | 上園和信君 | 7番 | 立石靖夫君 |
| 9番 | 西園茂君 | 10番 | 小園實重君 |

4. 欠席議員（1名）

5番 広浜喜一郎君

5. 出席事務局職員

局長 濱田広文君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|----------------|---------|--------------------------|-------|
| 町長 | 名越修君 | 副町長 | 長田繁君 |
| 教育長 | 遠藤修君 | 総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長 | 高田真盛君 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 小川ひとみさん | 企画課長 | 小脇隆則君 |

| | | | |
|----------------------------|--------|-----------------|-------|
| 保健福祉課長 | 小西嘉秋君 | 税務課長 | 小脇秀則君 |
| 総合農政課長 | 羽生幸一君 | 建設課長 | 向江武司君 |
| 保育園長 | 園田一浩君 | 教育委員会 社会教育課長 | 松山砂夫君 |
| 教育委員会管 理課長兼給食 センター所長 | 島崎憲一郎君 | 農業委員会 事務局長 | 古市義朗君 |
| 総務課参事 | 河口恵一朗君 | | |

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（小園實重君） ただいまから平成30年第4回南種子町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって4番、塩釜俊朗君、6番、
上園和信君を指名します。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日12月12日から12月20日までの9日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。
したがって会期は本日12月12日から20日までの9日間に決定しました。
-

日程第3 議長諸報告

- 議長（小園實重君） 日程第3、議長諸報告を行います。
報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局
長。
○事務局長（濱田広文君） 御報告申し上げます。
お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま
す。
監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の8月分から10月分及び、
定期監査結果報告書を配付しております。
次に、各種行事、業務及び動静については、9月12日から12月11日までの分につ
いて列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。
まず、議長会関係の会議であります。11月20日、第37回離島振興市町村議会議
長全国大会が開催され、「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特
別措置法の改正・延長に関する特別決議」及び「離島航路航空路支援法（仮称）の

早期制定を求める特別決議」と「離島振興の促進」ほか13件の要望事項が採択されました。

11月21日、第62回町村議会議長全国大会がNHKホールで開催され、「町村税財源の充実強化に関する特別決議」ほか4件の特別決議。「地方創生のさらなる推進」ほか24件の要望事項、「九州地方における交通網の整備促進に関する要望」等各地区における要望事項がそれぞれ採択されました。

大会終了後、手嶋龍一氏による特別講演「激動の21世紀をどう生き抜くか」をお聞きしたところです。

次に、一部事務組合関係であります。9月20日第2回中南衛生管理組合議会定例会及び第2回公立種子島病院組合議会定例会、10月15日第2回熊毛地区消防組合議会定例会及び第2回種子島産婦人科医院組合議会定例会が開催されました。

各定例会では、一部事務組合の平成29年度決算認定議案及び平成30年度の補正予算が提案され、それぞれ認定、原案可決されております。

以上で報告を終わります。

○議長（小園實重君） これで議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（小園實重君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それでは、行政報告3件について申し上げたいと思います。

まず、30年産でん粉原料用甘しょの生産状況は、栽培農家297戸、作付面積298ヘクタールで栽培され、集荷については、去る11月30日に終了したところであります。

生育状況は、初期生育は順調でありましたが、台風等の影響を受け欠株が発生し、生育不良の圃場が多かったところであります。

その結果、10アール当たり収量は、坪掘り予想の63俵を下回る53俵で、昨年並みとなったところであります。

価格については、1俵37.5キロ当たりの原料価格は350円、交付金は975円でありまして、合わせて1,325円となり、10アール当たり販売額は7万1,000円で、1俵当たりの単価は前年度より56円原料代金下がったところであります。

集荷につきましては、島内4工場での一元集荷がなされ、南種子産の最終実績は16万俵で種子島全体の25%でありました。

次に、さとうきびであります。30年産生産状況は、栽培農家278戸、作付面積は474ヘクタールで栽培されておりました。糖業会社の操業期間は12月17日から明けて4月8日までと決定したところであります。

生育状況でございますが、生育旺盛期の8月から相次ぐ台風襲来により甚大な被害を受け、11月の収穫調査では10アール当たり5,070キロ、生産量は2万7,000トンで昨年に引き続き大幅な減収の見込みであります。

本年期のさとうきび取引価格は、トン当たり原料価格は4,000円、交付金は1万6,420円で、合わせて2万420円と昨年同額となっております。

さとうきび農家は、平成26年度から台風等気象災害により生産低迷が続いており、生産者、関連する製糖企業の経済情勢は逼迫しており、種子島経済は厳しい状況にあることから、種子島のさとうきび生産振興に関する要請活動を、種子島さとうきび生産者の会長、副会長、行政の1市2町の首長、議会議長、関係団体代表が一体となり、種子島さとうきび農家が意欲を持って生産・品質向上、再生産と経営の安定向上に取り組めるよう、国会議員と政府に対し11月13日に要請活動を実施したところでございます。

要請方法として、今回は森山先生の取り計らいにより、議員会館会議室において、国の財務担当課長ほか農林水産省の関係職員、13名に来ていただきまして、森山先生の紹介により、このさとうきびの陳情がスムーズにいったところでございます。

全体的には、関係省庁、それから、国会議員を回る予定が、これにより50分で済んだところであります。

要請活動の結果としましては、台風災害による自然災害被害対策事業の発動と平成30年度補正予算による次年度対策など生産対策を講じる計画であること、また、要請の目玉であった交付金の見直し引き上げについては、財政的に厳しい状況にあるが、島ごとの基準糖度帯の設定など早急にできないが、さとうきび栽培の北限である種子島が継続的に生産できるよう前向きな検討を行うなど、要請活動の効果が見られたところでございます。

政府は、2019年産さとうきびの生産者交付金単価をトン当たり210円引き上げ、でん粉原料用サツマイモの交付金もトン当たり510円の引き上げを決定しました。

交付金引き上げは、さとうきびで5年ぶり、サツマイモでは8年ぶりの引き上げとなり、さらなる生産振興につながると期待しているところであります。

今後も継続して要請活動を積極的に行ってまいります。

次に、特用林産物の取り組みについて報告いたします。

11月15日に八丈島のサカキ生産者である奥山完己さん夫婦が全国に呼びかけまして、本町において国産サカキ生産者の会 in 種子島が開催され、約120名が集い、生産者、市場関係者による意見交換や岐阜大学副学長の講演会、現地研修など、国産サカキの生産振興を図るべく大会が開催されました。

本町では、特用林産物として種子島シキミ生産組合を中心に、シキミ栽培に取り

組んでおります。

新たな神事用の薬物生産として、ヒサカキ栽培を平成26年度より取り組み、本町を中心に種子島全体で30戸の農家で8ヘクタールほど栽培に取り組んでいるところがございます。

シキミ・ヒサカキは露地栽培が可能でありまして、トラクターなどの機械も要らず、永年性の作物であります。農作業も軽作業が多く、元気のある高齢農家には適した作物で、高収益も見込まれます。

今後、県のブランド指定のあるレザー、昔から取り組まれているドラセナ・ロベを含め「グリーンリーフアイランド種子島」で農業振興を図ってまいりたいと思っております。

次に、畜産について報告します。

畜産の県ホルスタイン共進会が11月1日に始良中央家畜市場で開催されました。熊毛地区より種子島高校の生物生産科の生徒さんが育てた子牛も含め10頭が出品され、本町からは有限会社小脇牧場の3頭が出品されました。

成績は、小脇牧場の出品牛が第3部で最優秀賞となる県一番、未經産牛の部ではリザーブチャンピオン賞を獲得するなど、種子島地区畜産のレベルの高さが示されたところであります。

12月1日から2日に子牛競り市が種子島家畜市場で開催されております。本町からは113頭が出品されました。販売価格は、1頭当たり76万3,000円と前年同時期より2万8,000円高く、好調を維持しております。

さらなる畜産振興対策として、種子島家畜市場の子牛競り市を年8回開催から、平成31年度は試験的に年10回にふやし、生育がそろった子牛の出荷と購買者が購入しやすい取り組みを行う計画であります。

子牛の購買業者は、県内業者が大半を占めておりますが、一部、県外からの購買者もあり、優良素牛を求め、年々増加傾向にあります。全国的に子牛不足が今後も続くことが予想されます。

本町農業の軸産業として畜産は、好調な子牛価格を背景に規模拡大が図られ発展しております。

今後、畜産振興を図るため、キャトルセンター施設の有効活用により、飼養頭数の確保、規模拡大、畜産経営の向上、高齢農家でも安心して畜産経営が継続できる体制づくりに努めてまいります。

○議長（小園實重君） これで行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第5、町長提出の議案第51号から議案第75号までの計25件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、条例案件20件、予算案件5件、計25件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明申し上げます。

議案第51号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、人事院勧告に基づく勤勉手当の引き上げ等について、国に準じた措置を講ずるため、条例改正するものでございます。

議案第52号から議案第65号までは、簡易水道事業から上水道事業へ移行するため、関係条例を整備するものでございます。

議案第66号は、南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定についてございまして、水道課を設置するため、条例改正するものでございます。

議案第67号から議案第70号までは、簡易水道事業から上水道事業へ移行するため、関係条例の整備をするものでございます。

次に、予算案件について御説明申し上げます。

議案第71号は、平成30年度南種子町一般会計補正予算（第4号）でございまして、3億8,117万円を追加し、総額を64億1,878万1,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容としましては、歳入については、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、ふるさと応援寄附金、冷房設備対応事業債などが主なものでございます。

歳出については、ふるさと納税返礼業務手数料、さとうきび低単収次年度作付対策事業補助、小中学校空調設置に伴う関連費用などが主なものでございます。

議案第72号から議案第75号までは、各特別会計の補正予算でございます。

議案第72号は、平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございまして、療養費給付等負担金返還金が主なもので、1,431万4,000円を追加し、8億7,925万3,000円とするものでございます。

議案第73号は、平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、漏水工事等委託が主なもので、297万3,000円を追加し、4億5,232万8,000円とするものでございます。

議案第74号は、平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）でござ

いまして、施設介護サービス給付費が主なもので、484万7,000円を追加し、7億614万5,000円とするものでございます。

議案第75号は、平成30年度南種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございまして、職員手当等の人件費が主なもので、2万9,000円を追加し、9,049万1,000円とするものでございます。

今期定例会に提出しております案件は、以上25件でございますが、このほか追加議案といたしまして、人事案件2件を予定しております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小園實重君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（小園實重君） 日程第6、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

初めに、立石靖夫君。

[立石靖夫君登壇]

○7番（立石靖夫君） それでは、さきに通告しておりました一般質問について議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

名越町長の2期目4年間の行財政の運営や事務処理、事業実施後の政策効果について、町民の代弁者として批判し監視するのは議員の使命であるので、町長が議会において答弁、約束したことは、町民に約束したことになるので、主な事項について再度質問をいたします。

まず最初に、議会で約束した一般質問の答弁の実現についてであります。

ふるさと納税寄附金関係について質問をします。

ふるさと納税をめぐるっては、一部の自治体が過度な返礼品を呼び水に多額の寄附を集めることを問題化し、総務省は地方税法改正案を来年の通常国会に提出する方針を示しました。

年明け以降、91自治体をヒアリングして、ふるさと納税制度から除外対象を絞り込み、制度から外す方針で大筋で承認されていると11月30日付の新聞で報道されました。

全国報道機関から次々に南種子町のふるさと納税寄附金裏メニュー上乘せと報じられ、その後、全国津々浦々の出郷者からロケット打ち上げ基地の名を汚してしまったと町内の実家に電話があったといううわさが出ております。

返礼品見直し後も裏メニューを上乗せしていたと報道されましたが、町は担当者が独断で送っていたと釈明しているが、名越町長は責任を負わないのか、担当者の責任にするのか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 立石議員の御質問にお答えします。

裏メニューはありません。南日本新聞で報道されたとおり、本町は10月4日に総務省通達を遵守するとの方針を決定しておりましたが、担当職員が10月12日に寄附者から旅行ギフト券はないかとの問い合わせに対し、仲介サイトに入金してもらえれば送ると答え、個別にサイトを通じてギフト券の便宜を図っていたことから、このような表現になったものと考えております。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、私は、この責任について、裏メニューはないということですが、この新聞報道をされたことについて、町長の責任は重いということです。だから、そのことについて答弁を求めているんです。答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 裏メニューはないので、裏メニューというのを誰がそう言ったかは別として、裏メニューはないということを私は答えているわけであります。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） それでは、私が、第3回、9月定例会一般質問の中で町長は、30年度から30%以内にして地元特産品にすると答弁をしております。寄附額の半額相当のギフト券を10月1日から返礼品に加えていたと報道をされましたが、これは議会軽視ではありませんか。この制度から除外されたら、名越町長の責任は重大です。そのことについて答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 11月1日時点における総務省の調査では、過度な返礼品を送付し制度の趣旨をゆがめているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう制度の見直しを検討しているということになっております。

本町は11月1日時点では既に総務省の方針に基づいて対応をしているところでありましたので、総務省の公表団体とはなっていないところであります。

来年4月から法制化される見込みではありますが、ふるさと納税の対象団体からは外されるとは思っておりません。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、私の質問に答えてください。私は、9月の定例会で質問

をしたときに町長は、30年からは30%以内にしますよと、地元特産品にすると答弁をしているわけです。だから、これは議会軽視でないかということです。このことについて答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 議会軽視ではないと思います。私は、そういうことでずっとそういうふうに使っていたわけですが、その後のことを含んでまた答弁申し上げますので、それについては後ほどまた追加をして説明したいと思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、議会軽視ではないということで、私は9月の定例会で質問をしているんです。それを10月1日も返礼品に加えていたということで、それでは南日本新聞の11月3日のこの記事については間違いだということですか。答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それは報道機関がそれぞれ報道をするわけですから、それぞれの考え方があると思うんです。

私どもは、議会で決定して、ふるさと納税5億幾らの決定を歳入として認めてもらっておりますから、そういう点での議会の質問というのはなかったわけでありまして、職員としては可能な限り、どのような方策でこの一般財源として、それを集めるかという努力をしてきたものであります。国の示すその基準についてはきちっと守っているということで、先ほど説明したとおりでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） あくまでも町長は、新聞の記事がどうのこうのと申しますが、私が読んでみまじょうか。「南種子町返礼見直し後も金券、南種子町がふるさと納税の高額返礼品の廃止を決めた後も、寄附の半額に相当する旅行ギフト券を希望者1人に送っていた」ということを書いています。これが間違いですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（小園實重君） 再開します。

町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 職員に押しつける、それをあれするあれはないんですが、事務

的なことをごさいましたので時間をいただきました。そのように多分9月議会で議員がおっしゃるようなことは言ったというようなことをごさいます、今、話によりますと。それはそういうように言ったということだということだけをまずは答えます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） だから町長ですね、この報道機関の新聞が間違いだったのかどうかと私は今質問しているんですよ。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 報道機関が間違いであったという、そこは私は関知する余地はないので、報道機関はそれぞれの状況によって、それぞれ調査して報道したものであり、それには答える必要はないと私は思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、この返礼品の見直し後も金券を送っていたということで新聞報道でされているんですよ。だから10月1日、これに「1人から返礼品に加えていた。同4日に取りやめ、ふるさと納税の仲介サイトから削除した」、このように書いているんですよ。だから、これは9月の定例会で私の質問に対して、「もう30%以内にします」という答弁をしておいて、その後、まだ続けていたということは議会軽視でないかということですよ。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その件については、何か私も答弁したと思いますが、これは今、立石議員がおっしゃるように、10月の段階で1件あったというのを私は公言しましたから、だからそれについては、すぐどうしてだったかという理由も聞いた上で、すぐ全部返したということは答弁したつもりでございしますが、新聞の言った点は、その辺が間違いであると私は思っておりません。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） だから、町長、私が9月の定例会で言った、総務省はこのような指導をしているということで一般質問をしたのに、10月1日付でもしているということですから、町長の責任があるんですよ。なぜそれを、部下のせいにするんですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私は職員に責任は負わせないというのを、この議論をする段階で言っておりますから、その点は、職員がこういうふうに行ったという報告を事務をやっている職員から受けるわけですから、その点でわかったことについては多分9月議会で僕が言ったと思いますから、そういう状況であると。これについては最

初言ったとおり、きちっと守るという点はしたわけでございますので、その辺で御理解いただきたいというのは私の考えでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） どうか町長、私の質問に対して的確な答弁をしてくださいよ。私は町民を代表して質問しているんですよ。ところが、これは済まなかったと、私には9月の一般質問で、これからはしめせんと、見直しますと、こういう答弁をしておいて、10月1日までしておいたということはおかしいでしょう。だから私はそこを言っているんですよ。

私は、平成29年度の決算認定の折に、町長審査をしたときに、このふるさと納税については「私は聞いておりません」とか、いろいろ申しましたから、やっぱり町長は部下のせいにするのかなという質問をしているんですよ。どうであろうと契約者は町長ですから、これはこのように9月の答弁で言ったけど、これは間違いがあったと、そこですみませんでしたというぐらいは町長、してくださいよ。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 事務をするのは職員ですから、だから全て町長が1人でできるはずはないでしょう。だから、そういう点は私は今、聞いたことを言っているわけですよ。全体的にはこのふるさと納税によって南種子町が外されるとか、法制化される、そういう状況の中では来年の4月以降はこれはだめですから、これは議会の言うとおりにやりますというのをまた言っているわけでありまして、そこは経過を踏まえて、その点だけでの断り的な点は言わないというのは私の考えであります。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） いまだに町長、事務的には職員がするでしょうよ。最終的な責任は町長でしょう。それでは町長、平成30年度の12月1日現在で、ふるさと納税給付金の総額を答弁してください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長からさせますので。

○7番（立石靖夫君） いやいや議長、町長。

○町長（名越 修君） 町長は全部はわかりませんよ。わかるはずがあるか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 今年度の12月1日現在ということでございますが、今年度11月末現在で把握をしてございますから答弁をいたします。

11月末収納実績で1万2,270件、8億2,010万3,751円となっております。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 今、先ほどの町長のあの文言は、どういうことですか。公の場

で私は質問しているんですよ。答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 答弁はありません。

○議長（小園實重君） 町長、言葉が平常心じゃないように見受けられるような発言があったと思うんですね。冷静に対応いただきたいと思います。

立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、私の質問に答えてくださいよ。あなたは9月の定例会のときにも、「議会が予算を計上してくださいよ」という発言をしましたよね。議会が終わってから、「そのことは取り消してください」、そういう無責任な答弁というのはいけませんよ。しっかりしてくださいよ。

次に、それでは、このふるさと納税寄附金について、県から何か話がなかったのかどうか答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今回の報道に関しましては、こちらから丁寧に経緯を県に説明させていただいたところでありますので、それはありません。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、「ありません」じゃないですよ。県からふるさと納税について話があったんでしょう。課長でいいですから、課長答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 県から指導とかそういうことではございませんが、こちらのほうから丁寧に説明をさせていただいたということでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） このことについては町長も興奮しているようですので、これ以上はいたしません。町長、議員は町民を代表して一般質問をしているんですよ。町長は今まで議員が質問したことに対して「答弁をしません」とか、それから「議会に報告する必要はありません」とか、いろいろ町長は言っていますが、そういうことじゃなくて、議員は町民を代表しているわけですから、町民の声を大切にしてくださいよ。

次に、移りたいと思います。

名越町長が1期目に建設した堆肥センター、総事業費は約4億2,700万円、そのうち起債借入額約2億8,000万円、キャトルセンター総事業費約1億7,300万円、そのうちに起債借入額が約1億120万円、事業費合計で約6億円、起債借入額約3億8,000万円、この両施設で開始してから7年間赤字続きであります。2施設で赤字累計額は幾らになりますか、町長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 町長としては、農業振興を図るためにキャトルセンター、堆肥センターをつくったということはもう議員も御承知のとおりでございますが、平成23年度から両施設を本格稼働させて農業振興対策として、町堆肥センター施設は家畜、排せつ物等の有機質資源を堆肥化して処理するという良質なバイオ堆肥を生産して町内の農地へ還元して土壌の生産能力の維持増進と家畜環境保全。肉用牛キャトルセンターは、畜産農家の子牛育成の労働力の低減、畜舎や堆肥舎等の投資抑制を図るとともに、飼養頭数の規模拡大や高齢者の経営維持により（「議長」と呼ぶ者あり）肉用牛（発言する者あり）生産基盤を図り、畜産振興を目的として農業振興に取り組んできました。

畜産については、施設設置当時の状況からすると、1戸当たり飼養頭数も15頭から21頭の140%、売り上げ金額も7億円から14億円の2倍、畜産農家1戸当たりの販売価格も1,400万円と倍増しているわけでありまして、母牛飼養頭数も1,736頭と10年前からほぼ横ばいの微増でございます。これもキャトルセンター、堆肥センターの施設利用の効果でありまして、これも農業の土台となる土地、農地、土地に力を入れ、堆肥生産に努め……

○議長（小園實重君） 町長、町長、とりあえず累積赤字額にのみ質問がありましたので、係数的な範囲でまずは答弁願います。

○町長（名越 修君） 議長に答えます。そういうことでは、この堆肥センターを何のためにやるのかというのがわからないわけですよ。だから今説明しております、間もなく終わりますので。

平成26年度より、たび重なる台風襲来によりまして、耕種部門は厳しい状況にあるわけでありまして、経営状況についてはそれぞれ担当課長から説明させますが、基本的にはキャトルセンター、堆肥センターについては、有効利用を図っていて、所得倍増に向いているということをお願いしたかったわけでありまして。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、堆肥センター、キャトルセンターの両施設の運営状況についてであります。本格稼働した平成23年から29年の7年間の収支の状況につきましては、堆肥センターで経費のほうが9,387万6,187円多く支出されております。

キャトルセンターにつきましては、経費のほうが3,480万3,530円多く支出されているような状況であります。

堆肥センター、キャトルセンターの両施設の合計で経費のほうは1億2,867万9,717円多く支出されている状況であります。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 先ほど町長の答弁で、私がいまいから説明をしているということなんです、わかりきっているんですよ。当初から私は議員でしたから、わかっているんですよ。

町長は、平成27年第3回定例会の同僚議員の質問に対し、総合農政課長に答弁をさせて、「赤字の主な原因は、家畜排せつ物の原料受け入れができていない」と答弁させ、「当初計画の61.8%である」と答弁をしております。当初計画は甘かったんじゃないですか。

町長の答弁はですよ、「肝に銘じて立て直す」と答弁しているが、どのように立て直し、赤字解消が図られているか、町長の答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私がいろいろ説明した理由は、やはり決算認定で承認されませんでしたから、ここに大きな問題があるんですよ。堆肥センターとキャトルセンターをつくったことによって、どれぐらいの所得が上がっているかという、そこを決算委員会でも全く見ていないわけですから。だから私はこれは道をつくるとき、そういうのと同じ考え方で申しておりますので、その辺は御理解いただいた上で、堆肥センターは運営当初直営方式でやっておりました。この辺も言わないとわかりませんので説明しますが、第三セクター方式から……

○7番（立石靖夫君） 町長、赤字解消はどのように図られたか答弁してくださいよ。

○町長（名越 修君） だから、これから赤字解消は、そういうことでの赤字解消というのはできないと思いますよ。

○7番（立石靖夫君） 何で、するとちゃんと言ってますよ9月議会で……

○町長（名越 修君） それは農業ですから、資本投下をして、農家の条件、農家は所得が上がるように町は投資するのは当たり前でありまして、そういうことは私はいっているわけでありまして、とりあえず赤字解消はそのことによって、堆肥を売って生産性、その黒字になるというのは絶対あり得ませんから、堆肥を使うことによって農家所得を上げるというのは農業政策なんですよ。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 先ほど町長は農業所得が上がっていると答弁しましたが、幾ら上がっていますか。幾ら上がっていますか。全体所得の6.何%しか農業所得はないですよ。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 人口が相当減っている中で、いわゆる肥育農家も少なくなっている中で、いわゆる頭数もふえてきて牛の場合ですね、そういうことでやっている

わけですから。これ全体で言うと町税のそれで見てもわかるんじゃないですか、町税、税金がふえているというのは。税金は実際上は税務課の職員が聞き取りによって課税しておりますから、その辺は少のうございますけれども、実際状況としてやっぱり牛の売り上げそのものが10何億もしているわけですから、その辺含めば、10年前、15年前と全く変わっていないような状況を今でも上げていると、人口少なくなってもというようなことを私は申し上げたいわけでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、農業所得が10何億も上がっているということですが、税務課長、農業所得、所得ですよ。幾らかわかれば答弁をお願いします。全体の何%に当たるか。

○議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） お答えをいたします。

我々が調べております農業所得につきましては、全体の2.62%でございます、1億6,672万7,000円でございます。当然これは農業者が農業の所得を申告している分でございます、例えば法人とか、農業法人の場合は農業所得じゃなくて給与所得で上がってくるという関係もございますので、なかなか町内全体の農業所得を計算するには、ちょっと税務課の数字ではあり得ないというふうには思っております。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） だから町長、30年度の定期監査の結果、町長は恐らく報告はあったと思うんですよ。キャトルセンター、堆肥センター等の各施設の運営については、採算制と農業振興の観点から健全経営をなささいという監査委員の指摘が出ていますよ。

次に行きます。

3番目に、農業用育苗施設の赤字対策について質問をします。この施設は主に安納芋育苗施設であり、平成24年度堆肥センター、キャトルセンターの隣接敷地に設置し、29年度まで毎年赤字続き、6年間で苗販売額が56万円、経費が3,876万円、累計赤字が総額3,321万円で、一部のこの生産者の所得向上対策でも町民の貴重な税金が投入されております。この育苗施設の赤字改善について町長は今後どのように考えるか答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） さっきの点で答弁漏れがありますので、ちょっと言わせてください。

運営の、つまりキャトルセンター等の赤字改善の関係です。運営の健全化、赤字改善については、堆肥の生産量拡大と供給体制を充実させ、販売価格の見直し、農

家への周知、宣伝、販売窓口の拡充、袋堆肥のペレット化などによる利用者拡大など、運営改善を図って農業改善の拠点施設として有効な活用を図るべく推進していきたいという、これは前の分に対する説明不足でありましたので申し上げました。

安納芋につきましては、平成10年、11年に県の農業試験場、熊毛支場で総合農政課の農業技術指導官の上妻道紀鹿児島県研究員によって品種登録されたものでありまして、現在では種子島全体で栽培農家が612戸で、672ヘクタールで安納芋が栽培されているようでございます。

売上額も24億円を超えておりますが、こういった点では安納芋の振興が図られているわけでありまして、本町の状況としましては、栽培農家戸数が122戸、97ヘクタールで栽培されております。販売額も3億4,000万円と伸ばしております、土地利用型の品目として収益性の高い品目として定着しつつありますが、農業用育苗ハウスの件でございます。

種子島特産である安納芋の品質安定を図るためには、目的としてウイルスフリーバイオ苗の供給を行い、農業振興には欠かせない重要な施設だと私は思っております、今後とも安納芋栽培が本町重要品目として定着するまでは、運営改善を図りながら農業振興対策として取り組んでまいらなければならないと思っておるわけでありまして、運営状況については担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、先ほどから私は言っているんですよ。いろいろなこの安納芋の育苗施設については大切だということは私もわかっているんですよ。

だけど、町長は御存じないと思いますが、平成24年度、収入額が88万7,600円、支出が627万4,000円、平成25年度が収入が105万6,000円、支出が661万円、平成26年度が100万円、そうすると支出が75万4,500円、平成27年度が108万5,000円、支出が56万7,400円、平成28年度が78万9,000円、支出が636万円、平成29年度が、この芋の苗の販売代金が72万3,000円、そうすると経費が624万5,000円かかっているんですよ。

だから、大切だということは私もわかっているんですよ。この経営改善に努めなければいけないというのは、今まで再三言ってきているわけですよ。これから改善に努めるということで、いっぱい答弁をしてもらっても、それではこの安納芋の苗代を上げるとか、そういう方法で改善を図らなければいけないとかいう答弁をしてくださいよ。そういういろいろな必要性とか、そういうのは私はわかっています。

3事業で総合農政課長、3事業ですよ、キャトルセンター、堆肥センター、安納芋の育苗施設で総額幾らの累計赤字になっているか答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。（「早う言えや」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長（小園實重君） 再開します。立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 総合農政課長、いいです。3事業で赤字合計が1億6,188万9,745円、これだけの赤字、町民の税金を使っているんですよ。もうちょっと町長がしっかりして、私の言い分はこれをゼロにしろということじゃありません。改善すべきところは改善を、指揮をとって図ってください。何か答弁があれば、町長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 安納イモが全国的につくられるようになりまして、鹿児島はもとより、イモの本場の千葉県でも安納イモをつくったわけです。結果的には、向こうのほうとしては、味が出ないということで、ほとんど鹿児島県内、本土のほうでもそういう状況になってきておりまして、安納イモの場合はその辺の問題がありますから、今、立石議員のおっしゃる点は、当然のことでありまして、苗木は可能な限り、議会の決算の報告の中にも改善するよにということがありますので、その辺については、例えば、大半ということにはいきませんが、農家に少なくとも5ヘクタール以上とか、1町歩以上ぐらいの人については、自分たちで苗を育ててもらうようなことで、これはどうしてもこの苗を使わせないと味が出ないわけですから、これは徹底したいと思っておりますので、その趣旨を十分踏まえた上で、改善をしていきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 今まで、私はずっと、この赤字対策について、町長の答弁を求めてきましたが、改善する、改善すると言っておきながら、何ら改善しておりません。

次に移ります。これから町長の選挙公約について質問をします。議会で2度も町政座談会を開催すると町長は約束をしております。公約では、町民の声を聞く町政座談会を開催すると、町民と約束をしましたが、平成27年第4回定例会、12月定例会ですが、同僚議員の質問で、開催を促す質問に対し、28年の3月議会も終えて、4月になれば開催すると答弁いたしましたが、いまだに開催しておりません。その理由について簡単に町長の答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 町長で、南種子町のことも、県段階のいろいろ役員とかありまして、やはり出張が、減らすようにしておりますが、大体、月平均12日ぐらいは出張しておりますから、そういう点で日程調整ができないと。ここにいる段階では、課内調整とか、そういう点がありますので、これについては申しわけないと思っておりますが、つまり28年の4月1日に開いただけなわけですから、それらについては、議員おっしゃるとおりであります。町民の皆さんの声を直接聞くというのをしておりますから、これは今、そういった理由でできなかったのも、そのかわりとしては、やはり地区、町の行政連絡員でありますとか、町の公民館連協会等の理事会などとの関係、各公民館単位での意見交換を聞きながら、意見集約をしてやっているわけですが、それは言ったことについて実行していないのは事実でございますので、議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 私は、町長とけんかしているつもりではありません。町長が約束したことですから、いろいろな会合で忙しくとも、やはり開催すると、みずから選挙公約でして、議会でやりますという答弁をしているわけですから、ぜひ、約束したことは守っていただきたいと、このように思います。

次の質問に入りますが、これも選挙公約であります。平成29年第1回定例会の私の一般質問で、商店街の活性化のために、市街地の中心地に駐車場、トイレを設置したいという公約について、いつ設置するか質問に対し、関係機関というのは商工会だろうと思いますが、現在、協議中と答弁をいたしました。町長みずからの選挙公約であり、また、同僚議員の再三の質問にも30年6月には、予算提案すると答弁をしていたのに、任期終了を目の前に、いまだに選挙公約を達成していないが、31年の3月までに実現するのか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、議員のおっしゃるとおりでありまして、この件については、ことしの9月定例会においても、上園議員の質問に対して申し上げましたが、民有地を整備することにつきましては、相手があるわけでありまして、それよりもトイレ、休憩室等を設置するには、数千万円のお金がかかるというようなことを考えたとき、やはり次年度に送らざるを得ないということがあります。というのはどういうことかといいますと、町の予算が63億円です。今度、63億円を超過しているわけでありまして、わずか5,700の人口ですから、本当は四十四、五億円の予算規模なんです。前の選挙で決めてきた議会の決定事項とか、それがあと2年間、決めたことが残っているんです。そういう点で、私は基金を一つも崩さない方法でやっておりますから、その点でいきますと、財政的に一般財源が不足するというのもあつ

て、おくれておりますので、これについては、時期的に選挙前にやるというのは、基金を崩せばできることですが、これはやらないほうが良いという判断をして、次期に委ねたいというのが現段階での私の判断でございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） だから、町長、何で商工会と協議中と答弁したんですか。この前の商工会の役員の皆さんと議員と語る会にも、なぜこれをしてくれないのかという質問は、町長も聞いていますよ。それを、自分だけそのように思っています、相手には相談も一つもしていない。そして、議会には設置をするという答弁をして、何か町長の答弁はちぐはぐな気がするんですが、本当に商工会と協議をしたのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 地主との相談とか、そういう点の報告をしたわけでありまして、この前の会議、議会と商工会と語る会は、私は商工会員でありますので、赤字マンゴーの社長でございますから、それで出会していたんです。私には発言を議長はさせませんでした、そういった点では、私の言ったことが、例えば基金を崩して……。

○7番（立石靖夫君） 町長、そういうことは聞いていませんよ、私は。

○町長（名越 修君） それを説明しないと、六十数億の予算でやっているという、そこから聞いておるわけでありまして、その辺を含んでやっておりますから、協議については、商工会とは三役が来ましたから、そういう話をしただけの話でありますので。だけという表現はまずいんですが、やはり今、現状では選挙前ですから、選挙前にそれをやるというのは、ちょっと問題があると思いますので、先に委ねるという決意をしたところでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、私の質問は、商工会とも協議をしたのかという質問ですよ。だから、したときにはした、しないときにはしない、商工会長も了承済みであるという答弁をしてくださいよ。

次に移りたいと思います。私の質問に対して、町長が答弁をしておられませんので、次に移りたいと思います。台風24号の被害状況と、名越町長の被災地対応について質問をします。

この質問で、町内の被害額等も聞くつもりでございましたが、時間がございませんので、この被害額については割愛させていただきますが、でん粉操業前に、永松でん粉工場倉庫が台風24号の強風と高波によって破損し、操業期間が他の工場よりもおくれ、操業することになりました。町内の農家は、中種子町の工場への運搬とな

りました。

そこで、名越町長にお伺いしますが、県の選出国會議員や地元県議、熊毛支庁長、中種子町長、種子屋久JA組合長、関係者において、10月13日、永松でん粉工場台風災害現場の調査を行ったと聞きましたが、肝心な地元町長は用件があると参加しなかったと聞きました。

本町の農業のさとうきび、甘しょづくりは本町の基幹産業として非常に大切な作物であり、その甘しょをでん粉に加工する大事な工場の24号被害調査に同行しなかった理由は、本町の首長として私は納得できませんが、案内同行をしなかった理由については、大事な用件、突発的な用件が発生したことが理由と思いますが、なぜ被災地に同行しなかったのか。突発的な用件が出たのかどうか、町長に答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 森山先生が、台風24号、災害があつてから、即、四、五日うちにまいりましたから、私は、来島することは、ちゃんと先生から報告を直接受けておりましたから、空港に迎えに行つて、ずっと同行しました。朝の飛行機で来て、中種子を回つて、それで最終的に12時前に永松さんのところに来たわけですが、時間が、たまたま12時から島間仲之町の第1回仲之町祭りが始まりましたので、そこでの挨拶を要請されておりましたので、そこに同行するというところで行つたところでもあります。

基本的には、その件については、災害の状況等について、後ほど協議した結果、永松さんは、その災害でやるんじゃないくて、永松さんのかけている保険でやるということで、そのほうが経費的にも少なく済むということでやったことによって済みましたが、私としては、その祭りに行って挨拶があつたので、向こうを出るといふのは、先生にも直接お話をして、そうさせていただいたということでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） だから、突発的な用件とか、そういう大事な用件があつて同行できなかったということなんですが、私は、島間の仲之町の祭り、大事なことに對して、それでは副町長をやるとか、そういう方法ができなかったのかなと、こう思うことですが、この台風被害の後、永松でん粉に町長は見に行つたのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 状況については、熊毛支庁を含んで、うちの担当課と連携のもとで、そういう状況で問題なくやれるということがあつたので、行つておりません。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、南種子町の首長ですよ。おまけに、大事な甘しょをでん粉にする工場が被災をして、他の工場よりはおくれて、農家も不便な思いをしたわけです。それにいまだに行っていない。私は、ちょっと首長としてどうしたものかなど。仲之町の祭りに行かなければいけないという用件が出た場合は、町長も携帯を持っていますから、副町長に、それじゃあ私のかわりに現地を見てくださいという報告ぐらいはして、地元の首長のかわりにやるべきではないですか。町長の答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 森山先生が来るということも、前日、連絡を受けたわけでありますから、そういうことで、私は、全て、1週間に1回は、森山先生から私に電話が来ますから、だから、その辺でも十分わかっているわけですが、本当は後から行けばよかったのかなと思います。すぐ、翌々日、熊毛支庁とうちの担当課との協議によって、こういうように処理するようになったという報告も受けておりますので、これについては、永松さんには申しわけないなという思いを、今後、その辺は御挨拶したいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 私は大事なことだと思います。町長は大事でないと考えているかもしれませんが、こういう大事な台風24号のために被災した、この工場が、ほかの工場よりはおくれて、南種子町の農家に不便な思いをさせたということは、私は、やはり責任を感じなければいけないと思います。今になって、その現場に行ってみればよかったとか、そういうことじゃなくて、やはり方法があるわけですから、町長がどうしても行けない場合は、副町長、副町長が行けない場合は総務課長、やはり順番があるわけですから、そのようにして、中種子の町長は隣の町のでん粉もあるわけですが、いろいろ西之表市とか、そういう関係の人が同行するのに、なぜしなかったのかなど、このように思ったところであります。

次に、大きい3番目もありますが、4番目に入りたいと思いますが、平成28年12月6日の報道で、町職員の外部団体の会計処理をめぐる、職員が依願退職したことについて、名越町長は、外部団体の会計は原則的にさせないと答弁をしております。外部団体の会計処理はさせていないか、あるとすれば今現在、何団体、職員が会計処理をしているのか。町長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 総務課長から答えさせます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 今、立石議員がおっしゃったとおり、28年の定例議会で町

長のほうが、外郭団体の会計の処理はさせない、すべきでないという答弁をしているところでもあります。その後、内部のほうでいろいろ検討し、外部団体等と色々な協議をして、大分、会計処理については、しない方向に進んできたんですが、本年の12月1日現在で、まだ会計処理が残っている外郭団体の数が、現在45件となっているところでもあります。これにつきましても、各団体において、組織の人員や運営状況等によって、職員が会計事務をしなければならないものもあるというのは現状ではありますが、引き続き可能な限り、各団体で実施できるよう、今後も指導協議のほうをしていきたいというふうに考えています。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） だから、私の資料の中では、会計処理をしている団体名は30と聞いておりますが、45と、今、総務課長が説明しましたが、町長、やはりこの議会で答弁をしたことに対しては、できるだけ守っていただきたい、努めていただきたい。いざ、職員が不正を起こすと、ただ責任も何もとるのは職員です。これは職員に、そういう事務処理をさせる場合には、町長みずからが責任をとってやってください。

以上で終わります。

○議長（小園實重君） これで、立石靖夫君の質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

○議長（小園實重君） 引き続き会議を開きます。

次に、柳田 博君。

[柳田 博君登壇]

○2番（柳田 博君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

皆さんも御存じのとおり、三菱重工業と宇宙航空研究開発機構JAXAは、さきの10月29日午後1時8分に温室効果ガス観測技術衛星いぶき2号機と、アラブ首長国連邦の観測衛星の搭載をしたH-IIAロケット40号機を、本町の種子島宇宙センターから打ち上げました。いずれの衛星も、予定の軌道で分離され、打ち上げは成功し、H-IIAロケットは34機連続成功し打ち上げの成功率は97.5%と世界最高の評価を得たところでございます。

また、11月24日土曜日には、種子島宇宙センター打ち上げ50周年記念式典もとり

行われ、衆議院議員の国会対策委員長の森山先生、三反園県知事、八板市長、田淵川町長、JAXAの山川理事長のほか、地元の方々、産業界、自治体、関係機関の方々からも多数の御列席をいただき、盛大に挙行されました。

また、その前日には、昭和46年、宇宙センターの建設に伴い、集落ごと移転された元大崎集落の28名の方々と関係者の列席のもと、記念式典もあったと聞きます。先祖から受け継いだ田畑や家を後に移転する心中を察するに、胸迫るものがあります。

さて、少々前口上が長くなりましたが、質問に入らせていただきます。今回は、数字的には述べませんが、私がこれから質問する事項については、町民の切なる要望、意見であります。町長の御意見を含め、御答弁いただきますようお願い申し上げます。

町長は、程度のよい物件があれば町が借り入れ、リフォームを行い、家族留学や不足している教職員の住宅として活用、提供していく旨の公約をしたと思うが、町が借り入れた空き家は何軒ぐらいあるのか、また、借り入れた物件を町の経費を使い、内外観どちらでもいいですが、リフォームした軒数を教えていただきたいと思っています。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 柳田議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成28年度に集落町政連絡員の協力をいただきまして調査した空き家の数は204軒となっております。町が借り入れた物件やリフォーム終了した実績というのは1軒もありません。

平成30年度から家族留学制度を導入しておりますので、住宅所有者に修繕をしていただき受け入れを行った実績があります。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） なかなか1軒もないということでございます。他人様の家等を借り上げてリフォームをしたりするというのは、非常に難しいことかなというように私も思います。その物件、リフォームをしようとするとなお難しいのかなというふうに思いますが、後もってまたその件についても質問したいと思います。1軒もないということを承知したところでございます。

次に、教育長の答弁をいただきたいと思いますが、教職員の先生方に事情が許されて、町内にできれば勤務地域に居住するとしたら、何軒ぐらい住宅が不足しているのかお教えいただきたいと思っています。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 柳田議員の御質問にお答えします。

平成30年度の教職員住宅の状況ですが、管理している住宅は34戸あり、教職員が入居しているものが30戸で、残り4戸については教職員の入居希望がなく、1年未満の短期入居者として宇宙留学生家族が入居しております。このような状況から、一概に教職員住宅が不足している状況とは判断しにくいところでございます。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 不足していないということですが、次に、質問していきたいと思いますが、小中学校の教職員は総数何人勤務されており、そのうち何名、何家族の方々が町外に居住して通勤をしておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

教職員の町内居住状況ですが、県費負担の教職員86名中、町内に居住している者は60名で、約70%の居住状況です。町外居住者26名中、町外にある持ち家からの通勤者が2名、配偶者の勤務や子供の高校通学との兼ね合いで町外居住者が6名の状況であります。

なお、教職員の校区内居住につきましては、これまで同様、県教育委員会へも転出する学校において校区内居住や町内居住について指導してくれるよう要望しているところでございます。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 70%ということであるようでございます。町外にもかなりの方が居住しておられるということですか。

なぜ私が再三再四このことについて質問するかといいますと、保護者の方々からそれぞれの学校に十数名の先生方が勤務されておりますが、その地区、地域に居住している先生方は、各学校長それから教頭先生を含め3から4人の先生方しか居住しておらず、地域等や子供会の諸行事にも参加してもらえず、地域の人たちや保護者との交流、コミュニケーションが全くとれていない、先生方との間に溝ができてしまっているということを聞くんです。

私は、教育委員時代に、先生方は教壇に立ち、子供たちに勉強を教えていただくことは本分であり、ありがたく感謝しておるということを言っています。地区や地域の人たちとも密に接し、社会教育もしていただきたい旨のお願いもしてまいりました。地区や地域の人たちと接することで、学校教育にも幅のある教育ができると思うからです。

質問に入りますけども、なかなか先生が居住してもらっていないというふうなことが言われておりますが、教育長先生はどのようにそのことについて思われておる

かお伺いしたいと思います。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 町外に先生方が住んでいらっしゃることに關してですが、本人の御事情があつて、いろいろお考えの上で決めておられることだろうと思います。できることなら、町内、校区内に居住していただきたいというのは、私も同じ思いでございます。教職員の校区内居住については、地域の教育力の向上や地域との連携を図る上での教育的効果は大きいと考えておりますので、今後とも機会を捉えて町内居住、校区内居住を推進してまいりたいと思います。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 私も教育委員をしていたころ、やっぱり先生たちはなかなか住宅事情、自分たちの考えるに値しないというふうなことから、居住していないわけですが、そこで、住居については異動の内々示のときに、先に勤務されておる先生方と連絡を密に取り合い、探すのだそうです。幾ら教育長先生が地元に住居を確保しておるからということで、できるだけ勤務地に居住してほしいをお願いをしても、聞き入れてもらえないことも十分自分の経験からわかっております。

一昔前までは、衣食住と言つておりましたが、最近は住食衣と言つても過言じゃないというように思います。住むところが一番だと私は思います。

住居の条件として、周辺にはある程度家もあり、トイレは水洗、部屋数は少なくもなく多くもなく、広くもなく狭くもなく、学校よりほどよい距離で買い物が近く、ニーズはさまざまだということですが、住宅を提供しても、トイレはくみ取りで、一軒家で買い物をするにも店は近くにはなく、部屋は広々と寒々とあるような間取り、このような物件では到底なじまないと私も思います。

そういったことから、町長の所見を伺いたいと思いますが、Iターンの方々、Uターンの方々、また家族留学の申し込みも非常に多いように聞きます。教職員も含めて、各地区に3軒から4軒は空き家を借りてでも、ここに住んでいただきたい、町として行政として今後実施していく考えはないか。

町長は、次期も町長選挙に出馬を表明されており、農業振興対策も非常に大事です。しかし、主に給与所得者が多いわけですから、税は平等に使われるべきだと私は思っております。町が明るく元気になる政策上、これから必須の課題だと思っておりますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 柳田議員の御質問にお答えいたします。

地方創生総合戦略の中で、空き家改修等を行い、魅力的な住まいの提供に努め、移住定住の促進を図ることとしておりますが、現在のところ、住宅改修等の諸制度

はありませんので、現在、住宅改修補助、住宅購入補助制度の要項を整備しようということで準備しておりますので、今、議員提案のことについては、どうしても必要ですから、つまり、今地域おこし協力隊の方が7名来ておまして、その人たちがそれぞれありのままの意見を全国に発信しているわけでありますから、そうした中で1月に1万件以上それを発信したのを見ていただくというそういう人もおるわけでありますから、その辺では本町に来たいというのはあるわけでありますので、それにはやっぱり条件が必要だと思えます。条件というのは受け入れ体制です。周りに若干土地があって、そこで野菜もつくれるとか、その辺での収入も含んで考えないといけないわけですが、この件については、いずれにしても要項をきちんと整備して、取り組みたいということでの、今、内部的な協議を進めておりますので、しばらくお待ちいただきたいとこのように思います。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） ありがたい答弁もいただきました。できるだけ早急にその対策、そういったものを活用していただきながら、1軒でもそういった空き家対策も含めて居住する方々が気持ちよく来れる体制をとっていただければなというふうに思っております。よろしく願いしたいものです。

次に、学力向上対策についてですが、文科省は、今年度当初、小学校6年生、中学校3年生の全員を対象に、全国学力学習テストを実施しました。その結果を7月31日に公表したわけですが、都道府県別平均正答数と平均正答率を見ますと、鹿児島県は最下位、全教科平均正答率も平均正答数も平均割れという現状でございます。また、鹿児島県の中で、本町の子供の学力も小学校は多少いいほうだが、中学校はもう下位のほうだというふうに伺っております。

県教育委員会はこの結果を重く受けとめ、学力向上ウェブシステムをさらに充実させて対策を講じると、また、今後の指導力向上に生かしてもらうため、詳細な分析結果と同意した市町村の結果を9月中旬に公表すると言っております。県教の指導のもと、本町ではどのような対策をとっているのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

本町では、小中一貫教育の取り組みの一つとして、学校における学業指導や家庭における学習習慣について指導を重ねており、その結果、徐々に学力の向上が見られているところでございます。全国学力学習状況調査において、小学校は全教科において県平均を上回っており、全国的にも高い学力水準ですが、中学校においては、全教科で全国、県平均を下回っているところでございます。

このようなことから、中学校においては学力向上対策として、基礎基本をもとにした思考判断の場の設定、表現方法の工夫に重きを置いた指導を行ったり、チーム・ティーチングを行ったりして学力向上を図っているところでございます。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 学力も上がっているということを伺ったわけですが、実態はそうなのかなあというふうに私は思っております。

各学校では、教育委員の学校訪問の際等はグランドデザインを作成し、総合的な教育指導が特色を出し実施していると、そういった説明を受けるわけですが、そういった努力が絵に描いた餅にならないように、ひとつお願いをしたいものだと思います。

以前はどうかわかりませんが、最近、南種子中学校のあるクラスの生徒たちが、教科担任によって非常に授業態度が悪いようであることも保護者のほうから聞いております。学期末の試験も信じられないほど悪かったというふうに聞いておるわけですが、その悪い真実を把握し、早急な対策を講ずるべきと思うが、教育長先生の答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

中学校においては、先ほどの対策に加えまして、県の学びの組織活性化プロジェクト事業、これを活用しまして、県教育委員会の指導主事の指導も受けながら、指導方法の工夫改善に取り組んでいるところでございます。さらに、特に学力に伸び悩んでいる生徒については、放課後の時間を利用した個別指導を行い、生徒の学力向上に努めているところでございます。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 教育委員会としての対策はそのような格好であると思います。

しかし、町長、今、中学3年生が非常に悪い状態だというふうに聞いておるわけですが、今、教育長先生の話も聞きましたけども、町長はどのようにこのことを捉え、聞いてはいるかと思うんですけども、学力向上については町長として首長としてどんな考えを持っているのかお聞きをしたいと思っております。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 教育長の答弁でおわかりのとおりだと思うんですが、結果的には私も報告はきちんと受けているわけでありまして、実は、あの中学校をつくって、今二十二、三年になるわけでありまして、はっきり言いまして、つまり二百六十数名いてあの学校をつくったんです。日本一の学校をつくったわけでありまして、ところが、20年の間に世相の変わりがありまして、いわゆる都市集中になっ

てしまったこともあって、今、生徒数は恐らく百二十数名なんです。ああいう5ヘクタールの敷地があるわけでありますから、スポーツ施設は相撲場と弓道場がないだけで全てそろっているわけです。そういうようなことを考えると、本当に学校、校長先生、職員もつまり3分の2以下に減っているわけでありますから、いろんな苦勞をして学校経営をやっているんだらうという思いがありますけれども、それと学力の関係でいいますと、やっぱり条件整備をしていかなければいけない点があると思いますので、そこについては、やっぱり教育長に一任をして、教育委員の先生方と十分な協議をして、町のほうとして手助けできる点があれば、それは惜しまずに対応していく必要があるんじゃないかと、現状ではこう考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 首長としての御意見も伺いました。このことについては、教育委員会のみならず私もやっぱり協力し合って、子供の学力向上について一生懸命努力、対策を講じるべきじゃないかなというふうに思っておりますので、今後の対策も含めてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、防災について質問をしますが、私は、Uターンで64歳まで36年間、島間にあります九州電力新種子島発電所に勤務し、お世話になってきました。北海道のこのたびの災害における北海道全域の大停電を見たときに、実際、私たちの暮らすこの種子島はとふと考えることでした。9月末の台風24号が襲来したときも、3日から4日、停電した地域もあります。大きな影響、被害がありました。

昨今、電気は欠かせないライフラインとなっております。そこで、前回の定例会でも同僚議員も質問をしたことですが、発電所の防災、特に津波に対する対策がないと私は思っております。私がある程度専門性を持って議会で話をすると訴えられるかもわかりませんが、電気事業者として電気をつくり、私たちに供給する使命があるわけですから、あえて質問します。

津波に対する対策を、1回は協議をされたらと総務課長のほうが雑談の中で話をしておりましたが、津波の被害を受けるような事業所、特に再度検討するよう行政指導はできないか、町長の考えをお伺ひしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 以前に、九州電力の熊毛配電事業所に確認はしたところでありますが、地震・津波対応マニュアルも作成しております。新種子島発電所においても、十分に電力供給はできる対策は整えているという回答は得ておりますが、実際上は、ここほんの最近の状況として大変な、やっぱり津波とか被害が起きている現状を踏まえると、これでいいのかなというのものはないんですが、九州電力

の配電事業所としては、災害時における電力復旧等に要する協定書も締結しているわけであります。災害時の電力供給対策を整えてはいると言うんですが、それはやっぱり事業所の考え方でございますから、我々素人の考えとしては、どれぐらいの波のときどう発電所が波につかるのかという点、そこまで詳しく私は検証したことがございませんので、やっぱり今後そういうことも頭に入れながら、やはり話し合いをしていく必要があるんじゃないかと思えます。

種子島の大半は島間で発電して、職員を置いているわけでありまして、企業としては大きな企業として位置づけされるような状況もありますので、今後とも連携をとって住民の安心・安全のための体制づくりについては協議していきたいと、また、有識者として、場合によってはまた私のほうも相談するかもしれませんが、そのときはどうぞよろしくお願ひしたいなところ思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 私はこの発電所に勤務したことがありながら、発電所の概要をちょっとこういったところで説明するのはどうかと思うんですけども、説明していきたいと思えます。

発電所には原子力、火力、水力、海洋温度差、地熱、風力、太陽光などさまざまな技術をもって発電する発電所があることは皆さん御存じかと思えます。島間にある新種子島発電所は、火力発電の中で内燃力発電といって1万馬力の大きなディーゼルエンジンを直結した発電機を回して発電しております。1台6,000キロというふうなエンジンですけども4台あります。なぜ、火力発電所というかという、蒸気をつくってタービンを回し、直結した発電機で電気をつくる内燃力発電は、先ほども話をしましたが、ディーゼルエンジンを動かすもとはいずれも化石燃料、天然ガスであったり重油であったりします。そこで、原子力発電も同じですが、火力発電も内燃力発電も多量の冷却水、海水が必要となります。また、燃料となる天然ガスや重油をタンカーで大量に受け入れをしなければならない、必須条件です。

そのため、港の近くで海水を容易に取水できる場所、または海拔はできるだけ低い場所になるわけです。そういったことから、津波による災害、被害に遭わない絶対的な対策が要求されるわけです。被害に遭った場合は、ブラックアウトとなり全島停電、復旧には、エンジンを復旧するために1年以上の期間が要することはもうおわかりかと思えます。太陽光発電とか水力発電などでは到底、全島の電源を守るというわけにはいかないわけですから、どうしても絶対的な津波対策をしていただきたいというふうに思えます。

発電所の地盤面の高さが5メートルとすれば、海水をくみ上げるポンプなんかというのは、海拔2メートルのところに大きなモーターがあるわけです。もう大体、

3メートルの津波が来るとつかってしまうわけです。そのモーターがつかってしまうと、エンジンがトリップすると、とまってしまうというふうな現状もあります。そういった内容を知った中で、私、話をするわけですが、どうしても防潮堤とか津波対策に対する堤防、2メートル程度の堤防を周りに築くというふうなことも対策として一番重要なことというふうに思っておりますので、私どもも協力しながら、行政として指導していただければなというふうに思っております。

次に、小型無人機ドローンの導入について質問したいと思います。

新聞等でも、日本郵便、宅配業者、最近では鹿児島県伊佐湧水消防組合は、消防士を対象にした小型無人機ドローンの操縦研修を開くなど、最新機器の導入を意欲的に進めております。今年度の屋久島町の定例会で、議員より一般質問を受けた荒木町長は真摯に受けとめ、前向きに検討する考えを示しておられます。

本町でも、荃永、西之の方が導入をし、水田やきび、甘しょ、園芸作にも活用し実施しているのは御存じかと思います。行政としても、農業ほか薬剤散布はもとより、災害時の調査等にも幅広く活用ができると思いますが、JAなどとも協議しながら、今後導入を進める考えはないか、町長に伺いたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 御質問にお答えいたしますが、農業用ドローンによる農薬散布につきましては、平成28年に農林水産省が農薬を散布する小型無人飛行機ドローン操作の認定制度を発表してから、活用、普及が急速に進んでいるというのは、今仰せのとおりでございます。

詳細については、担当課長から説明させますが、実は、いわゆる小さな町でありますから、これから相当人口が急にふえるというのは、私は不可能だと見ているんです。しかし、考えてみると、全国千七百幾らの中で、人口比で言いますと、南種子町は出生率は22番目なんです。つまり赤ちゃんは生まれていると、こういう状況です、全国です。ですけど、それは小さな町の中の数字であって、これは全国的に都市集中型でございますから、そういうことを考えたときにやっぱりドローンというのは、今、広報のほうでは小型のドローンは使っているいろんな形で利用しておりますから、ありますが、これに農薬散布できるような大型なのを町が備えるというのは、やっぱり今職員数はわずか100名ちょっとでございます。でも、全体職員が二百五十数名もいるわけです。これはちょっと現状ではとんでもないことであります。やめさせることはできないわけです。そういうことを考えて、やっぱり機械を買って町がそれを操縦してやるということは不可能だと、僕はしないほうがいいという判断をしておりますから、今の点は非常に重要な件でございますので、関係機関とも協議しながら、どう対応していくかについては今後協議しないといけない

んじゃないかなと思います。とりあえず、総合農政課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 私のほうではドローンの導入について説明をさせていただきます。

町長が状況関係について説明をしたところでありますが、農薬の散布につきましては、農家の高齢化、人手不足、農薬の散布、飛散防止対策の人的被害防止などから、ドローンの実証化が飛躍的に広がりつつあるところであります。

本町でも、早期水稻の一斉防除として平成16年までは有人ヘリの航空防除、同年度に無人ヘリの防除を実施しております。本年度はドローンによる早期水稻の航空防除の試験的な実施をしたところであります。本町では、水稻航空防除無人ヘリ協議会による早期水稻栽培の約3分の1、110ヘクタール、2回散布を含めまして延べ面積で170ヘクタールの航空防除を実施しているところであります。無人ヘリにつきましては、日置市のアグリサポート吹上に散布委託をして、今、実施しているところであります。

農業用ドローンにつきましては、本町でも3名の方が導入しております。今後、国においてもスマート農業加速化実証プロジェクトにより、ロボット、AI、無人作業機普及などが加速化され、農業の成長産業化を実現するとしております。

本町でも水稻航空防除無人ヘリ協議会とドローン購入者、関係機関、協議を重ね、管理作業の省力化、生産コストの低減による農業振興に努めていきたいと思っております。ですが、その課題としましては、ドローンに対する高額な費用がかかる、その中で運営する部分の中で登録農薬が少ないとかいう課題もありますので、ここについては再度協議を進めながら、今後の対応をしていきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 協議をして進めていきたいという、総合農政課長の答弁です。

しかし町長は、導入しないほうであるというふうな答弁でございますが、高齢化してくれば、やっぱり自分の先祖から培ってきたものを捨てたくない、また人に余り譲ってまではつくらせたくないというような人たちが結構多いわけです。そういった中で、労働力を少なくする意味からも、JAとも協議しながら、行政で持てとかいうことじゃなくて、そういったJAも農家のやっぱり手助けをする一翼を担っているわけですから、そういった協議をできるだけしていただければなというふうに思います。荒木町長のお話じゃないですけども、やっぱり、屋久島はミカンとかそういう背の高いそういった作物があるわけです。さとうきびなんかも、一斉防除の云々という防災無線でも放送があるんですけども、もうさとうきびは高くなって、どうやって予防すればいいんだろうかというふうな人たちも中に入っているわけです。そ

ういったことも解消する意味からも、今、水稲は無人ヘリでやっておるわけですが、やっぱりこういったドローンを利用して、今後、また農作物を管理していくというのも必要じゃないかと思っておりますので、前向きな検討をひとつお願いしたいなというふうに思っておるところでございますので、よろしく申し上げます。

最後の質問になります。私は平成28年度、決算特別委員会の委員長を仰せつかり、また29年度は副委員長という立場で審査に当たってまいりました。その結果、平成29年度の決算の認定については、不認定となる不名誉な結果となったわけですが、町民の方々からさまざまな意見をお寄せいただきます。しかし、私個人の意見を述べさせてもらえば、行政主導で実施する事業等については、絶対的に黒字にならないということはないと思っております。多少の赤字は、町民に還元するという意味に捉え、よしと思っておりますが、決算特別委員会の申し入れ事項については、設立以来、同額またはそれ以上の赤字運営ということに改善を全くしていない、親方日の丸的な考えがあるのだというふうに私は考えます。

私たちも一緒に協議を進めていきたいと思っておりますが、この件について、今現在でいいですので、協議した内容等があればお伺いしたい、改善策については早急に具体的、効果的な改善策を協議する必要があるべきと思っております。今現在でいいですので、改善策等協議している内容があればお教えいただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、議員のおっしゃるとおりでございますが、先ほどの問題に関する点については、3人の農家の方も機械を持っているということも含んで、JAとかそういう関係機関の連携をとる中で、そういう方向というのはきちんとやっていかないといけないんじゃないかなということの後、今説明の中で悟った次第であります。それについてはそのように御理解いただきたいと思っております。

29年度決算特別委員会の申し入れ事項であります。私としては、決算認定にかかわる要望、意見につきましては、真摯にうけとめて対応したいというのが基本的な考え方です。これから、31年度の予算編成も始まりますので、十分に検討して協議をしていきたいと、具体的な点については、今ちょっとこれからの協議ということになりますので、差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 柳田 博君。

○2番（柳田 博君） この決算特別委員会の申し入れ事項等については、ほかの同僚議員からも質問があるようでございます。そういったのも伺いながら、私として理解をしていきたいというふうに思っております。

しかしながら、もうできるだけ早々に協議をしていただいて、予算編成もあるということでございますので、そういうのも反映できるように、ひとつお願いできれ

ばなあというふうに思っています。

多少時間が余りましたが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで、柳田 博君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。再開を午後1時20分とします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時18分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。上園和信君。

[上園和信君登壇]

○6番（上園和信君） 一般質問をいたします。

まず、町長にお願いをいたします。質問時間は答弁を含めて60分となっております。60分を有効に活用したいと思えます。答弁は簡単・明瞭に、しかも要領よく、午前中の一般質問で冷静さに欠けた答弁が多く聞かれました。よろしくをお願いをいたします。

まず、ふるさと応援寄附金についてであります。ふるさと納税とも言われ、この法的根拠は、地方税法第37条の24（寄附金税額控除）の規定によるもので、平成20年4月に制度がスタート、本年度で制度開始10年となるようであります。

担当課の資料によると、制度開始から平成28年度までは、かごしま応援寄附金として鹿児島県を通じて各市町村へ納付されていたということです。平成27年度から南種子町ふるさと応援寄附金として本格的に取り組み、寄附状況は、平成27年度4,059件の4億4,815万9,540円、28年度は4,624件の2億166万3,767円となっており、全国各地に南種子町を応援したいという方々が大勢いらっしゃる。このように受けとめているところです。

私は、本年6月定例会で、ふるさと応援寄附金の強化・推進についてと題して一般質問をしたところでありますが、6カ月たって再度質問をしなければならなくなりました。それは、10月16日新聞に「ふるさと納税 南種子町高額ギフト券、最大6割返礼」、11月3日付新聞には「南種子町 返礼見直し後も金券、ふるさと納税希望者1人に」との見出しで立て続けに報道があり、続いて11月2日には、朝6時台、正午前、夕方6時台の民放テレビで「ロケットの発射場のある鹿児島県・南種子町で、返礼率5割の旅行券を贈っていた」との内容で全国へ向けてのテレビニュースが流されたところであります。

宇宙の町にふさわしく、総務省通達にのっとってしっかりと制度運用がされてい

るものと信じておりましたが、実はそうではなかったようであります。

平成29年度ふるさと納税歳入歳出、その実績について詳細にお示してください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 上園議員の御質問にお答えします。

冒頭の議員の発言については、真摯に受けとめ対応したいと思います。

このことにつきましては、ことし6月、9月の定例会一般質問及び予算質疑の中で上園議員の質問に答弁していることでもありますので、この実績、数値については十分把握しているものと思っておりますが、再度、企画課長より答弁をさせます。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） お答えをいたします。

歳入においては、平成29年度8,119件、5億548万9,902円、ふるさと納税事業の歳出としては、職員旅費、返礼品手数料、業者委託手数料、クレジット決済手数料など全て含んだ経費で、ふるさと納税推進事業費として3億5,032万39円、歳入に占める割合が69.30%、歳入から歳出を差し引いたまちづくり事業活用額として1億5,516万9,863円、歳入に占める割合が30.70%、登録事業者、生産者などに支払った返礼品調達額といたしましては、歳出合計3億5,032万39円のうち2億5,803万8,693円で、歳入に占める割合が51.04%となっております。

返礼品調達額の内訳であります。2億5,803万8,693円のうち地場産品調達額が2,160万4,500円となり、返礼品調達額全体の割合で8.37%、地場産品以外調達額は2億3,643万4,193円、返礼品調達額全体の割合で91.63%となっております。

まちづくりに活用した事業については、観光交流に関する事業3,020万9,000円、教育文化に関する事業4,565万3,000円、福祉に関する事業1,623万1,000円、地域社会の実現に向けたまちづくりに関する事業3,897万8,000円、その他の事業として2,409万8,000円となっております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） ちょっと課長、金額が合わない部分がありますけど、決算審査で示された返礼品の調達額これが2億5,803万8,693円、これは問題ないですが、地元産品の調達額が1,597万4,000円、町外産品が2億4,206万4,693円。

今の課長答弁は、町内産品調達額2,160万4,500円、町外調達額が2億3,643万4,613円、町内産品調達額が563万4,500円ふえて、町外産品調達額が563万4,500円減っていますけれども、これはどういう関係かお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） お答えをいたします。

ただいまの件については、事前に議員には担当のほうから説明があったかと思いますが、決算の折には町内産品ということで、町内での安納芋とかそういうマンゴーとかそういったものについての数字をとということでしたので、そのような数字になっているんですけれども、地場産品ということで牛肉等についても地場産品ということで鹿児島県で認められてございますから、その辺の額を含めた結果がこの額ということで御理解いただければと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） その牛肉というのはこの南種子町で育てた牛を町外から取り入れて、仕入れて、それを地元産品につけ加えたと、こういうことですか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） そのとおりです。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） これやっぱり町内産品をふやすための方策だったというふうに受けとめていいですか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 地場産品として活用していくということで御理解いただければと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 町長、公の場でちゃんと示した数字が担当者の考えで変えていいもんかどうか。行政事務に対する住民の不信感というのが出てくるんじゃないかなど。

議会は、決算審査の反対討論で、町内産品は1,597万4,000円、町外産品は2億4,206万4,693円で報告をしているんですけど、これは、この数字に訂正をするということで、きょう、修正をしていただけませんか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） その点につきましては、その時点での議員からの問いが、町内での産品、町内で生産をしているものというような理解でそのような報告をしていたというふうに思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 課長、決算審査に出されていた資料にちゃんとあるんですよ。農家収入1,597万4,000円、これで我々は計算をして町内産品が1,597万4,000円と、このように算定をして、寄付総額から1,597万4,000円を差し引くと町外産品は2億3,000万円、これになってくるんですけど、その担当者が私の調査にこのように答えてしまったという答弁ですが、このように資料が配付されているんです、課長。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） ただいまの件についてお答えをしますけれども、その調査の時点で牛肉等を入れていなかったということなんですけれども、これについては、ちょっとそのときの見解の違いでこのようになったと思いますけれども、牛肉等についても鹿児島県、それを含めるということになってございますから、地場産品ということでこのように報告をさせていただいたところです。

決算の時点では、その牛肉についてはこちらで育て、育てた牛を出しているわけですけれども、その分については含めていなかったということです。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 言いわけはしてほしくないですけど。

次の質問に移りますが、このふるさと納税の目的は地域活性化、これが大きな目的です。しかし、このふるさと納税をめぐっては、寄附金をふやすために過度の返礼品や地場産品とは無関係な返礼品が制度の趣旨にそぐわないとして問題になっております。

総務省は返礼品競争是正のため、去年の2017年春とことし2018年春に返礼品は寄附額の3割以下かつ地場産品とするという通知を出したということです。この通知に強制力はないということですが、2018年9月1日時点で寄附額の3割超の返礼品を贈っている自治体は264市町村、全体の13.84%とのことであります。

本町の返礼状況を見てみると返礼品率は51%、3割を大きく超えて、町内産品調達額は先ほどの説明で563万4,000円ふやして2,160万4,500円、8.3%。町外産品調達額は563万4,500円減額して2億3,643万4,193円の91.63%、90%を超えています。このようになっております。

29年度の返礼品調達実績、地元産品が極端に少なく町外産品が多く調達され、返礼率も3割を大きく超えております。これはどういう理由によるものか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） ふるさと納税の件については、何回かの議会でいろいろ説明しているとおりで、それはそのとおりでございますが、いわゆる歳入としてふるさと納税の予算を5億幾ら組んで、ちょっと数字ははっきりしませんが、大きな金額を組んでいたわけでありまして、それはもう議会で予算で決定をしておりますから、事務方としてはそういう点をやるための方策……。 （発言する者あり）

地場産品として安納芋を初め、焼酎、マンゴー、豚肉、牛肉と75種類程度をその他の返礼品としてトラベルギフトやワインなどを提供しておりました。数多くの返礼品のメニューから選ぶのは寄附者でありますので、地場産品外に寄附が集まった

結果となっておるところであります。

町としましては、安納芋、豚肉といった地場産品を人気返礼品のトラベルギフトにつけるなどの相乗効果を図ることで、生産者収入をふやす努力をしてきたというところがございますので、その辺で御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 私の質問は、町内産品がぐっと少なく、町外産品が多く調達されておるが、それがどういう理由かというところでお尋ねをしましたが、もう一回答弁をお願いできますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 予算の計上も歳入歳出決まっておりますので、そういう点では事務方としてはそういう努力をしたということで、このようになったということで御理解いただければと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 町内産品を低く抑えて、町外産品を大きくしようという事務方の努力でこういう結果になったということですか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 町内産品を低く抑えてとか、そのようなことは全くございません。この返礼品を選択するのはあくまでも納税者でございますから、納税者のほうが地場産品以外のものを選択をしたというふうに御理解いただければと思います。が、地場産品以外でトラベルギフト券等を扱っていたわけでありまして、それを、これはもう金額が大きいのです。それだけの地場産品としたら金額がかなりの差が出ておりますけれども、そのギフト券を実施をすることで、それに地場産品をつけてやるというふうなことで努力をした結果、地場産品の安納芋などが相当ふえているわけでありまして、そういうことで現在まで努力をしてきたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） もう私もこの質問する、どうもわからなくなってきました。

総務省の通達は、地場産品に限るという通達ですよね、課長。それで、その寄附者から町外産品を贈ってほしいという希望があるんですか、今、そのようなことを言われましたけど。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 当時、そのメニューに地場産品以外のものを取り扱っておりましたから、その中で寄附者のほうが地場産品外を選択をしたということです。

これについては、29年度のことです。現在申し上げておりますので、これまでも29年

の第1回定例会から臨時会を含めて予算も7回にわたって議員の皆さんとこうした議論をしながらやってきていることで、議員も十分その扱いについては承知していたことだと思いますけれども、このようなことについてはそういった地場産品を伸ばす努力をしてきているんだということを御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 答えになっているかどうかちょっと理解に苦しみますが、時間もあと40分しかありませんので。

平成30年10月の広報紙です。町長も見ていると思いますが、10月号の広報紙に「南種子町ふるさと応援寄附金申し込み実績」というのが載っていますよね。もうこの時点では決算も確定しておりました。

これを見ると、申し込み、寄附者がこういうものに使ってくださいということでこれだけ使いましたという。これを見ると、何かふるさと応援寄附金5億548万9,000円が全て観光交流事業、教育文化に関する事業、福祉に関する事業に全て使ったと、見る人はこのように見てしまいます。わかりますか、町長、10月号の広報紙。もう決算は確定した時期なんですよ、この時期。

それで、12月の広報紙で、これまた修正する意味なのか、ふるさと応援寄附金の実績について観光交流事業にこれだけ使いました、教育文化事業にこれだけ使いました、で、合計が1億5,516万9,000円、集まった寄附金が5億548万9,000円、これから1億5,516万9,000円を差し引いた残りは何に使ったのかなと、町民はこのような、これをみて疑問に感じていると思うんです。

ありのままの数字を載せずに、どうしてこういう細工をしたのか、これは町長が指示してこういう広報紙に載せたのか、それとも担当課が独断でやったのか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明させますが、事務をきちんと職員がやってもらっておりますので、そういうことを含んで数字的な点というのは私はわかりかねることもございますから、担当課長に説明をさせます。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 広報紙に掲載した内容については、実際何に使われたかということも4つの項目だったと思いますが、項目でそれぞれ集約をして福祉に関する事業であるとか、それぞれに掲載をしていたんだと理解をしております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） もうどうなっているのかちょっと、その運用はもうそれぞれ町長の考えも違うし、課長は広報紙は見えないんですか。見ている。それで、どういう感想を持ちましたか、こういう書き方。

もう1件質問ですが、決算審査の総務課の資料として51ページに添付されている資料内容ですが、町内活用額の計が1億6,016万9,000円。

この資料です。これは総務課の41ページに添付されている資料です。ふるさと納税寄附金の使い道です。5億円入って推進事業費に3億5,000万円使って、差し引きが1億5,516万9,863円、観光交流事業に3,000万円、教育文化に関する事業で4,500万円、福祉に関する事業で1,623万円、地域社会の実現に向けた街づくり事業で3,800万円使って、合計で1億3,107万1,000円活用しました。

この差し引いた1億5,516万9,863円と事業に活用した額1億3,107万1,000円、この数字は一致しないといけない数字なんです、2,400万円の差額が生じています。

この差額はどのようにして生じたのか、総務課長。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） まず、この差額の件については6月、9月議会で同様の質問、それから決算特別委員会等でも同様な質問がありましたので、回答はしているつもりですが、お答えしたいと思います。

この差額については、寄附の際に指定される4事業に充当しきれなかった金額というふうになっているところであります。

事業実施に当たっては、4事業も加味した上で有利な補助事業や起債で対応していますが、議員御承知のとおり本町の財政状況は依然として厳しいため、十分な事業ができない状況でありますので、4事業に対して寄付される金額と実際の各事業費の金額に差が出てきます。

現在は寄附額のほうが多いため、充当しきれない財源が出てくることとなります。当初予算編成の段階で歳入が確定されていれば、歳出の各事業への充当も可能であります、予算はあくまでも見積もりであって確実に収入できるものでないと財源として扱えないため、現在は基金繰り入れを行って財源調整をしている状況であります。

また、補正予算などで寄附金が増額となった場合でも、これに見合う各事業は長期計画や工期等との問題など急な事業実施は現実的でないため、充当しきれない金額が出てくることとなります。実際に寄附金として収入された場合には、先に基金などで財源調整していた財源が浮くこととなりますので、この浮いた財源を基金のほうへ積み立てて財源としているところであります。

この差額分の2,400万円については、財政調整基金のほうに積み立てた金額というだけで考えていただければよいと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） ふるさと納税制度にそぐわない制度、その基金、財政調整基金

に積み立てたのが2,400万円ということですか。ふるさと納税寄附金から、だからそれだけの2,400万円の差額が出ていると。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 年度途中で各事業に全額振り分けられれば一番、充当させればいいんですが、どうしても1月、2月、3月とかもう事業は全て終わっているときの寄附金の引いた残りについては、なかなか一般財源化はしているんですが、充当が不可能ですので財政調整積立金等への積み立てを行って、翌年度の予算でまたそれぞれの4つの項目も含めて充当していくということで、現在はそのように活用をしているところであります。

ですから、その趣旨に沿っていないわけじゃなくて、趣旨に沿った形で充当をかけているということになります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 全然趣旨に沿っていませんよ。全然これは2,400万円という金額を基金に繰り入れたということですよ。これは、予算審査でも一応指摘はしておりましたけど。

次の質問ですが、ふるさと納税に係る10月16日付「ふるさと納税 南種子町、高額ギフト券 最大6割返礼 4日付撤回」、11月3日「南種子町 返礼見直し後も金券 ふるさと納税希望者1人に」この見出しで新聞報道がされました。

引き続き11月2日には、民放テレビの2局、たしかフジテレビ系列とTBSテレビ系列じゃなかったかと思いますが、朝6時台、正午前、夕方6時台のニュースで「ロケットの発射場がある鹿児島県南種子町」、太々と南種子町役場の玄関が写真に出ていました。「ふるさと納税裏メニューで高額返礼品。総務省は、問題となった市町村を制度から外すよう検討することにしてている」このような内容のニュースが全国に放映されました。

町長は、このマスコミ報道をどう受けとめているかお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 財源確保を図るためにふるさと納税の推進を図ってまいりましたが、結果的に新聞・テレビ等で報じられたわけであります。

町としては、9月1日の総務省通達の段階から総務省方針に基づく取り扱いをするよう検討しておりましたので、10月5日以降、地場産品のみの返礼品としているところであります。

法制化されるのは来年の4月からと聞いておりますが、今後は総務省方針に基づき対応してまいりたいと強く思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） この新聞報道を引用させていただきますが、「南種子町は、来町者をふやすため2万円から200万円の寄附に対し寄附額の半額に当たる旅行ギフトカードを贈り」200万円の寄附に対して半額の100万円です。100万円の旅行券というのはどういう旅行券なのか、それでこれを南種子町は町長のコメントか副町長のコメントかわかりませんが、「職員が独断でやったこと」このように決めつけています。

この200万円の旅行券を贈るギフト券の資金、これはこの担当職員が自費で出したのか、公費から支出したのか、そこら辺も引っかかってくるけれども、町長、この職員が独断でやったことというのは町長がコメントした部分ですか、それとも副町長。課長の皆さんはそういうことは絶対言わんと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 課長から答弁します。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） お答えをいたします。

この件については議員も御承知でございますので、南日本新聞で報道されたとおりでありまして、10月12日に寄附者からの申し出を担当者のほうで便宜を図っていたということでございますけれども、ただいまこのギフトの200万円が100万円というのは、この返礼がギフトの場合はもう50%というふうに決まっておりますので、そのようになっていたところでございます。

これについては、ちょうど私のほうに取材がありましたから、事実を私のほうでこのように伝えております。あと、その10月12日に申し出のあった寄附については、担当者からその報告を受けた時点で町の方針と反することでございましたから、即返礼手続をとってやるべきだということで指示をして、本人にも理解を求めて全額寄附額の返還をさせていただいたところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） この報道を受けて、ロケットの町南種子町の名前が大きく信頼を失ったことになると思います。

町長は、今回のマスコミ報道を受けて南種子町の信頼回復にどのような対策をもって努めていくか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 本町は、最終的には10月4日総務省方針に基づいて対応していくことを決定しておりましたので、今後も総務省方針に基づいて適正な事務を図っていくということで庁舎内全て職員はその辺を認識して図ってまいりたいと、こう思うところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） しっかりした対策を立てて信頼回復を図ってほしいと、町民の意見です。

11月30日新聞で、「ふるさと納税法規制」との見出しで、返礼品は寄附額の30%以下の地場産品という基準を守らない自治体が、11月1日現在で全国で91あるということです。総務省はこうした自治体を制度から外す方針を示しており、自民党・公明党・与党の税制協議会で大筋で了承がされたということです。

現在、全国の市町村数は東京の23区を含めて1,741市区町村だそうです。23区を外すと1,718市町村、基準を守っていない市町村が91、この中に南種子町は入っているのではないかと非常に心配をしております。入っていないことを祈るばかりですが、制度から外されるという最悪の結果は回避しなければなりません。

南種子町がふるさと納税制度からは除外されそうになったとき、町長はどう対応する考えか、お尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 11月1日時点における総務省の調査では、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような団体については、ふるさと納税の対象外にするということができるよう制度の見直しを検討しているということになっているわけであります。

本町は11月1日時点では、既に総務省方針に基づいた対応をしておりましたので、総務省の公表団体とはなっていないところであります。

来年4月から法制化される見込みでありますので、ふるさと納税の対象団体からは外されるとは思っておりません。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） ちょっと判断が甘いです。

次の質問に入りますが、地元産品の活用率が非常に少なく、町外へ流れていっているお金が非常に多い状態です。このいただいた資料に基づいて私なりに算定をしております。

地元産品の調達額、何回も言いますが2,160万4,000円、これに、まちづくりに活用した額が1億5,516万9,000円、これを合わせると実際町内で活用した額は1億7,616万9,000円、比率はたったの35%。返礼品として町外産品の調達額、それからクレジット決済手数料、業者への事務委託手数料、こういうのを合わせると3億2,282万円となって、比率では64%もの金額が町外へ消えていってしまっている。ちょっとこういう実態というのは、町長はわかっていますか。

ふるさと納税の趣旨から大きく外れているんです、南種子のやっていること。

次の質問ですが、ふるさと応援寄附金制度の原点に立ち返り、これは何回も町長にお願いをしています。経費率を引き下げ、まちづくり活用率を高め、返礼品は寄附額の3割以下に抑える、地元産品に限定すると。このことについて、町長がどう考えるか、町長の見解をお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 返礼品は、寄附額の3割以下に抑え、地場産品に限定することについては、総務省通達のとおりでありますので、今後ともそのようにしてまいります。

ただ、経費率を下げるということについては、現状では難しいところであります。つまり、委託業者の手数料は全国一律でありまして、本町だけ引き下げることはならないというのが見解であります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） そういう考えだったら、全然その改善されませんよ、町長。

まず、経費率をぐっと引き下げて、それから地元産品の調達額を引き上げて、こうしないことには今までのふるさと納税の運用ともう全然変わってこない。ですから、もう全て業者任せにしているからこういう結果が生まれる。南種子町を取り戻すんです。業者のためのふるさと納税のように私には受けとめますが。

ちなみに、企画課長の先ほども同僚議員の一般質問に答えていましたけども、通告をしていますのでお尋ねをいたしますが、平成30年度11月末現在の寄附金の受入れ状況、これについてお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） ただいまの質問に答える前に、先ほど経費率のお話がありましたので、説明をさせていただきたいと思っておりますけれども。この経費については、南種子町の場合はJTBのふるさとチョイスを初め、3業者と契約をして、今、やっているわけでございますけれども、大体、この率が12%から15%程度になっておりまして、これはもう税抜きでございますけれども、この率の差についてはそれぞれ率が高いところはカタログ作成をして、そのカタログでの広報をしていただいたり、それからいろいろな広告をしていただいたりとか、その辺の差でこういった率の差があるようでございますが、この率については全国一律の率になってございまして、南種子町だけがこの率を下げて契約をするということにはなっていないところでございます。

これをなくすということになれば、もうこれは自前でやるしかないわけでありまして、自前でやるということになれば申し込みの受け付けから返礼品の発送業務、それからいろいろなもろもろの業務がございますので、現在の職員のほかに専任職

員を2、3人は配置する必要があります。

それから、そういった人件費、それから委託業者がこれまでいつでも広告を見れるような、一年中見れるというそういう広告もいただいているところでありまして、こうした公告経費が1回当たり大体1週間するだけでそれぞれのケースで違うんですが、1,000万円から2,000万円かかるというふうに聞いてございますので、これが3つの業者になるとこれが3倍になるわけでありまして、この3倍の額と人件費相当を考えれば、業者委託をして行ったほうがかなり経費的に安く済むという判断をしているところでございます。

それから、11月末現在の寄附の状況でございますけれども、収納実績で1万2,270件、8億2,010万3,751円となっております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） これはどうしてもその業者に委託せんといかんという何か総務省の通達か何かあるんですか。業者委託をしないと、これがどうも運用できないという。

私が調べたところ、クレジットを使ったときの決済料に835万円、それから事務委託手数料で7,803万9,000円、これだけの金額をふるさと納税の運用をするために業者に支払っていますよね。

職員を雇用しても、これ7,800万もかからんと思うんです。その業者にどうしても委託をせんといけないという、何か総務省の通達か何かあるんですか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） ただいまの質問ですけれども、業者に委託をしなければならぬとかそういった通達はございません。それについては、ただいま議員が言われるように何千万もその手数料を今払っているわけですが、これは高額というかそのギフト券があって、納税額が今5億からことしの場合はもう8億集まっているわけですが、それだけの金額が大きいので手数料がそれだけの額になってございますけれども、これが地場産品ということになっていけば三、四千万に下がるわけですし、今後はそのようなことはできないというふうに考えております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 返礼品を廃止した市町村もあります、幾らかね。

30年度の11月末現在で寄附金が8億2,010万3,751円ということです。

今の答弁を聞く限りにおいては業者委託も廃止はしないということであると、運営は、今の運営と全然変わらんということです。ですから、金額で3億1,400万円、非常に大きくふえております。

実態は、やっぱり町外へ多くのお金が流れているのが現状ではないかと思えます、

今の答弁の限り。だから、ふるさと納税の運用はもう全然変わらんと、全然改善もできないと。返礼品も3割以下には押さえられないというふうに私は受けとめております。

ふるさと納税から2,400万円を基金に繰り入れをしたという答弁でもあります。この使い方が見えない部分があるんです、我々に。一般財源化した。じゃあ、どこの費目に充当したのか。ただ予算書に一般財源化した。ですから、これはやっぱり考えていかんと、町長、いつまでもこういう状況が続くと思うんです。

ふるさと応援寄附金は、総務省通達に基づきしっかりと運用していくために基金を創設し運営することについて、町長の見解を求めます。

現状では、基金受け入れの条例もなければ要項もないわけです。その中で基金を受け入れている。熊毛1市3町の状況を見ると、この基金をつくっていないのが南種子町だけです。ほかはみんな基金を創設して運用している。この基金を来年度に向けて創設することについて町長の見解を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 平成31年度以降のふるさと納税による寄附金は地場産品のみで、大幅に減少するという事はもう推測できますから、現状では1,500万円もないと思いますので、当然基金をつくります。それによって、わかりやすいようにしますが、今後、使途目的を明確にして納税者へ説明できるように努めていきたいと。

現在までの内容については、議会にもお示したようにやっぱり8億幾らの歳入があって、8億円の歳出ということで相対予算でそうなっておりますから、内容的には上園議員のおっしゃるとおりでありますから、はっきりわからないと。数字的に聞けば、今、言ったとおりでございますけれども、そういう点をはっきりするためには、いずれにしても基金をつくった方がいいと思いますので、今までつくらないとっておりましたが、もうそういう点で言うとうずか一千四、五百万円の基金ぐらいですから、それをずっと積み立てても差し支えないと思いますので、そのようにやっていきたいと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 寄附金がふえても町外へ流れるお金が非常に多い。だから、寄附金は減っても南種子町で活用するお金が、それだけ活用したらいいんですよ、寄附金が減っても。ということで、ぜひとも基金も創設して使い道もみんなが見てわかるような運用にしてほしいと思います。

次の質問に移ります。

町内の小中学校普通教室へのエアコン設置についてであります。

これも、本年6月定例会で質問し、町長は、「次期長期計画の中で検討していく

こととしたい。このように教育委員会とは協議しているところです」このように答えております。

町長のこのような答弁を聞いて、私は南種子町はこれはもう時代の流れに取り残されると。このように非常に心配をしていたところです。

公立小中学校へのエアコン設置費822億円を盛り込んだ2108年度補正予算が11月7日の参議院本会議で可決、成立しました。このことから、政府は全国の小中学校普通教室へのエアコン設置を急ぐ方針で来年夏に間に合うよう、主に春休みの期間中に工事をすることを目指しているようです。

このような新聞記事を見て非常に喜んだところです。

この全国の都道府県教室だけで大体20万近くあるそうです。メーカーの供給体制、3月に一斉に日本全国でやるとなったときには、このエアコンのメーカーの供給体制や工事が追いつくかどうか非常に心配もされているようですが、教育長、町長にお尋ねをいたしますが、来年度夏からの使用に向け、町内小中学校全普通教室へのエアコン設置、これはどう考えているか、町長と教育長にお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） まず、町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、上園議員からおっしゃった点については、国の決定のそれがない段階での表現でありましたが、これは国が予算化するというのを明確にできておりますので、それによってやるような今計画を予算も出してしておりますので、教育長のほうから答弁させます。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

平成30年11月7日に、国の平成30年度補正予算（第1号）が成立し、平成30年度補正予算の地方公共団体における迅速かつ着実な執行についての総務大臣通知があったところです。

本町としても国の補正予算成立と予算化の目的を受けて、ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金の事業申請をし、先日、その内定の通知があったところです。

今回の補助事業では、校舎建築中の西野小学校は対象外となるため、小学校7校、中学校1校の34普通教室と5特別支援教室、合計39室の空調を整備することとしております。西野小学校については、普通教室4、特別支援教室1、合計5教室を校舎建設に合わせて整備する計画としております。

なお、事業執行につきましては、国の補正予算によることであり、今回の町の補正予算に予算計上をお願いしていることなどから、国の補助金交付決定や工期等を勘案すると、繰越事業となることが見込まれているところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 設置をするという教育長の答弁でありますので、子供たちが勉学に集中できるよう教育環境と教職員の快適な職場環境の確保のために、早急に整備をしてほしいと。そして、すばらしい学校づくりに取り組んでほしいものであります。

このことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで上園和信君の質問を終わります。

ここで14時25分まで休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時24分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大崎照男君。

[大崎照男君登壇]

○3番（大崎照男君） ただいま議長の許可を受けましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

平成30年最後の月になりました。ことしは残す日もあと19日、農業関係では台風24号の上陸できびを初めとする農産物の大被害が発生、今後、地球温暖化による異常気象が危ぶまれるところです。

ロケット打ち上げにおいては、今年度最後の打ち上げが10月29日、H-II Aロケット40号機による温室効果ガス観測技術衛星2号、名づけて「いぶき2号」及び観測衛星ハリーファサットの打ち上げに成功。成功率世界一。ロケットが竹崎基地から1号機が打ち上げられてから50年。50年を節目とする祝いの式典が、山川理事長を初め宇宙飛行士油井亀美也氏の参加のもと、盛大に行われ、大成功に終わりました。

大河ドラマでは1年を通じ西郷どんが放映され、私はたまにしか見ることができませんでしたが、西郷隆盛を初めとする薩摩の武士たちの命を捨ててまでの日本を立て直す勇気、世の中にこんなにすばらしい勇者が鹿児島、薩摩にいたことを改めて知ることができました。

まさに立派、そのものです。

来年は選挙の年、町長選に多くの人たちが出馬をすると聞いていますが、西郷隆盛に負けないような南種子町民のためになる南種子町発展のために尽力される方が当選されることを期待するところです。

それでは、質問をいたします。

商工会と語る会での商工会からの要望等について質問いたします。
建設関係についてお伺いをします。

今後の工事発注量について確保ができるのか、お聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 大崎議員の御質問にお答えいたします。

今後の工事発注量の確保ということでございますが、南種子町第5次長期振興計画に基づき事業の推進に努めております。本年度にて事業完了もございますが、引き続き長期振興計画に基づき事業の推進に努めてまいりたいと思うところであります。

県事業につきましては、島間港の継続事業または古川川、島間でございますが、改修事業や県道西之表南種子線島間工区の道路整備などの新規事業が発注されていくと思っておりますが、事業推進の要望も行ってまいりたいと思うところでございます。

JAXA関係で申し上げますと、昨年7月の4、5、6日、国会関係、宇宙開発議員連盟含んで陳情にまいりましたが、その件については地元国会議員の働きもありまして、ということよりも、本人はそう言わなかったんですが、後でわかったこととして、JAXAのほうからいわゆる新道に着手すると、つまりロケットを運んで整備場があるんですが、そこから平山と荃永の中間の一番高いところは林道ができておりまして、これは全部国有地でございますので、その設計発注をするということもJAXAからファクスが私に入りましたので、そういう点でいっても、若干、事業をふやそうということが国のほうとしても認識したのかなという思いをしているところでございます。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 工事に関する発注時期の平準化、早期発注ができないか、お聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 主に、年度当初の工事の発注が少ないのではということだろうとは思っておりますが、補助事業においては、早期着手が申請を行って早期の発注ができるように、現在、取り組んではいるところではありますけれども、なかなか難しいところがございます。

また、町単独工事についても予算通過後の速やかな発注を図っておりますが、これについてもいろいろ設計の関係、それから設計するということになりますので、いろいろあると思います。

平成27年度に国の通達によりまして、繰越制度の適切な活用、それから円滑な施

工体制確保のための余裕期間の設定等による適切な工事の設定及び施工時期等の平準化に努めることとされているところでございますので、計画的な事業の進捗管理に努めて平準化を図ってまいりたいと考えております。

このことについてはそれぞれ要求があるわけでございますので、そういう努力をしていくということでございます。現在、発注している事業についても繰り越しが大分あることだけは事実でございますので、この辺については、また次の議会の折にそれぞれ御報告できるものと思っております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 商店街について。地元商店での買い物について、アンケート調査集計で食料品が75%、日用品が31%、電化製品15%、衣料品5%弱、時代が変わり、テレビ、カタログショッピング、量販店、大型店での安売り競争、販売、町内にないものは町外で買うほかありませんが、人間として安いものを買う気持ちはわかります。特に、衣料品については靴下、パンツ1枚にしても中種子町まで買いにいかないと買えない。地方では店さえなく、買い物に困っている。多く聞く言葉です。まず地元での買い物について行政職員が模範を示し、町民に訴えるべきではないか。行政の考えをお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 非常に重要な問題だと思っているわけですよ。民間の企業進出の陳情要請書というか、陳情みたいのがありましたので、この件を踏まえてアンケート調査を実施したところでございますが、その結果については別として、買い物については地元商店で購入することが一番重要であるというのは、もう当然のことです。まつやまストアの前のコンビニ、それからAコープ、これが大きな店、そのほかはもう小さな店が幾らかあるんですが、ちょっと品物がふぞろいということもありますので、先ほど調査したとおり、食料品以外の商品を町外店舗やインターネットで購入しているのが現状であるということは議員のおっしゃるとおりでございます。商工会と連携しながら地元商店街の利用促進をどう図っていくかについては、十分これから協議をしなければいけないんじゃないかと思うところでございます。

役場職員のそれについては総務課長もおりますから、全職員にそういう旨を、こういう意見があった旨はきちんと周知したいと思います。

以上です。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 以前に私もこのことについて質問をしたことがありますけれども、何といたっても地元到店がなければ、特に、集落などの地方になれば、弱者の

人たちとか高齢者がなかなか買い物に行けないと。やはり誰かに頼んで車に乗せてもらってもただで行くわけにはいかないと、何かお礼をしなければならぬと、ですから、どうしても地元に残してもらいたいと。そこで、私は強くは言ってませんが、補助金を少しだけでも出してもらえないか。そしたら店を存続させていけるんじゃないかということ、私が回る先々でよく聞かれることなんです。答えは要りませんが、ひとつよろしく願いをいたします。

次に行きます。

大型店舗の要望があるわけですが、この誘致関係に関して、行政、町長としてどういうふうを考えているか、その経緯をお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 平成29年11月21日付で、株式会社サムズより南種子町内出店計画に伴う御協力、要請に関する要望書が私のところに提出されました。議会にも来たと思うんですが、7月に実施した南種子町の買い物に関するアンケートの調査の結果では、品そろえの豊富な新しい商業施設が欲しいというのが回答者で62.8%となっているわけでありまして。

このようなことを踏まえて、関係機関と十分協議を行いながら慎重に進めてまいらなければいけないんじゃないかこう思っておりますが、サムズの計画によりますと、町に建物をつくって出せというようなことだったので、この辺を含んでも、あるいはまたそれぞれ地元で大きくやっているその辺と、何というんでしょうかね、同じものを売るといふそういう店があるわけがございますから、そういう店との整合性をきちんとしないといけないということがあって、この辺については選挙もございまして、それぞれ立候補者の考え方もありましようから、私もそういった中でどういったようなことをするかということについては、提言というか、考え方を説明したいところでございます。現在では、具体的な点でこうするというにはなっておりません。それぐらい非常に難しいと、こういうことでございます。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 今町長の答弁に私も正直なところ、同感であります。なぜかという、店があると、確かに町民は助かります。サムズみたいな店があると。しかし、商店街にはマイナス、反対だと思います。そういう賛否両論あるわけですが、その辺を今町長が答弁してくれたように慎重に考えていってもらえればと思うところであります。答弁は要りません。

それで、商店街に休憩所、トイレの質問をさせていただきますけれども、先ほど同僚の議員が質問しました。重複になると思いますが、通告をしております。

たので、私のほうからも一言お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 商店街の形成の件でございますが、ずっと数年前から言われておりまして、私もいい加減な答弁をしたつもりはございませんけれども、基本的には前議会での経過、それから皆さん方の議会の中ではやはり早くつくれということが非常に強く求められておりますから、これは先ほどの議員の説明にもありましたように、つくらなければいけないということだけは事実でございますけれども、基本的には、つまり30年度の予算状況から見ますと、今63億幾らですよ。今度、予算もふやすわけではありますが。そうすると、次年度はどうなるかというのは非常に大きな問題であります。これは長年の懸案事項でありますから、つまりそれぞれどういうようにするということも出てくると思いますので、それも参考にしながらやはり対応する必要があるんじゃないかと思います。しかし、私の考えとしては、やはり中心街、前の本町のあの状況を、そこの一番近いところのほうでないと、年齢、もう65歳、70歳、80歳になると長く歩けませんし、持てませんから、だからこういうことを考えて、地主のほうとのそこはある程度理解をしておりますが、やはりその建物をつくる、トイレも、当然、男女別々につくらんといかんと。それから、若干、人が休憩する場所もないといけないだろうと思うし、そういうことを考えると予算の点もありますので、この件については十分議会とも協議しながら、今後、計画に入れていく必要があると思いますので。私としては、本年度の計画については無理であると思いますから、来年度策定する第6次長期振興計画の中で早期達成で整備するということを次期に委ねたいと。こういうのが私の現在の考え方でございます。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 防犯カメラについて質問させていただきます。現在5基、主に上中商店街だと思っておりますけれども、設置をされているとのことですが、全て正常に機能しているのかお尋ねいたします。また新設の予定があるのかお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 防犯カメラについては平成27年度に上中本通り会が商店街まちづくり事業を活用して、国と町が補助金を出して設置したものでありまして、実は、その5基については確認したところ、今、作動しているということだけは間違いありませんが、そのほかやはり夜になりますと、本町から共栄への線、それから、役場からJAの石油スタンドへのあの線がやはり夜の通りになっておりまして、ここが暗いとかいろいろありますから、これはもう当然のことながら早急にせんといかんとということだけは思っておりますが、何せちょっと選挙前にするというのが、

私としては、どうも何か一方的に思われがちでございますので、これについては議会の意見も踏まえながらやはり対応していきたいと思っております。つまり、建物にはどうしてもトイレが必要なんです。男女それぞれ別々に要りますから、それから休憩所が必要という、先ほどの議員の質問にも答えたとおりでありますので、次期に委ねて6次の計画でやったほうがいいんじゃないかと思っております。

カメラの件については、人通りが多いわけでありまして、当然のことながら、やはり設置する必要があるところ思っております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 次に、観光誘致について質問いたします。

観光地整備、主に門倉、千座の岩屋、他に整備の計画、予定を立てているのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 観光地整備につきましては、これまで魅力ある観光地づくり事業や地域振興事業の種子島南部観光周遊ルートの実施事業等、県の補助事業を活用して整備を進めてきておるわけでありまして、御指摘の箇所につきましては、現地調査をさせていただき、来年度策定予定の第6次計画の中で十分協議をしていかなければいけないんじゃないかと、こう思うところでございます。

今、現状として問題になる点が1つあります。

門倉神社の下がほとんど崩れていくという状況にありまして、これは県にも伝えておりますが、これは県にお願いして調査研究をしないといけないと。それから、鉄砲の記念碑があるんですが、この下もえぐられてきておりまして、こういった実態調査を西之地区の土地でありますけれども、区とも協議しながら県の力も借りて、どういようなそれをやるのかということを含んでまとめて皆さん方にまたお願いして、十分精査をして対応していく必要があるんじゃないかと。これ事業でやると、町はとてもできるわけじゃございません。恐らく何十億もかかるような状況じゃないかなと思ったりしますので、これはしばらく時間をいただけたらと思っております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 次に、スポーツ合宿誘致はできないか。計画はないか。そのことについてお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） スポーツは生涯にわたって健全な心と体を育む上で最も重要なものであるというのは、私個人が十分わかっております。本町においても、社会教育課で担当しているスポーツクラブ宙太くんを初め、住民が気軽にスポーツに接す

ることのできる取り組みを行っておりまして、今後においても住民のニーズを踏まえながらスポーツに親しむ環境づくりを推進していきたいと考えているところでございます。

議員御指摘のスポーツ合宿の誘致の件につきましては、地域のスポーツ振興や町民との交流の機会の創出、地域経済の活性化につながると思われまますので、西之表市や中種子町ではスポーツ合宿誘致を行って合宿に来られた団体への宿泊補助金や送迎などの支援もしていると聞いております。本町のスポーツ合宿誘致につきましては、西之表市や中種子町と比較するわけではありませんが、施設の規模や立地条件も違いますし、どのようなスポーツを誘致するかによっては住民の施設利用制限や施設整備も必要となってきます。また、本町の場合、ロケット打ち上げがありますので、町の行事等を含め合宿時期に重なる場合の受け入れ態勢といった課題もあります。

このような状況を踏まえますと、本町におけるスポーツ合宿誘致につきましてはすぐに事業化するというのは困難な状況であると思っておりますので、今後、教育委員会にお願いしましてその状況を専門的に調査研究をしていただくことを参考にしながら対応するべきかなというのが、今、私の考え方でございます。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） イベント開催について質問をさせていただきます。現在、南種子町が主催するイベントが数多くありますが、他に滞在型イベントの企画ができないか、お聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） これも所管が企画課になるわけでありましてけれども、滞在型イベント、スポーツの関係じゃそういうことですけど、鹿児島県下43市町村イベントの多いまちというのは、私の町が一番多いと思っております。しかも大きな事業をたくさんやっておりますから、その中で、3月の末に来る大学生、それから高校生のロケットコンテストがあるんですが、今まで280人ぐらいに制限しておりましたが、これが三百数十名にふやすということも九州大学の先生の提案によって決まっております、その事務をまたうちの企画課で担当せんといかんというようなそういう問題もありますが、とりあえず8月7日から11日までの期間で第11回の全国離島交流中学生野球大会を開催したことについては決勝戦も宇宙センターでありましたから、御承知のとおりであります。また、そのほかでも種子島宇宙センターのロケット打ち上げ50周年記念事業や種子島ロケットコンテスト大会など各種イベントを開催しております、日本宇宙少年団南種子宇宙科学分団においても宇宙のまち暮らしキャンプを1週間に近い期間で実施をしているわけでございます。

また、種子島全体では、種子島宇宙芸術祭、J P S A、サーフィン大会や自転車で種子島の風景を堪能しながら走るジロ・デ・種子島といったイベントも開催しているところでもありますので、引き続き交流人口の拡大についてはやっぱり図っていく必要があるんじゃないかとかこのように考えておりますが、具体的な点については、今手持ちはありませんので、これ以上にふやすというのも本当に職員もですが、大変な状況であります、関係団体がみずからできないかとかそういうのも含んで内部的に協議をしてみたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 先に答えはいただいたようなものですけれども、イベント参加者の前乗り、延泊させる企画立案がないか、お聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 滞在型イベントにつきましては、先ほど説明もさせていただいたところではありますが、前乗り、延泊させる企画としましては、平成31年の3月6日より開催されます種子島ロケットコンテスト大会というのを、先ほど申し上げましたが、これがあります。ことしは約七、八十名もふやして、全国の大学、高校生、大変な人が宇宙センターでやるわけでありまして、これはロケットの打ち上げとの関係がありますが、そういったようなこととして滞在型で、今3泊だったのが恐らく4泊か5泊になるということは大学から説明が来ておりますが、うちの企画課で、今後検討していくわけでありまして、その他のイベントにつきましても、前向きに企画立案を進めてまいりたいとこのように思います。そのためにはやはりイベント関係は企画課でございますから、企画課と、それから職員を対応する総務課や商工会、この協力がなくてできませんので、こういったことも合わせて検討させてもらいたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 直行便について、奄美にL C Cの航空機が今現在飛んでいるところなんですけれども、南種子町としても種子島3市町としてもこの要望をしているわけですが、その折衝状況についての進捗状況を教えてください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 格安航空への折衝につきましては、種子島空港利用促進協議会及び種子屋久観光連絡協議会と一体となって取り組んでおるところでございます。

これにつきましては、今西之島の市長と中種子の町長を含んで東京のほうに行っておりますが、私は、屋久島の町長と私が関西方面に行くことになっておりますけれども、平成29年度にF D A、フジドリームエアラインズによるチャーター便が72機就航しておりまして、3,891名が来島したと集計されております。今月12月の10

日から12日に関東地方でジェットスタージャパン、それから12月の17日から19日まででは関西地方のピーチ・アビエーションの格安航空機にまいるというのは先ほどちょっと申し上げましたが、そういうような活動を展開して、航空機が飛んでもらうようなことを進めているところでございますが。それから、夏休み中には大阪行きのジェット機が1カ月間飛びましたが、はっきり言いまして乗降率が低いということがありまして、これは、今後、各方面に宣伝する必要があるのかなというそういう思いがしております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 最後になりますが、イベントに関連する質問ですけれども、宿泊施設キャパオーバーの対応ができないか。例えば、体育館の解放やキャンプ用テントの貸し出しなどできないか、お聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 教育委員会が説明したらよかったのかなと思いますけど、私になっておりますので、考え方を述べさせていただきたいと思います。

本町における宿泊施設のキャパにつきましては1,122名、種子島全体では2,270人となっております。議員御質問の宿泊施設のキャパオーバーの対応についてでございますが、過去の例で申しますと、平成27年度に打ち上げられましたH-II Bロケット5号機の際には台風延期も重なりまして、宿泊施設を確保できなかった方々を対象として休憩場所等として中央公民館、屋外運動場や集落公民館の開放を行ったところであります。

また、平成30年第1回定例会において、南種子町自然の家の利用についても条例改正をさせていただいておりますので、旅館組合との調整を図りながらキャパオーバーの対応については公共施設での活用が図られるよう、旅館業関係含め連携をとる中で対応させていただきたいと、このように思っております。

○議長（小園實重君） 大崎照男君。

○3番（大崎照男君） 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。私が質問した全項目にわたりまして、前向きに考えていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小園實重君） これで、大崎照男君の質問を終わります。

ここで、15時05分まで休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時05分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、河野浩二君。

[河野浩二君登壇]

○1番（河野浩二君） ことし9月30日、種子島全島を巻き込んだ台風24号は、さとうきび、でん粉用甘しょ、安納芋やシキミ、果樹等に大きな風害と塩害をもたらしました。また、ビニールハウスや畜舎の倒壊、でん粉工場施設も多大な損害をこうむったと伺っております。

被害に遭われた農家の皆様や、家屋等の損壊を受けた町民の皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。

台風通過後、国道沿いのさとうきびの葉がススキの葉のようにになっていたのを見て、愕然としましたが、その後、2カ月の天候の回復で、総合農政課の説明によると、何とか昨年並みの収穫ができるのではないかということでした。

製糖工場への搬入が12月17日に開始されます。昨年の4トン、605キロの実績から、30年度は5トン、70キロを予定しているようです。まだまだ目標の8トンには遠いですが、御期待を申し上げたいと思います。

一方、町が主催したイベントは、どれも大盛況でした。特に、ロケット祭りにおける花火とレーザーショー、そして宝塚OGの皆様方とのコラボは、今まで鑑賞したことがないほどの最高のできばえでした。そして、ふるさと祭りも多く町民が集い、町民による芸能・芸術作品、郷土踊り、生産物の販売等で、大変なぎわいでした。イベントの南種子ということで宣伝してもよいのかなと思うほどでした。

そして、来年3月開催予定のロケットコンテストの事務局が、町企画課に移管したことを知りました。今まで頑張ってきた九州大学教授、麻生茂先生と、そのスタッフの皆様が今まで主導しておりましたが、麻生先生の退官により、南種子町に事務局が回ってきたようです。

このイベントは、大きく成長する要素をはらんでおります。学生を中心とした約300人ほどの人々が、4日間、我が町に滞留します。経済効果抜群であります。また、将来は、テレビ放映も視野に入れることができるのではないのでしょうか。新事務局のアイデアと奮闘を祈念いたします。

さて、前置きが長くなりました。質問に入ります。

有人国境離島法についてであります。

平成29年4月より施行されたこの法律ですが、我々にとしましては、高速船や航空路の運賃割引でのメリットしかわかりません。この法律の制定において、ほかに町民は、どのようなメリットを受けているか伺います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

本法律については、既に御承知のことと思いますが、平成29年4月1日より施行されておりまして、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが、その地域社会を維持する上で特に必要と認められるものとして、特定有人国境離島地域として定められたものでございます。

有人国境離島地域のうち、特定有人国境離島地域に定められているのが15地区となっておりまして、平成29年度より総額50億円が内閣府において予算化されており、本町におきましても、運賃低廉化事業、雇用機会拡充事業、滞在型観光促進事業、輸送コスト支援事業を実施しております。平成29年度決算額では、4,462万2,450円となったところであります。

各事業の詳細については、担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 本町において実施をしております特定有人国境離島振興対策事業でございますが、まず、企画課において担当している事業でございます。

運賃低廉化事業については、航路及び航空路の現行住民運賃から、それぞれ定められた範囲で引き下げを行い、引き下げを行っている事業者へ1,108万401円の補助を行ったところでございます。

次に、雇用機会拡充事業でございますが、民間事業者などによる創業や、事業拡大などのための設備投資資金や、運転資金への支援を行っております。

平成29年度は、種子島初の地域農産物を使用したジェラート部門を新設する事業として、株式会社ホープと、種子島の多種多様な農産物を使用したクラフトビールの開発、製造、販売を行う事業としまして、伊藤さんの、この2件に対して、1,497万4,000円の補助を行ったところであります。

滞在型観光促進事業については、種子島1市2町と種子島観光協会が連携をして、旅行者にもう一泊の滞在を促す着地型観光コンテンツを開発・実施する事業を行っており、平成29年度には、島内観光ガイド団体の行うガイド養成講座や、観光ガイドマニュアルの作成などを行い、個人旅行者向け旅行プランの手助けや、島の歴史、自然などの魅力をきめ細かく発信する種子島アイランドガイド育成事業や、島内観光地への訪問を促す謎解きイベントを開催し、滞在型観光の促進を図ります宝探しイベント事業などを実施したところであり、平成29年度の実績額としましては、621万1,741円の補助を行いました。

総合農政課において事業を実施しております輸送コスト支援事業については、基幹産業であります農水産物の振興を図る観点から、加工品を除く農水産物全般の出

荷、原材料の輸送にかかる費用を、農協や漁協などの団体に補助を行っているところではありますが、平成29年度実績額として、1,235万6,308円を補助したところでもあります。

以上、平成29年度の特典有人国境離島振興対策事業においては、トータルで4,462万2,450円を補助したところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 4つの事業、運賃低廉化事業、雇用機会拡充事業、滞在型観光促進事業、輸送コスト支援事業と4つの事業について説明をされましたが、そのほかの事業はございませんでしょうか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） そのほかの事業ということでございますが、特典有人国境離島振興対策事業の大きな柱といたしましては、ただいま説明を申し上げました4事業となっておりますので、ほかにはございません。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） ないということですが、国においても事業の追加をぜひお願いをして、この有人国境離島法をさらに盛り上げてもらいたいと思うところがございます。

それでは、その中の輸送コスト支援事業について、改めて質問を申し上げます。

先ほどの説明の中で、農水産物全般の出荷や原材料の輸送にかかる費用を農協や漁協などの団体に補助を行っているとのことでしたが、個人で農水産物を出荷している人には補助はないのかどうか伺います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農産物の海上輸送関係の部分ではありますが、特典有人国境離島地域社会維持交付金の輸送コスト支援事業につきましては、出荷をします集荷団体以外の個人についても適用ということになっております。

平成29年度におきましても、本町では、南種子町で農産物を出荷される方全員について呼びかけをしているところですが、29年度中は、周知についても、ちょっと不備なところもあったかなということで、町広報の折り込み等も活用しながら実施したところです。

30年度につきましては、本年はそういうことがないようにということで、各生産組織の代表者等にも通知をしまして、徹底したところでもあります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 御存じのことかと思いますが、現在、輸送費が人材不足等で大きく値上げをされており、中には商品より輸送費が高いという珍現象も起きており

ます。

個人での輸送費は、運送会社との直接交渉となり、出荷する物量や、その人が持っている交渉力によって違ってきます。

それでも、団体より運賃が高いということは言うまでもありません。

このような状態ですので、ぜひとも個人にも、この事業が当てはまらないか、ということでの質問でございましたが、実際、今、課長からは個人でもできるというようなことでしたが、例えば、会社名を挙げて、あれなんです、ヤマト運輸、佐川急便、郵便局、非常に強気でございます。

例えば、私ごとで恐縮ですが、佐川急便と契約をして、十数トンの安納芋も送ったわけですが、その運賃と、ことしはそれより4割上がりました。4割も上がると、これは私が負担することじゃなくて、買う人が負担をするんですけども、その方たちがもう安納芋から離れていくわけです。もう要するに、運賃のほうが高いわけですから、どうもこうもならんわけです。

そうすると、今度は、私とその事業者との、要するに駆け引きになりまして、そうするともう自分の商品を下げて売らざるを得ないというような状況でございます。

ヤマト運輸に聞きましても、要するにこの場合は、この有人国境離島法の海上運賃補助ということで出るんですが、海上運賃補助だけでも何とかしてくださいませんか、ヤマト運輸にお願いしても、もう結局それも、その全体の中に入っていると、こう言うわけです。

私どもから言わせると、ヤマトさんとか佐川さんは船を持っているわけじゃないんです。自前の船じゃないんです。要するに船を雇って載せているわけですから、船会社から必ず請求書が来ると思うんです。その分については補助ができると思うんです、国が払うお金ですから、その分は。

ですから、もうこの3社、要するに郵便局も含めて談合しているとしたか思われなような物の言い方、ことしからものすごい強いです。どうもこうもなりません。

ですから、ぜひ町長、この辺もほかの市町村長とも、また、ほかのこれを管轄しているところは内閣府ですか、いろいろございましょうけども、この辺のところをちょっと探っていただいて、個人も値下げというか、この恩恵に預かるように、もう少し使いやすいものにしていただければなと思うところでございます。町長の所感をひとつお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） そのように伺っておりましたので、ことしの5月に輸送支援事業に対する会計検査院検査が実施されまして、そのときに現状を伝え、内閣府へも事業を有効的に活用できるよう指導するとのことでありました。

これは今、直接我々も、昨年か一昨年か、議長も一緒に行ったことがあるんですが、そういう陳情もしてきたことでありますので、今後、農家がやっぱり海上輸送支援事業を全て対象になるように、要請活動を展開して取りつけないといけないと。

この辺につきましては、ちょっと森山先生の所管というよりも、前の農林大臣の関係を含んで、先に通りますので、これは、早急にやっぱり議長とまた私も協議して、対応してまいりたいとこのように思います。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 我々農業をする者に対しては、本当に大きな問題でございます。作物を丁寧に生産すること、それも大切ですが、販路を求めて、そして、それをお客様のもとに無事に届ける、そういう仕事もあるわけでございます。ぜひとも真剣に取り組んでいただきたいと、このように思います。

次に参ります。南海トラフ地震と種子島東方沖地震について伺います。

日本において、明治以後に発生した被害の大きかった地震は、一番が大正11年の関東大震災でございます。これは、私どもも中学生のときの教科書に載っていて、ああ、こんな大きな地震があったのだなど、記憶にまざまざと残っている地震でございます。これが、明治以降、今までで一番大きな地震だったようでございます。

2番目が、この間起きました東日本大震災と続き、そして、5番目に阪神淡路大震災となるようでございます。

また、近くでは2016年の熊本地震、本年、2018年の北海道胆振東部地震が発生しました。南海トラフ地震、種子島東方沖地震も、発生確率が30年以内に70%以上の報告もあります。

実は私、この南海トラフ地震のみ承知をしておったわけですが、皆さんは、ほとんどの人が御存じでした。怖いのは、種子島にとっては種子島東方沖地震、これが南海トラフ地震より大きいというか、恐怖だそうでございます。

資料を見ますと、種子島東方沖地震の最大震度は6強、津波の高さが5.13メートルです。対しまして、南海トラフ地震は、南種子町の最大震度が4でございます。これに対して、津波は8.8メートルということですが、到達時間が、地震が発生してから、種子島東方沖地震の場合は9分で来るそうです。南海トラフの場合は27分かかります。その分だけ避難をする時間がふえるということですが、種子島東方沖地震も視野に入れておかないと、私たちは、今まで南海トラフ、南海トラフとっておりましたがこの災害に対する備えができないということでないかと思えます。

南海トラフ、種子島東方沖地震も、発生確率が30年以内に70%から80%以上の報告もあります。当町として、この2つの地震についてどのような認識があるか、お伺いを申し上げます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 議員の質問については、完全にわかるということではなくて、認知しているところがございますが、元消防団長でありますから、それは十分おわかりのとおりでありまして、南海トラフについては、議員のおっしゃるとおりで、やっぱり最大震度が4ということになっておりまして、1波が27分ということでしょうか。最大津波が、33分で8.8メートルということが予想されているという状況でございます。

一方、種子島東方沖地震が発生した場合は、マグニチュード8.2で、最大震度が6強、津波到達時間というのは、第1波が9分、最大津波は104分で、最大津波高は5.13メートルと予想させているということが、計数上、示されているわけであります。

いずれにいたしましても、本町が受ける被害は、建物被害、人的被害ともに大きいものであると認識をしております。

現在、津波ハザードマップを配布しておりますが、三方を海に囲まれていることでございますので、津波に対する認知度は高いと考えております。

しかしながら、それだけでは危機管理としては不十分であると考えますので、年次的に防災訓練も行っておりますが、訓練の内容についても、海の見える地域と海の見えない地域では、一種の違いもあるのではないかと思いますので、それぞれの地域に合った形の訓練を実施していきたいと考えているところでございます。

また、各地域とも連携を図りながら、地域に合った避難経路や避難場所等の見直しも図っていききたいと、このように私としては考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 実は、東日本大震災が起きたのが、4年前のきのうでございました。あのテレビ映像を見たときに、まさにアメリカの映画か何か見ているような感じがして、本当にあの恐怖に思ったことを覚えております。あの地震があつてから、もうしばらくはないだろうと思っていたところですが、今はもう次々に大きな地震が起きております。これは、本当に人ごとではないのかなと、本当に思うところでございます。皆さんが、やっぱり肝に銘じて、地震、津波については認識を新たにしてやっていかなければならないんじゃないかなと思うところでございます。

次に、また地震関連でございますが、地震に対応するための対応マニュアルは作成されているかどうかです。

先ほど、同僚議員が、新種子島発電所について言及がございました。

あそこは、私もちょっと見せていただいて、中身は見させてもらえなかったんですが、このぐらいのマニュアル、チューブファイル、キングファイルで、このぐら

いのマニュアルがピシッと入っていました。もうロケットを打ち上げる時のマニュアルみたいです。それで、大まかなマニュアルが1つあって、もうきっちり決められていました。そして、停電したらどうなるかということさえしっかりしていましたし、あとは、西之表にある第1発電所が標高何メートルにあって、ここがどのぐらいの確率、ここが18メートルあるからここは被害に遭わないだろうと。そうすると、ここが55%の供給を種子島全島にできるそうです。ところが、55%しかできないですから、もう拠点、もう要するに上中、野間、西之表とかそこら辺で、周辺地域はやはり随分おくれるんじゃないかなというようなことまで、ちゃんと調査をして、何日ぐらいで本土からそういう応援部隊が来るのかとか、そういうことまでマニュアルとしてあるようです。しっかりした会社だなと思うところでした。

南種子町にも、南種子町消防団活動安全管理マニュアル、地域防災計画というのがあると思いますが、この内容、あるということは、もう私、確認ができましたけど、内容についてちょっと説明をしていただけませんかでしょうか。

それと、南種子町消防団活動安全管理マニュアルと地域防災計画の違いについても、もしわかったら教えてください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 現在は、南種子町の地域防災計画をもとに、各種団体等と連携を図りながら行っているところですのでございまして、対応マニュアルは、作成されていないのが現状であります。

あらゆる災害に対応するためには、災害ごとの対策マニュアルをつくる必要がありますから、団体ごとについては、関係機関との協議を行いながら、各種マニュアルの作成に努めなければいけないと思います。

これは、総務課所管でございまして、総務課長を中心に、この辺については今の発言の趣旨を踏まえながら対応していく必要があるんじゃないかと、こう考えるところでございます。

防災公園の関係もあるようでございますけれども、これについてもあわせて作成しなきゃいけないかなと。どういうときに防災公園をどのように使うという、そういう点もございませぬので、その辺も課題としなければいけないと、このように思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 町の防災計画と消防団活動、安全管理マニュアルの関係ですが、町の防災計画につきましては、町内で想定される地震、津波、全ての災害について、それぞれの項目ごとにうたっているものになります。各課の連携、それか

ら消防団との連携、その他を含めてうたっているのが地域防災計画になります。

もう一つの消防団活動安全管理マニュアルというのは、これは、消防団員がそういう災害が起きた場合の備えについてうたっているものになっておりますので、初期行動のやり方とか、そういう行動規則とかをうたっているものになりますので、全く関係ないわけではありませんが、それぞれ独自にできているものになっているという状況です。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） これが、南種子町の消防団活動のマニュアル、いただきました。これは、消防団員だけが持っているんですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 総体的には消防団員の活動マニュアルになっております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） これは、安易に町民には見せないそうです。なぜかという、消防団員の安全をうたっているからです。そうすると、読み間違うと、消防団員は生命と財産を守るから、要するに自分は死んでも町民を助けなければいけないというふうに、まあ、そこまで極端に思う人はいないんでしょうけども、いるそうです。だから、消防団員も住民なんです。ですから、自分の身を守りながら救助するというようなためのマニュアルでございます。ですから、これは、安易に町民には見せないそうです。

ただ、私が申し上げたいのは、先ほど、町長もその防災公園のことも申し上げました。ああいうことも含めて、例えば、あそこにテントをどのように、どうやって、何張張るのかとか、あとは、大字から住民をどのようにして移動させるのか。それから、三役の動きはどうするのか、課長の動きはどうするのか、そういったことを、やっぱりこまめに、もうちょっと時間かけていいですので、消防団の三役とかそういう、分団長を使ってでも結構ですので、ぜひ精査をしていただいて、ひとつ町民のためのこういうマニュアル、消防団じゃなくて、これはもうこれで立派なものですから、これでいいんですが、町民のための安全管理マニュアル。

先ほど、総務課長が地域防災計画の中に書いてあるというようなことでございましたが、私、これちょっと見たことがございませんので、またいずれ見せていただきたいと思っておりますけども、それがそうなのかどうかというのはわかりませんが、とにかく町民を守るための安全マニュアル、震災に備えた、津波に備えた、それをひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ついでに、この間、下中地区での避難訓練が行われたようです。その概要について伺います。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 下中地区の防災訓練につきましては、本年11月18日に実施したところでございます。下中地区公民館の人口が194名で、当日参加者が101名であり、参加率52.06%でありました。

今回の下中地区の訓練につきましては、避難訓練後に消火訓練、応急救護講習を計画しておりましたので、実際の避難場所ではない花峰小学校への避難となった集落もありましたので、今後の課題としましては、実際の避難経路や避難場所等を地区とも協議、確認して、集落単位で周知徹底を行い、実際に津波等の災害が起こったときに対応できるよう、訓練が行えるように、今後、努めてまいりたいと考えております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 集合場所は、花峰小学校だったのでしょうか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） そのとおりで、花峰小学校に、今回の場合は集合場所ということにしておりました。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 花峰小学校の海拔は、何メートルでしょう。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） ちょっと正確ではないんですが、5メートル前後だったというふうに記憶しております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 総務課長も、今回は花峰小学校ということで、これじゃいかんということで認識をされているようですので、それはそれで構いませんが、例えば、中種子町の場合は、中種子町の坂井、熊野というところがありますね。そこで、中種子の分遣所長と話をすることがあったんですが、もし津波が来たらどうしますか、あの辺はゼロメートル地帯ですよというそういう対話をしました。私は、熊野神社はどうですかと申し上げましたら、すぐすばらしい答えが返ってきました。熊野神社はだめだと、だから、とにかく上に上がらなければいけない、坂井のほうに上がらなければいけないと。なぜですかと、熊野神社は高いからいいじゃないですかと、こういう話をしたら、後の問題ですと。今度はおりて、要するに熊野神社をおりることができるかどうかの問題、後災害です。要するに、いつ引くかわからない、その下がどれだけの被害に遭うのかわからない、そういったところまでしっかりと考えていらして、本当に立派な分遣所長だなと思ったところでございますが、やっぱりそういった細かいところまで考えてやっていかなければならないと思います。

それから、また中種子町ですが、星原地区でもこの間やったそうです。星原地区は、もう海岸べたですから、海がすぐ見えるわけです。ですから、住民の認識が違います。もう、それはそういう訓練があったら、相当数の人が参加するそうです。そして、高台にいる方もいらっしゃいますが、高台にいる方は、初めからそういう訓練はしないそうです。ですけども、参加率がやっぱり65%ぐらいだったそうです。

下中地区は51%ということで、例えば上中に津波が来るわけないですけども、上中でこういう避難訓練をしたって、まあまず20%来るか来ないかですね。ですから、50%というのはすばらしい数字だとは思いますが、まだ認識が少し足りない。

なぜかという、花峰小学校のあたりが5メートルですね。そうすると、あそこは浜から800メートルぐらい離れているわけです。下中の人、浜が近いということ、もちろん認識があるでしょうけども、800メートルも離れていると、海は直接見ることができないわけです。ですから、つい忘れるんじゃないかと思うんです。忘れることはないかもしれませんが、800メートルっていったら、あっという間にやってきます。

ですから、この辺のこともやっぱり、住民の皆様、それは、西海、平山、島間、その辺の町民の皆さん方にも、しっかりとやっぱりわかっていたいただきたいと思うところでございます。

この地震対策については、ひとつ総務課、消防交通係等を通じまして、また、消防団を通じまして、しっかりと精査、検証していただきますように、お願いを申し上げます。

次に行きます。耕作放棄地と遊休農地について伺います。

まず、当町において、面積にしてどのぐらいの耕作放棄地、遊休農地があるか。田、畑、特用林産地ごとに示してください。

○議長（小園寛重君） 農業委員会事務局長、古市義朗君。

○農業委員会事務局長（古市義朗君） 河野浩二議員の御質問にお答えをいたします。

本町の農地の面積ですけども、2,180ヘクタールでございます、これは、統計調査からの数値であります。

そのうち、耕作放棄地であります、まず、耕作放棄地とは、農林業センサスにおいて、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付、栽培せず、この数年の間に再び作付、栽培をする考えのない土地とされております。農家等の意思に基づき、調査、把握したものであります。

本町の耕作放棄地の面積は、139.4ヘクタールであります。この数値は、平成27年のセンサスによる数値であります。

次に、遊休農地であります、遊休農地とは、1、現に耕作の目的に供されてお

らず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、2つ目に、その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地と定義されており、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する処置を講ずるべき農地のことであります。

本町の遊休農地は、田地目で12ヘクタール、畑地目で29ヘクタールであります。これは、平成30年1月の確定数値でございます。

関連がありますので、荒廃農地面積について御説明をさせていただきたいと思っております。

荒廃農地とは、荒廃農地調査において、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている基準に該当する農地とされ、現地調査により把握したものであります。

この中で、再生利用が可能な荒廃農地、A分類と呼んでおります。抜根整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる農地、農地法第32条1号の農地に該当する農地のことであります。

本町のこのA分類に該当する農地は、田地目で12ヘクタール、畑地目で29ヘクタールであります。平成30年1月の確定数値でございます。

次に、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地、B分類と呼びます。森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件、整備が著しく困難なものまたは周辺の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する農地であります。

本町のB分類に該当する農地は、田地目で10ヘクタール、畑地目で35ヘクタールであります。この数値についても、平成30年1月確定の数値でございます。

次に、特用林産地についてであります。内訳としまして、シキミ、ヒサカキ、サカキ、ガジュツ、ドラセナ等の花卉類であります。本町の作付面積は、54.4ヘクタールであります。総合農政課より把握した数値でございます。

このうち、耕作放棄地面積については、現在、正確な数値については把握できておりませんが、約10%ほど荒廃している状況と見受けられております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 本来ならば農業委員会の会長が答弁をしなければならぬとかいうふうに聞いておりますが、通告を私どもがいたしますと、課長さん、係長さん、飛んでまいります。このときだけは、非常に人気があるんだな、俺はとか思ったりもするんですが、それは仕事上のことで来るんであって、全然違うわけでございますが、今回、一番喜々としてやってきたのが古市事務局長でございました。そして、私よりもよくしゃべりました。そこで、もう私は全てわかってしまったわけござ

いますが、この張り切りようというか、そういう気持ち、この気持ちが非常に私はうれしゅうございました。ですから、突っ込んで聞くことは、もう何もございません。

ぜひ、農業委員会という、町民には少し離れた存在というか、ちょっと近寄り
がたいというか、ちょっとわからないというか、そういうものがございます。ぜひ、
町民にわかりやすい農業委員会ということで、今後は、局長、ひとつ頑張っていた
だきたいなと思うところがございますが、あと2つ質問させていただきます。

今、いろいろと耕作放棄地等がありました。耕作放棄地、遊休農地、これは現在、
毎年ふえていることは確実でございますか。

○議長（小園實重君） 農業委員会事務局長、古市義朗君。

○農業委員会事務局長（古市義朗君） 御質問にお答えいたします。

先にふえ続けているかどうかということについては、現状では横ばいと考えてお
ります。詳しく説明いたします。

耕作放棄地、遊休農地の解消についてということによろしいでしょうか。

対応についてですけれども、これにつきましては、農業委員会の業務の中でも大変
重要でございます。平成29年の7月以降の新体制のもと、農業委員11名、農地利用
最適化推進委員8名で、町内地区割りをいたしまして、遊休農地の発生の防止、解
消について推進を図っているところでございます。

日常業務の中で、業務を行っているわけでございますが、まず、毎年8月から
9月にかけて、農地を持っている農家さんに、農地の利用の状況調査を行いま
す。それを受けまして、今度は利用意向調査ということで、荒廃農地と見受けられ
る場合は、各所有者へ調査書を配付し、回収を行っております。これは、毎年行っ
ております。

今年度は、4月から来年3月までかけて、農地を貸したい、借りたい、総点
検活動ということで、農業委員さん、最適化推進委員さん、皆さん全員で、町内全
農家を回っていただきまして、783戸ございますが、意向調査を行いまして、農地
の適切な利用に努めているところでございます。

対策ということで、解消のためには、農業委員会では、以上のような活動を行っ
ております。

以上です。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 次です。遊休農地再生の草刈り機を導入する考えはないかとい
うことですが、以前、西之表市が、デモをやったそうでございます。大きなトラク
ター、30とか45馬力とか、そのぐらいのですか。それに、オプションみたいな草刈

り機をつけて、それは、竹も木も大概のものはなぎ倒すそうです。そういうのを農業委員会が中心になってやったということで、今はやっていないそうでございますが、こういったことも、今後、やはり農業委員会さんは調査、指導、その辺が主なんでしょうけども、こういったことも総合農政課さんと協力もしながら、なるべくこういった耕作地がないように、そして借りやすいように、もう竹とかがば一っとなっておったら、借りる気もしませんよね。そして、それを自分で整理をして借りるとなると、もう大変な赤字になります。ですから、そういったことも農業委員会さんを中心に、面倒を見てもらえればいいのかないかなということで、こういう機械もぜひ、私は必要になってくるんじゃないかと思うんです。

それで、全国農業新聞というのを私、とって見ているんですが、国産でリモコン式の自走草刈り機が販売されていて、草刈りの作業スピードが5倍だそうでございます。1人でしたときの5倍です。それは、リモコンで動いて、200メートル先までそのリモコンは使えるそうです。そして、40度の傾斜も走るそうでございます。それができて、価格は135万円で、中山間地を中心に全国で、今、50台が販売されているということです。

今、社会教育課が持っているあの草刈り機、あれは、大きいのが249万円だそうです。前之峯グラウンドに置いてあるやつじゃないですか。小さいのが124万円らしいです。今度、平成30年に買ったばかりじゃないんですか。人が乗ってやるやつで、とってもいいなと思って、うちのグラウンド、いつもきれいでいいなと、私、いつも思っているんですけども、あれがあるおかげで、本当にいつもきれいです。グラウンドゴルフをするにしても、運動会をするにしても、あれがさ一っとなって走って、非常に。でも、その機械が249万、124万、それに比べてこの135万は安いと思うんです。だから、こういう機械を、それは行政が買って維持ができるのかどうか、管理ができるのか、誰がやるのかなど、いろいろ問題があるかと思えますけども、この辺のこともちょっと考えてみてはくださいますでしょうか。町長、ちょっと見解をお願いできますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 行政が、町がそういうのを買うという点では、なかなか問題点があるんです。職員は、3年か4年で交代するわけでありまして、機械というのは継続して使う人が持って使わないと、これは車に乗るのも一緒ですけど、そういう点がありますので、これをどうしてもやれということであれば、十分検討しなければいけないんじゃないかと、そう思っているところでございます。今、これをそのとおりにやるということについては、返答できません。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 事務局長、何かアイデアがあったら。

○議長（小園實重君） 農業委員会事務局長、古市義朗君。

○農業委員会事務局長（古市義朗君） いいアイデアかどうかはわかりませんが、遊休農地に向けて農家負担を軽減するためには、農業委員会としては必要な対策とは考えます。

町長からもお話がありましたが、役場で草刈り機等購入することについては、維持管理等、不経済な面が懸念されると考えております。

現在、民間等、機械を保有している方がいますので、そちらのほうで対応していただきたいと考えます。

農業委員会では、現在、導入についての意見はないわけですが、遊休農地の再生のための補助事業等の活用につきましては、総合農政課と協議を今後してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 局長、西之表市がやった、大型トラクターにこのオプションをつけて、1回デモを南種子町でもやってみませんか。それで、私どもにも案内をいただいで。1回見てみたいと思うんです。どれだけの竹が切れて、どれだけの木が切れて、どれだけ時間がかかって、要するに、その耕作放棄地がきれいになるかどうか。

この135万円を買えというのは私、無理だと思っていますので、何かと方法はあろうかと思えますけども、それはやっぱり個人が持つのが一番いいでしょうから。こういう話をすると、柳田博議員あたりが「俺が買ってみよう」とかいうふうになるかもしれませんが、これだったら誰か持っているんじゃないですか。大型トラクターとこのオプションですね。一回ぜひ、検討していただければと思います。それが農業委員会でするものかどうかというのは、私はわかりません。もちろん総合農政課がお手伝いをしないとできないことかと思いますが、一応、提案をしておきたいと思います。

次、まいります。

これは、あんまり一般質問でするような内容ではないんですが、一般質問でやらないとなかなか通らないんですね。ですから、あえて一般質問をさせていただきます。

前之峯グラウンド周辺で、特に本部席裏側の町道を駐車禁止にできないかということですが。

以前四、五年前に周辺の皆様に呼びかけて解消された経緯がございます。しかし、現在、イベント時、それから夕方、駐車をされて車が止まっております。あの辺は

人家が非常に多く、救急車両、消防タンク車も使用する可能性が特に多い町道でございます。ぜひとも善処をしてもらいたい。人家から出入りをする際にも不自由を来しているという町民の声がございます。

答弁をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 前之峯グラウンド本部席裏側の町道の前之峯線でございますが、通常時もそうですが、各イベント状況においては、通行止めの処置や規制看板等の設置の対応はしておりますが、なかなか守られないのが現状であるというのが、今質問者の河野議員のおっしゃるとおりだと思います。

近隣住民に迷惑をかけておりますから、緊急車両や通常通行車両、歩行者にも危険な状態だと思っております。今後、関係課、係との協議も行いながら、注意、危険喚起の看板の設置や、平成31年度以降に予定されております、当路線の舗装修繕工事において路上駐車抑制の路面標示等を検討し、安全対策を図ってまいりたいと思っております。

この辺については、やっぱり通行規制の問題いろいろありますから、通行規制すると、じゃあ地元に住んでいる人は通っているじゃないかという、また意見もありますし、十分関係者含んで協議しないといけないんじゃないかと思っておりますが、この辺については、当然、イベントがある場合は公用車も含んで対応するとか、そういうことも含んでやらないといけないのかなという思いをしておりますので、しばらく時間をいただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） あの通りは町道でございますが、警察が関与できないそうです。その交番に行ってちょっと相談もしましたが、いかんともしがたいということらしいです。ただ、警察が関与できるのは、美の吉のあそこは交差点だそうです。ですから、あそこから5メートル以内に車をとめていたら検挙できるそうです。それから、一番奥、お墓のあるところですね、あそこも交差点らしいです。ですから、あの交差点も5メートル以内にとめていたら検挙ができるそうです。でもその間は何とも言いがたい、ただ注意しかできないということらしいです。

また、正式な駐車禁止の標識もできないと。これは公安委員会か何かあるんですかね、これはとても警察が関与できるものではないので、今さっき町長が申し上げましたが、その注意を喚起する看板、ぜひ「この付近、この道路は駐車御遠慮願います」等の看板が一つあればいいと思うんです。

あそこは、要するに、例えば陸上競技をされる方とか、南種子町民であそこを定期的に使う人には、言えば聞いてくださると思うんです。ところが、そういう人た

ちばっかりではなくて、全然関係のない人たちがとめるものですから困るということですので、ぜひ看板を二つか三つか立てていただければ、それでいいんじゃないかと。警察もそれはそれで全然構わないということでございましたので、その看板の件で一応よろしくお願い申し上げておきます。

それでは、最後の質問です。公用車両について伺います。

まず、各課ごとの車種と台数を教えてください。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 各課ごとの車種と台数を示せということですので、全て、マイクロバスその他特殊車両も含めて御報告させていただきます。

平成30年12月現在の各課の公用車両は、総務課が乗用車6台、貨物車5台、マイクロバス1台、消防車両11台で合計23台。企画課が乗用車1台、貨物車2台、中型バス2台で合計5台。保健福祉課が乗用車3台、貨物車5台、作業用特殊車両2台で合計10台。建設課が貨物車12台、作業用特殊車両3台で合計15台。税務課が貨物車6台。総合農政課が乗用車1台、貨物車8台、作業用特殊車両12台で合計21台。農業委員会が貨物車1台。教育委員会管理課が貨物車1台、マイクロバス6台。給食センターが貨物車3台。社会教育課貨物車1台で、合計92台となっております。

教育委員会管理課のマイクロバス6台と企画課の中型バス2台は、中学、高校の通学バスや、通学時間以外はコミュニティーバスとして利用されております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） その配車管理は、どこでどのようにして行われているか示してください。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 総務課と各課の集中管理で行っている状況であります。

総務課で集中管理しています公用車につきましては、乗用車が5台、貨物車4台、マイクロバス1台の10台であります。各職員の端末でシステム操作し、使用する日時を予約することが可能です。使用時に総務課で使用伺いを記入し、鍵を受け取るようになっております。その他の車両については、各所有課で管理をしております。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 公用車に、ドライブレコーダーがついている車がございますか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 現在、ドライブレコーダーがついている車についてはありません。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 時代の変遷と申しますか、テレビを見ていると、ドライブレコーダーで事故が検証されるというようなこともございます。

ぜひとも、例えば中種子町におきましては、消防車両には全部ついております。南種子分遣所、これは熊毛消防組合があるわけでございますが、予算は、南種子分遣所の場合はここから出るということであえて申し上げますけども、西之表の分遣所も本部の方も全部ついていきます。あと屋久島とかそういうところはあんまりついていません。南種子においては、今度2月救急車が入りますが、それにはついてくるそうです。

ぜひ、この救急車両と全てのバス、これには大切な、スクールバスにおいては子供たちも乗っているわけです。あつてはいけませんが、もし事故が起きたときにも、やはり事故が起きたら大変なことなんです、子供たち、子供でなくても大変なんですけども、保護者への説明責任というのは大なるものがあると思うんです。そのために、ドライブレコーダーもついていないようなスクールバスを走らせているのかというような時代だと思うんです、もう。これから車を買う人というのは、ほとんどドライブレコーダーがついているんじゃないでしょうか。

町長、ぜひ、全車とは申しませんが、救急車両とそれからコミュニティーバス全車、あの大きなバスも含めてです。高いと思われているかもしれませんが実は安いんです。もちろんピンキリでございますが、2万円で買えます。1台2万円ですので、何とかお金を工面していただいて、ドライブレコーダーの設置の検討を大至急行っていただきたいと思います。

教育長、突然ですが、スクールバスにドライブレコーダーをつけることに賛成でございますでしょうか。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤修君。

○教育長（遠藤 修君） 安全面を考えれば、ないよりはあつたほうが助かります。

○議長（小園實重君） 河野浩二君。

○1番（河野浩二君） 町長、教育長もそのように申していますので、ぜひよろしくお願ひします。所感があつたらどうぞ。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 大分高いものかと思つて、私はだめだと言つていたんです、はっきり言つて。ところが、2万円ぐらいであれば、やっぱり必要な車から随時つけていくという方針で、総務課長のほうが、もう聞こえておりますから、今後進めさせてもらいたいと、このように思います。

○1番（河野浩二君） どうもありがとうございました。

○議長（小園實重君） これで河野浩二君の質問を終わります。

散 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月13日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4時03分

平成30年第4回南種子町議会定例会

第 2 日

平成30年12月13日

平成30年第4回南種子町議会定例会会議録
平成30年12月13日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第51号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第52号 簡易水道事業分担金徴収条例等を廃止する条例制定について
- 日程第4 議案第53号 南種子町水道事業分担金徴収条例制定について
- 日程第5 議案第54号 南種子町水道事業給水条例制定について
- 日程第6 議案第55号 南種子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定について
- 日程第7 議案第56号 南種子町水道事業職員の特殊勤務手当に関する条例制定について
- 日程第8 議案第57号 南種子町水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について
- 日程第9 議案第58号 南種子町水道事業の設置等に関する条例制定について
- 日程第10 議案第59号 南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について
- 日程第11 議案第60号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第61号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第62号 南種子町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第63号 南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第64号 南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第65号 南種子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第66号 南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第18 議案第67号 南種子町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第68号 南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第69号 南種子町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第70号 南種子町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第71号 平成30年度南種子町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第72号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第73号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第74号 平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第75号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（8名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 河野浩二君 | 2番 | 柳田博君 |
| 3番 | 大崎照男君 | 4番 | 塩釜俊朗君 |
| 6番 | 上園和信君 | 7番 | 立石靖夫君 |
| 9番 | 西園茂君 | 10番 | 小園實重君 |

4. 欠席議員（1名）

5番 広浜喜一郎君

5. 出席事務局職員

局長 濱田広文君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|-----|------|--------------------------|-------|
| 町長 | 名越修君 | 副町長 | 長田繁君 |
| 教育長 | 遠藤修君 | 総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長 | 高田真盛君 |

| | | | |
|----------------------------|---------|-----------------|-------|
| 会計管理者 兼会計課長 | 小川ひとみさん | 企画課長 | 小脇隆則君 |
| 保健福祉課長 | 小西嘉秋君 | 税務課長 | 小脇秀則君 |
| 総合農政課長 | 羽生幸一君 | 建設課長 | 向江武司君 |
| 保育園長 | 園田一浩君 | 教育委員会 社会教育課長 | 松山砂夫君 |
| 教育委員会管 理課長兼給食 センター所長 | 島崎憲一郎君 | 農業委員会 農事務局長 | 古市義朗君 |
| 総務課参事 | 河口恵一朗君 | | |

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（小園實重君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 一般質問

- 議長（小園實重君） 日程第1、一般質問を行います。
塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

- 4番（塩釜俊朗君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

種子島宇宙センターから初めてロケットが発射されてから、ことしの9月17日で50年の節目を迎え、いろいろなイベントが開催をされました。

ことしの打ち上げは、30年6月12日、H-II Aロケット39号機、30年9月23日、H-II Bロケット7号機、30年10月29日、H-II Aロケット40号機、全て成功をいたしました。

来年も数機打ち上げられると聞いており、新しい年号とともに、新しい1ページが開かれると期待をしております。

それでは、一般質問に入ります。

まず初めに、今後の水道行政についてお伺いをいたします。

簡易水道から上水道統合については、本町水道行政の新たな始まりといっても過言ではありません。

水道法の目的は水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって清浄にして、豊富低廉な水の供給をもって、環境衛生の向上と生活環境の改善に寄与することにあります。

上水道の適用は給水人口5,001人からであります。平成19年度に簡易水道に係る国庫補助事業の見直しが行われ、これに基づいて本町の対応として、経営者が会計も同一であるため、簡易水道における補助対象となくなるということで、上水道に移行する手続をしたと伺っております。移行後、何がかわるかということについては、これまでの法非適用事業から法適用事業に変わり、会計処理の方式が変わるとのことでの報告であります。

本町の水道施設であります水源地、浄水場、配水池、管路延長についてお伺いをいたします。

- 議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 塩釜議員の御質問にお答えいたします。

本町の水道施設のカ所数及び延長ということではありますが、浄水場が中央地区浄水場、島間地区浄水場、西部地区浄水場の3カ所でございます。

水源地でございますが、中央地区に4カ所、島間地区に1カ所、西部地区に1カ所の計6カ所でございます。

配水池でございますが、中央地区に9カ所、島間地区に4カ所、西部地区に8カ所の計21カ所でございます。

最後に、管路延長でございますが、導水管が9,704メートル、送水管が1万1,825メートル、配水管が13万9,243メートルの計16万772メートルでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） ただいま水道施設の設置数、管路延長についてお聞きをしたところでございます。この施設の耐用年数について、課長にお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 塩釜議員の御質問にお答えいたします。

各施設の耐用年数でございますが、取水設備は40年、浄水設備、配水池及びろ過地が60年、配水管が40年となっております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） ただいまの耐用年数でありますけれども、それぞれ40年、60年と管路延長は特に40年というふうなことであります。

この耐用年数が過ぎている水道施設、これについて把握をしているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 質問にお答えします。

今御質問の把握しているかということでございますが、現段階では耐用年数が過ぎている箇所はございません。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 耐用年数が過ぎているところはないというふうなところでありますけれども、この水道技術ジャーナル、それから総務省が出している実年使用年数に基づく更新基準の設定、こういうふうな基準があります。その基準の中に、例えば機械施設、ポンプについては20年から30年、滅菌設備15年から25年、それから直流電源施設、これは電気計装関係の耐用年数でありますけれども、全体的な施設によれば、耐用年数は過ぎていないと、そういうふうなことではございますが、しかし、そのポンプ室あるいは機械施設、これについては当然、耐用年数は過ぎて

いるのではないだろうか、私はこのように思うわけであります。そういうふうな中で、次に移りたいと思いますけれども。

全員協議会で資料をいただきました。その資料を見ると、統合経費については4億288万円となっております。平成23年度から平成27年度までということですが、平成27年度から中央統合事業を実施し、平成30年度は中央統合整備事業として、野大野地区を追加して、これらの事業をもって簡易水道事業の補助事業は全て完了であるかというふうなことでございますけれども、この簡易水道事業、今、中央統合整備事業をここ5年から6年間、実施しているわけでありますが、私の言いましたこの耐用年数が過ぎているこの機械、電気計装、こういうようなことを含めての全ての事業が完了したのかどうか、これについてお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 塩釜議員の御質問にお答えいたします。

簡易水道事業統合につきましては、平成21年度に簡易水道事業6地区を、南種子町上水道事業とした統合計画書を県に提出し、当初、平成23年度から28年度までの計画で事業を進めてまいりました。

その後は統合事業のおくれから、国が平成31年度まで事業の期限延期したところでございます。その間、本町といたしましては、平成26年度より5年間、今年度まででございますが、統合事業に取り組み、西之地区と野大野地区につきましては老朽化した施設と水源の枯渇が問題とされていたため、再度、事業の見直しを行い取り組んでまいりました。

今年度で計画していた統合事業が完了するというところであります。完了に伴いまして、平成31年からの上水道事業移行へ向け、これまで関係等との協議調整と進めてまいったところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 全て完了をしたというふうな答弁でありますけれども、この簡易水道事業を上水道に移行する前に、先ほど私が述べましたように、こういうような機械施設とか管路、この管路については40年とありますけれども、この管路についてもポリエチレン、石綿管いろいろ管路があるわけでございますけれども、この全ての事業が完了かといえば、私は完了ではないのではないかと、このように思っているところであります。

平成30年の改訂版のこの水道施設、この実務必携があるんですけども、この実務必携の中に、厚生労働省からこのような通達がきております。これは平成28年度の通達であります。簡易水道事業統合の延長についてというのが来ております。これについては、簡易水道事業統合の延長について、平成31年まで延長をいたしまし

た。なお、交付要綱等の改正は、平成29年度に実施しますというふうな、このような文章が厚生労働省からきております。これに基づいて、県の生活衛生課水道係に聞いてみますと、これに基づいて延長する市町村が大分あると聞いたわけでありませう。このようなことから、施設整備の再検討をして、統合事業をもう一年延長すべきではなかったのかと、このように思いましたが、このことについて町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 塩釜議員は元担当課長でございましたので、その辺も十分把握しているようではありますが、今回、この31年度から地方公営企業法にのっとって、やっていくということで準備を進めてまいりましたので、現状としては、今、建設課の説明もあつたとおりでございますので、上水道事業に移行しても、それについてはきちんとやらないといけないという状況があります。上水道事業に完全にした場合に運営できるのかという点も、内部で検討いたしました。それはやっぱり方法を講じて、やっていきたいというのが私の考えでありますので、今の質問に適應しているかどうかはちょっとわかりませんが、また、その内容について質問があればお答えしたいと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） この延長の通達が来たのが、平成28年の1月6日、これが簡易水道事業統合の期限延長について、それから、平成29年の1月12日、上水道事業に統合した旧簡易水道施設等への国庫補助について、こういうふうな国からの通達が来ております。この通達があつた中で、延長する協議をしたのかどうか、このことについてお伺いいたします。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） お答えいたします。

当初、28年度までの事業ということで進めてまいりましたが、先ほども申し上げましたとおり、再度の事業の見直しを行い、野大野地区をさらに統合しようという考えで進めてまいったところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） そうすると、この通達が来た後に、そのような協議をして、それで、その延長をしたと、それが30年までと、そういうようなことでいいんですかね。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） そのような協議をしたというふうなことであれば、その方向でいいと思うんですけども、やっぱりこの簡易水道統合事業をするための高率補助があるわけですから、この機械設備、いろんなこの設備についても再検討し、高率補助の適用を受けたほうがいいんじゃないかと、私はこういうふうに思いましたから、やっぱりその上水道に移行する前の、国が延期をする年まで、しかと調査もして高率補助を受けるような対策をとるべきではなかったのかと、私はこのように思ったわけでありまして。これは答弁はありません。

次の質問をいたしますが、県内の市町村の動向を見てみますと、平成29年の3月末までの鹿児島県内の離島でありますけれども、上水道が2カ所、簡易水道が24カ所、専用水道が5カ所となっております。この数字から見ると、言わば補助事業、この簡易水道事業の補助が1年延長されたということで、統合を延期する市町村が多数あったと聞くところであります。

そこで、今回、課の設置条例も出ておりますけれども、課の設置ではなく、なぜ係ではいけなかったのかと、私は思うわけでありましてけれども、このことについて町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 31年度から移行するというところで、課も進めてきておりましたし、私もその辺については了承してきたところでありますので、全く現状の水道の処理状況が違ってまいりますので、基本的には計画通り、公営企業法で進めるという考え方でございます。企業としての機動的、能動的経営を図るため、その組織を地方公共団体の一般行政組織から分離し、別に組織を設けることとしているというのが私の考えでございます。また適用にあたりましては、本町の水道事業は全部適用となりますので、企業職員としての身分の関係から、指定金融機関等を含む財務関係まで、全てがかわる事業体となりますので、課の設置が望ましいという判断をしての課設置ということになった次第でございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 課の設置の考えというのは、それでいいかと思っておりますけれども、ほかの市町村では係でもこの上水道事業をしている市町村があります。ですから、その類似市町村、いろいろ私も調べてみたわけですが、係でもしっかりとした上水道事業を実施していると、そういうような市町村もあるにも関わらず、5千七百、八百人の人口の中において、課を設置する必要があったのかと、こういうふうに疑問があったわけでありましてけれども、この課の設置、これについてメリットというのがどこにあるのか、これについて再度、答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 課の設置をいたしまして、体制をしっかりと整えて、取り組んでまいりたいという考えでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 課の体制を、仕事の体制を整えていくと、そのようなことでいいのかどうかわかりませんが、とりあえず、課を設置していくと、そういうふうな考え方がありますので、後の条例制定のところでまた質疑をしたいと思えます。

次に行きます。国の政策により、当然、先ほど町長も説明がありましたように、平成31年度までにはほぼ上水道に移行すると、このように言われております。

今後の施設の老朽化対策、このことについてどのように進めていくか、具体的に示していただきたいと思えます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今後の施設対応とのことですが、人口の推移や経営状況、運営状況、また施設の状況等を踏まえながら、水道経営改善計画を作成し、その中で、財源計画に基づき施設整備や老朽化した施設整備計画の実現可能な工程表を作成して整備を図る必要があると、私としてはこのように考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 先ほどお聞きしましたが、耐用年数が過ぎていない施設がほぼであるという答弁でありましたが、今の町長が言いましたことに具体的にお聞きしたいと思えますが、どのような補助事業があるのかお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今後の補助事業の取り組みということでございますが、基幹水道構造物の耐震化事業による施設の補強及び更新または老朽管更新事業などの生活基盤耐震化等の交付金事業が補助メニューとしてございますが、原水単価、用水単価、資本単価等の諸条件を満たすことで、4分の1の補助を受けられる補助事業がございます。

また、町単独での事業をするにあたっては、経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための支出に要する経費として、公営企業創出金の制度があります。活用した場合には、事業費の4分の1の地方交付税処置があり、残りの事業費については公営企業債を借り入れての事業となる見込みでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 具体的に示していただきましたが、その耐震化あるいはその老

朽化施設の更新といろいろあると思うんですが、今後その計画を立てるために、長期計画の策定も始まるわけでありまして、そういう中において、このような事業を組み込むことについてはいかがでしょうか。考えておりますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その件については当然のことながら、具体的な計画を策定していくわけでありまして、課設置もお願いしてありますので、そういった中で具体的に対応していく方法を講じたいというのが、さきの補助事業の制度の説明にのっかってやっていくという、そういうことになるんじゃないかと思っておりますので、計画はきちんと立てて、それに基づいて執行するということになると思います。ちょっと聞いていないことを言ってどうかと思っておりますけど、基本的にはやっぱり水道、その辺が成り立たないというのも一つあるわけで、それはもう担当課から私も聞いておりますが、そこについての対応とか、今後、十分設置した場合の協議というのは進めなければいけないと、その中に計画の協議も含まれると思っております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） これは別の質問でありますけれども、水道料金について、お伺いをしたいと思います。上水道になるにあたって、今後、水道料金の値上げをしなければいけないという時期が来年以降来るのかどうか、これについて町長はどのように考えていますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） これについては、新しく企業会計でやっていくということで、法的にきちんとのとってありますから、現状の段階では非常に低い水道料でやっているということだけは間違いないんですが、しかし、そこそこ金額も水道料金も高いわけですから、そこについては今後のいろいろ協議とか、それに委ねるということで、結局、現段階における私としては、やっぱり次期選挙戦のこともありますので、これはやっぱり新しい町長がどうやるかということになっていくんじゃないかと、現段階では引き上げるという考えは持ってございません。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 水道に対する最後の質問になりますけれども、水道法に基づく水質管理、これについてはいろんな法律がございます。まず、この法律について、私の調べた範囲内で御紹介をしたいと思います。水質基準法、法第4条に定めてあります。水質検査、法第20条、施行規則第15条に定めてあります。これについては定期、随時の水質検査、水質検査計画の策定、それから衛生上の措置、法第22条、施行規則第17条については、塩素消毒、衛生上必要な措置をすることとなっております。給水の緊急停止、法第23条については給水停止をする、関係者への通知をす

るとなっております。情報提供については法第24条の2、施行規則第17条の2、これについては水質検査計画、毎事業開始前に定期、随時の水質検査結果などであり、このことについては、簡易水道から上水道にかわっても、かわらないのではないかと考えておりますが、このような法に基づいて、しっかりと管理をしなければならぬと思います。

このようなことを踏まえて、上水道移行による水道水質検査はどのようにかわるのか、かわらないのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 塩釜議員の御質問にお答えいたします。

水質基準は国が定めた基準に基づき、浄水51項目検査、浄水21項目検査、浄水9項目検査、浄水毎日検査、原水39項目検査、原水指標菌検査、原水クリプトスポリジウム検査等、これまでどおりの検査を行ってまいります。

今後も安全安心な水の供給のため、水源から蛇口までのきめ細やかな水質管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 水質検査計画、これについては公表になっておりますが、今、51項目の検査項目についてお示しをされましたが、本町では今、毎月検査、毎日検査、それと51項目検査、どのような形で検査をして公表しているのかどうか、課長、わかっているならば答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 水質検査でございますが、鹿児島島の検査する機関に委託しておりまして、検査を行っているところでございます。

回数、項目の検査基準等は、法の基準に基づいての検査をしております。

○議長（小園實重君） 課長、その結果の公表はどのようにやっているかという質問です。

○建設課長（向江武司君） はい。公表ですが、毎年、年度末の3月後半に閲覧にて公示しているところでございます。

以上です。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 次に行きたいと思っております。

公民館の活性化について質問をいたします。

本町の高齢化率、これは平成27年10月1日現在の数値であります、人口が5,745名、65歳以上、1,899名、高齢化率は33.1%であります。

平成30年11月末の本町の人口であります、5,703名、集落は御存じのとおりで

ありますが、平山4集落、荃永10集落、下中5集落、西之13集落、西海4集落、島間5集落、長谷6集落、上中11集落、計58集落となっております。

世帯数、人口から見ても、将来、集落再編の検討を各地区、行政と一体となって検討をしなければならない、そういう時期もそう遠くはないと、このように思うところでもあります。

先般、地方創生調査特別委員会を実施し、地方創生総合戦略事業の進捗状況を審査いたしました。その中で、次世代地域プラン支援事業が今後の公民館の地域活性化につながるのではないかと、このように思うところでもあります。このようなことを含め、少子高齢化による集落再編について、今後どのように助言し、推進していくのか、教育長にお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。人口減少、少子高齢化問題は、地方の自治体において重要な課題となっているところでございます。このような状況を踏まえ、社会教育課においては、現在、地方創生総合戦略に基づき、地区公民館が主体となって、10年後を見据えた地域活性化のための計画を作成する、次世代地域プラン支援事業に取り組んでいるところでございます。

進捗状況につきましては、島間地区が昨年度作成済み。平山地区が今年度中の作成に向け、現在取り組んでいるところでございます。また、他の地区においても随時作成する予定としておりますので、公民館長研修会で両地区のプランを参考に研修を行い、他地区のプラン作成を推進し、公民館の活性化につなげていきたいと考えております。

また、集落再編に関しましては、集落の皆さんが主体となって合意した上でのごとと考えており、現状においても集落の統合はされていないものの、踊りや運動会といった行事については合同で実施しているところもあり、現段階でこちらから再編を提案することは考えておりません。ただ、各地区がみずから作成した地域プランの中に、集落の統合といったことを掲げ、それに基づいて実施するに当たり、相談要望があった際には、その内容に沿った事業の情報提供など、支援を行っていくこととしています。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） ただいまの教育長の答弁でありますけれども、この次世代地域プラン支援事業、これについては補助もないわけでありまして、私はこれについての補助がないかということで調べた経緯があるんですが、私が調べた中で、総務省の過疎地域集落ネットワーク支援事業、こういうのがありました。これについては4項目ありまして、地域医療の確保、生活支援の確保、集落の維持及び活性化、産

業の振興、このような内容であります。この中の集落維持及び活性化、これが集落点検や集落課題の取り組みなどに該当するものではないかと、こういうふうに思ったわけですが、これが本町に実際にあうのかどうか、これについては疑問でありますけれども、該当するかどうかを含めて調査をした経緯があるのかどうか、これについてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

集落再編を含む集落支援の補助事業については、総務省等で幾つかの事業がございます。議員の言われる過疎地域等集落ネットワーク圏形成事業については、過疎集落において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で集落ネットワーク圏を形成し、地域の運営組織等が行う取り組みを支援することにより、継続的な集落の維持・活性化を図ることを目的とした事業でございます。

この事業は、ことしから交付の対象を地域の運営組織が地域活性化プランに基づき取り組む事業に重点化したことで、地域組織の体制確立や地域組織の活性化プランの策定にかかわる事業については対象外となりますが、地域がプランに基づき取り組む事業については引き続き対象となりますので、地域からの要望等があった場合には、支援を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） そのようにいろんな対象となるソフト事業になると思うんですけれども、こういうふうな補助事業を導入して、やっぱり地域の活性化の一つの手だてになればと思うわけであります。

平成29年の第5回臨時会で議決した要望、意見について、これについては町長に通知をしておりますが、その中の一つとして、ふるさと応援寄附金については地域の活性化対策に活用するというふうなことで、町長に議会のほうから要望意見を提出をしております。

このふるさと応援寄附金、これを各地区のイベント、教育委員会が今進めている次世代地域プラン支援事業、このような事業などに、集落再編及びこういうような状況に将来はなるというふうなことを予測するんですけれども、この寄附金を各校区に幾らかずつかの支出補助はできないかという質問であります。

財政基金も積み立てて、そういうふうな方向での位置づけをされているという話も聞くわけでありますが、そういう中において、来年はぜひともこのふるさと応援寄附金を20万か30万ずつ各校区に助成したらどうかと思うわけですが、これについて町長、どのように思っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） ふるさと応援寄附金の活用につきましては、一般財源として各種事業に充当して活用しております。

質問の件につきましては、各地区公民館と関係機関とも協議をしていきたいと思いますが、私は議会に対しまして、国の方針でやるというのを決定しましたので、一般財源として寄附金が残るのは1,500万円ぐらいしか、今後絶対に伸びませんから、つまり1万2,000人の人が応募してくれましたが、地元産品だけにするという点では五、六千件ぐらいが、現在までの対応でございますので、しかし、この辺で必要があれば、具体的に公民館の意見を聞きながら対応していくということは考えていいという判断をしますので、その趣旨についてはわかりました。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） これについては、議会でも決算審査特別委員会、29年度の、このことについてはやっぱり各地区に30万円でもお金を助成すれば、このふるさと納税寄附金が全町民にも理解されて、寄附金自体が行政のする事業じゃなくて、校区サイドでいろんな行事計画、それについても非常に多額の公民館費、公民館員が一人一人出したその会費でするには、非常に大変だとそういう話もよく聞くわけであります。

例えば、奉納踊り、いろんな踊りをするにしても、やっぱりこの準備等については多大なお金もかかって、公民館費を上げなければいけないと、そういうような話も聞くわけですよ。ですから、ぜひともこのふるさと納税の寄附金を全町民がわかちあって、やっぱりそれに理解してくれる人たちが何万人もいるとなれば、そういう人たちの気持ちに答えるためにも、町民全員にも理解されるような、その用途、用途について活用をしているんだと、そういうふうなことを理解をさせていただいて、今後はぜひとも予算措置をしていただきたいと思うわけでありますが、来年は選挙もありますし、どのような方向で行くかはわかりませんが、現町長の考え方をもう一回お聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その辺については、一律に各地区に補助するということは、いろいろ問題があると思いますので、私としては先ほどの一般質問の中でも出たとおりでございますから、やっぱり地域によっては西之の例を言うと、本村、崎原、これは、昔は全部一緒でございましたから、下西目は別として、中西目というのは小田、前之原、上西目が木原、野尻、砂坂は管造牧と一緒にございますので、こういった形で一緒にそういう踊りとか、それをやっているのが現状でございますから、そういう方向等もありますので、これは継続させる必要があると思いますので、基

金化するということを私としてはやっぱり議会からの要請も受けておりますし、そのほうがいいと思いますから、ふるさと納税については基金化をして、そこでこういうように使っていきますというのをまた議会と相談をしてやっていく方法で対応すべきじゃないかというのを考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） その基金をするというふうなことでの答弁は、昨日も聞いたわけでありましてけれども、いつの段階で、例えばことし30年度中にその基金化の条例をつくって、3月議会に提案をしていくのかどうか、それについては町長、どう考えますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） この辺を選挙のそれとして活用をされたくないの、私の考えは先ほど申し上げたように、議会の方針として言えば、やっぱり基金化してやっていったほうがいいんじゃないかという意見が出ておりますし、ふるさと納税そのものを基金化せよということも、意見としてたくさんいただいているわけでありまして、今言った方向には間違いないわけではあります、今期3月までの間にちょっと提案するというのは、私としては考えないと、こういうことで理解していただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 次の質問に行きたいと思っております。

空き家対策について質問をいたします。

先日の同僚議員の質問でもありましたが、重複するかと思っておりますけれども、町内の空き家、居住できる空き家、補修しないとできない空き家、危険空き家について、町営の空き家についてもお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課から資料をいただいておりますが、平成28年度に、集落町政連絡員の協力をいただきまして、空き家調査を実施したところでございます。

空き家の数につきましては、軒数が204軒で、そのうち居住できる空き家は90軒です。できない空き家というのは、つまり、全く管理されていない空き家でございますが56軒、危険空き家45軒となっております。また、居住できる空き家90軒のうち、所有者が「貸してもいい」という承認件数が18軒あります。そのうち、住めそうな家というのは5軒程度となっているようでございます。

また、南種子町が管理している住宅は、公営住宅176戸、特定公共家賃住宅16戸、一般住宅36戸の計228軒がありますが、空き家については現在、公営住宅32戸、一般住宅2戸の計34戸でございます、そのうち公営住宅28戸、一般住宅1戸につい

ては、大規模改修を必要とするために入居募集を行っていないのが現状であります。

ちょっとつけ加えますと、この「貸してもいい」というのは、便所の水洗化とかそういうのがあるわけでありまして、いずれにしても、全て利用するについては、個人からの借り上げについても、そういった点というのはついてくるんじゃないかと思うところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 今、空き家について答弁をいただきましたが、地方創生総合戦略事業の中で、空き家対策事業を進めております。空き家の有効活用を図るため空き家改修助成制度について検討を重ねてきたと、このようにありますが、これ、町長の政策でもありました。どのような検討をし対策をとってきたか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 地方創生戦略の中で、空き家改修等を行って、魅力的な住まいの提供に努め、移住・定住の促進を図ることとしておりますが、現在のところ、住宅改修等の補助制度はありませんので、住宅改修補助、住宅購入補助制度等の要綱整備の準備を今進めております。

また、平成25年度に策定しました南種子町公営住宅等長寿命化計画の見直し業務を現在行っているところでございます。団地及び棟ごとに改修計画を検討しておりますが、結論としては、まだでき上がっておりませんので、これは今後、早目に計画を立てる必要があると、このように思っております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 要綱の準備をしていると、そういうような答弁でありますけれども、この要綱をつくるにも、非常に年数がかかるんだなと思うわけですが、この空き家対策、これについては定住促進にも非常に繋がると私は思っております。

この空き家改修補助制度を積極的に進めていくと、これについては当然であります。この空き家対策について、どのような助成制度があるのかどうかについては今検討しているというふうな話であります。これについて、鹿児島県内でも例えば日置市、空き家改修事業補助金交付要綱を制定をし、実施に至っていると。こういうふうな市町村も多々あります。

このような先進地を参考にしながら、来年度以降には実施をすべきではないかと思うわけですが、町長の在任中にこの要綱を公表し、31年度からは実施できるような体制ができてゆくのかどうか。この辺について、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それは、まだ担当課と具体的にそのような打ち合わせをしておりますが、非常に厳しい状況であるということだけは間違いないと思います。

つまり、後、何カ月か残しておりますが、私がやってきたこの3年数カ月の状況からしますと、前町長時代の事業をまだ、いまだにやっているわけでありますから、これは議会が決定したことなので着実にやらなければいけないという私の方針もあります。

議会で決定したことをやっていくという点では、当然尊重するわけでございますので、これがあと2年ぐらい残っているのもあるわけでありまして。そうしますと、ことしの予算でもわかるように、62億円、今回歳入の点をふやしました。そういう状況を考えますと5,600ぐらいの人口で六十何億円というのは不可能でございますから、四十五、六億円に戻さないと、どうしようもない状況を踏まえますと、基金だけは、ちゃんと残したいという気持ちはありますので、その辺も含んで、この空き家対策、住宅を提供することについては、十分、部内で検討せんといかんと。

新しい住宅をつくることについては、非常に、それは重要なことでありまして、ここに移住したいという人がいることだけはもう事実でございますから、そのためには住宅が必要ですので、いずれにしても、民間の住宅を借り上げることについては、民間がやってくれたらいいんですが、やらないで町が借り上げてということになると、そういった条件整備もありますから、この辺を含んで、しばらく時間はいただきたい。今はちょっとそこを、私のとき、3月までにできるかどうかというのは一つの問題だということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 先ほど空き家についての答弁をいただきましたが、民間の危険空き家45軒という答弁でございました。

平成30年8月17日の南日本新聞に、倒壊などのおそれがある空き家に対する市町村の権限を強化した空き家対策特別措置法に基づき、鹿児島県内では2017年度、64戸に解体や修繕を求める指導の措置がとられたということですが、先ほど答弁した危険空き家については該当はなかったのか、これについてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 平成30年度については、現在1件の助言・指導通知をしておりますが、この通知書が届かないというのもありまして、戻ってきているというのが実態です。

もう、中身については議員、その辺もわかっておっつの質問だと思っておりますが、あいった状況で、危険住宅ですから、何とか早く取り崩さないといけないというこ

とだけは私もわかっておりますが、状況としては、そういう状況でございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 県が示した2017年度64戸には入っていないですが、そういうふうな場所があったので、行政としては、指導・助言をしたということではよろしいかとは思いますが。

次に行きたいと思えます。

次に、全ての町営住宅にひとり世帯が居住できないか、質問をいたします。これについても、定住促進になるのではないかと考えているところではありますが、つい最近、ひとりでも居住できる町営住宅はないかと。

ある会社の寮は、10年過ぎれば退去しなければならないというルールがあるというふうなことをお聞きしたところであります。退去しなければならない方は、独身が多く、今の状況では、アパート等については非常に厳しいと。しかし、町営住宅には入れない。仕方なく、ほかの市町村に移動しなければならないと。このような声を、この会社の寮にいる方だけでなく、一般の方も聞くところであります。

町の住宅条例の入居資格でありますけれども、これについては、南種子町営住宅条例、それから南種子町特定公共賃貸住宅管理条例、南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例、この大まかに3つの条例があるわけでありましてけれども、この中で、個人でも入居できるような条例が、第6条「入居者の資格」。

この第6条の第2項については、第1項を含めて読んでみますが、町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件、第21条に規定する被災者等にあつて、第2号及び第4号を具備する者でなければならない。ただし、その者と同居する者は親族に限るものとする、ということで、結婚の予定がある人は、その結婚の届けをして、事実上の婚姻関係との事実を示すと、こういうような条例があります。

その中に、もろもろ条例がありますけれども、前項に規定する入居者資格のある者のうち、その者以外に同居する者がいない者が入居できる町営住宅の規格は、1戸当たりの住居専用面積が50平方メートル未満で、かつ居室数が2以下の住宅とする。ただし、町長がこれにより難しい事情があると認めるときには、この限りはないと。この条項第2項が、個人でも入居できるような要素があるんじゃないかと、このようなことで理解をするわけでありましてけれども、ひとり世帯の入居については具体的に触れていないと、こういうふうになっております。

今、町広報紙にもよく入居募集のチラシを載せておりますが、入居者がいない特例としての入居者要綱を定めて入居させる体制を整えるべきではないかと。それと同時に、もう一点については、具体的にひとり世帯の入居ができるような要綱をつくるべきではないかと私は思うわけでありまして、これについて町長の答弁を求め

ます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その辺についても十分、議員が把握しているようではありますが、つまり、住宅の専用面積が50平米未満のものについての、そのようなお話もありましたし、現在、ひとり世帯の入居の申し込みができる住宅については55戸ありますが、つまり、もう耐用年数が来て「危険」として修繕できないというのが大半を占めている状況もございます。

塩釜議員から言われました全ての住宅となりますと、現在の入居資格者の入居倍率が上がるわけでありますから、入居機会を奪う可能性もあるということだけは間違いありませんけれども、住宅が足りないことだけは、はっきりしております。やはり住宅をどうするかというのは、私は企業との懇談会も持っているわけでありまして、ロケット関連11社の企業がここにおるわけでありまして、その中で、中種子町、西之表市から通っている人もいますよ。

このことについて、十分、企業などとの協議もさらに進めながら、町営住宅等の入居ができるような対応は考えなければいけないんじゃないかと、そう考えているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 農道整備についてであります。

これについては、28年6月議会において質問をいたしました。西之本村水田地帯の農道未舗装の3路線であります。

これについては、一般農道整備保全対策型、既設農道の点検診断更新整備等に当てはまるのではないかと考えておりますけれども、この農地整備事業、南種子1期28年度から32年度まで、それからまた中山間地域総合整備事業が平成33年まで延伸されるとお聞きしますが、本村地区の農道、この路線については採択基準に当てはまると思いますが、この両事業のどれかに計画しているのか、お伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） これについては、一般財源の問題も含んで検討中でございます。

私は1週間前に、本村に行ってきました。そういう状況というのは確認しておりますが、あの線だけ、特に要望が強いのが本村の小川さんのあっちの残り、これだけは何とかしてほしいというのはありますが、これがどれぐらいかかるのかということを僕は担当課とまだ、その辺では協議しておりませんから、今後検討させていただきたいと思います。

○4番（塩釜俊朗君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで塩釜俊朗君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第51号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（小園實重君） 日程第2、議案第51号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第51号について御説明申し上げます。

議案第51号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により、給与決定に関する原則が定められており、職員の給与は「国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の給与を考慮して定めなければならない。」と規定されております。人事委員会を置かない自治体においては人事院の給与勧告に伴い、毎年、給与の改正を実施しておりますが、本町においてもこれまで人事院勧告に基づき改正を行ってきたところであります。今回の改正につきましても、平成30年の人事院勧告に基づき、給料表・初任給調整手当・宿日直手当・勤勉手当の率等の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をお開きください。

まず、第1条の改正についてでございます。

第6条の3第1項第1号は、医療職俸給表（一）の適用を受ける医師等に対する初任給調整手当の支給月額限度額を、人事院勧告の内容に準じて改定するもので、「41万4,300円」を「41万4,800円」に改めるものでございます。

第14条第1項及び第2項は、宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度を、人事院勧告の内容に準じて改定するもので、「4,200円」を「4,400円」に、「2万円」を「2万1,000円」に、「6,300円」を「6,600円」に、「3万円」を「3万1,500円」に、「2万1,000円」を「2万2,000円」に改めるものでございます。

次に、第17条第2項は勤勉手当の支給割合を改定するもので、同項第1号の再任用職員以外の職員及び同項第2号の再任用職員について、年間支給割合を0.05月分引き上げるもので、同項第5号については、基準日及び支給日の定義が及ぶ範囲を、

より限定するため条文の整理を行うものでございます。

次に、給料表の改定であります。行政職俸給表について平均0.2%引き上げることとし、初任給を1,500円、若年層についても1,000円程度の引き上げを行う改定となっております。その他の俸給表については、行政職俸給表との均衡を基本に改定を行うこととなっております。

そのため、別表第1アからエの給料表を改正するものであります。

次に、第2条の改正について御説明いたします。

第16条第2項及び第3項は、6月期及び12月期の期末手当を平成31年度以降均等に配分するため、支給割合を改定するものであります。

次に、第17条第2項は、6月期及び12月期の勤勉手当を平成31年度以降均等に配分するため、支給割合を改定するものであります。

本文の附則といたしまして、第1条は施行期日等でありまして、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、第2条については平成31年4月1日から施行することとしております。

なお、附則第1条第2項において、改正後の別表第1の規定は、平成30年4月1日から適用するものであります。

附則第2条については、給与の内払いの規定を定めたものであります。

第3条は、改正条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任する規定を定めたものであります。

以上、国の法改正に伴いまして、本町においても改正するものでございます。

よろしく御審議方お願いします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長にお答えをしていただきたいと思いますが、14条宿日直手当についてですが、公立病院に歯科医を一応置くということで、この条例改正はそのまましているのかどうか、医師または歯科医ということですが、もう置く考えがないとすれば、削除すべきでないかと思いますが、町長の今後の公立病院の歯科医の件についてどのように考えているか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） この件については、現状のまま行くわけですが、いわゆるいろんな条件、また出てくる可能性もありますので、そのまま国と同じような改定をしていたほうが望ましいということで通すわけでございます。

よろしくお願いします。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありますか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 職員で1人当たり幾らの引き上げになるのか。また4月にさかのぼっての追給が全体で幾らになるのか、総務課長にお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） まず、1人当たりですが、先ほども説明で申し上げましたとおり、それぞれの階層で変わるんですが、全体では給与については0.2%ということで、若年層については1,000円程度の改定、その他については400円程度の引き上げがあるということです。あと、ボーナスにつきましては、先ほど言いましたとおり、0.05月分支給率がふえるということになります。

影響額ですが、今回の補正にも出しているんですが、全体で75万円程度の増額になる予定です。

1人当たりですが、職員が今百十数名ですので、平均すると千数百円くらいの引き上げになるうかと思えます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号 簡易水道事業分担金徴収条例等を廃止する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第3、議案第52号簡易水道事業分担金徴収条例等を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第52号について御説明いたします。

議案第52号は、簡易水道事業分担金徴収条例等を廃止する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この条例は、平成31年4月1日から簡易水道事業が公営企業法の適用をされる上水道事業へ移行することにより、簡易水道事業分担金徴収条例、南種子町簡易水道

事業給水条例、南種子町水道事業特別会計基金条例、南種子町水道事業布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、以上の4条例の廃止をするものです。

なお、附則においてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） 建設課長、この（2）は条例という最後の文字、二文字が抜けているということですか。脱漏しているということですか。

○建設課長（向江武司君） 申しわけありません。2番目、南種子町簡易水道事業給水事業条例でございます。済みませんでした。

○議長（小園實重君） （2）については、課長から説明があったとおり「事業」を「条例」に変更願います。条例を廃止する4つ括弧書きがありますが、（2）南種子町簡易水道事業給水、さらにまた「事業」と書いておりますが、後の「事業」を「条例」に改めていただきたいということ。課長、しかとその辺を言ってくださいよ。

○建設課長（向江武司君） はい。申しわけございません。（2）南種子町簡易水道事業給水条例でございます。申しわけございませんでした。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号簡易水道事業分担金徴収条例等を廃止する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 南種子町水道事業分担金徴収条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第4、議案第53号南種子町水道事業分担金徴収条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第53号について御説明いたします。

議案第53号は、南種子町水道事業分担金徴収条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、平成31年4月1日から簡易水道事業が公営企業法の適用をされる上水道事業へ移行することにより、南種子町簡易水道事業分担金徴収条例が廃止され、上水道事業に向け新たに制定するものであります。南種子町水道事業に要する経費について、地方自治法第224条の規定による分担金を徴収するため、法令に定めるもののほか、この条例に定めるところによるものであります。

内容としましては、従前の条例を継承するもので簡易水道事業から水道事業へ名称の変更のほか、大きな変更点はございません。

なお、附則においてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号南種子町水道事業分担金徴収条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 南種子町水道事業給水条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第5、議案第54号南種子町水道事業給水条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第54号について御説明いたします。

議案第54号は、南種子町水道事業給水条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、南種子町簡易水道事業給水条例が廃止され、上水道事業に向け新たに制定するものであります。南種子町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するための必要な事項を定め

るものであります。

内容としましては、従前の条例を継承するもので、水道事業の設置についての項目は別に条例で定めるほか、大きな変更点はございません。

なお、附則においてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号南種子町水道事業給水条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 南種子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第6、議案第55号南種子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第55号について御説明いたします。

議案第55号は、南種子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、水道事業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものでありますが、給与の支給、種類及び基準に関しましては、南種子町職員の給与に関する条例に準用して行うものであります。

なお、附則においてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 第23条非常勤職員の給与とありますけれども、この非常勤職員、現在の委託職員、パート職員がいるわけでありましてけれども、非常勤職員というのはこういうふうな職員を非常勤職員というものかどうか、これについてお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 総務課参事、河口恵一朗君。

○総務課参事（河口恵一朗） お答えいたします。

第23条の非常勤職員の給与につきましては、現在雇用してございます契約職員のことではなくて、現在はそういう雇用はございませんが、そういう非常勤職員をもし採用する場合の規定でございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 採用する場合と、そういうような答弁でございますけれども、この職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲以内で給与を支給するということがありますけれども、この予算の範囲内の給与を支給するというふうなことについては、どのような支給の方法をするのか。どのような対象の、言わば職員の賃金を給与をもとにするのかどうか。あるいは、パート委託職員の賃金をもとに判断をして給与を支給するのかどうか、このことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。——暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○議長（小園實重君） 再開します。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 23条の非常勤職員の関係ですが、現在どういう職種の方を雇用するというのは、想定はしていないのですが、条文として他の町の条例等を参考にしたときに、こういうのが入っていたということになります。もし、雇う場合については当然ながら、契約職員であったり、パート職員を含めてそういう職員と業務の量によって決定をすることになるかと思えます。当然、予算の範囲以内ですので、それを想定はしておりませんので、予算上は出てこないと思えますので、今のところはそういう場合が出た場合に限って当然予算を組んでその範囲で支給するという形になるかというように思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありますか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 関連した質問ですけど、この非常勤職員というのはどういう業

務をするんですかね、非常勤ですので、職場に毎日出勤する必要のない職員だと思うが、どういう業務をするのか、別に雇用することを考えていないということですが、こういうのも条例に条文を載せる必要があるのか。

○議長（小園實重君） 総務課参事、河口恵一朗君。

○総務課参事（河口恵一朗） お答えいたします。

非常勤職員につきましては、先ほどの説明でもございましたが、現在、雇用する予定はない現状ではございます。ただ、今後のことで発生する可能性がありますし、この条例の案をつくる時に、ほかの自治体とかを参考したときに、ほとんど入ってございましたので、将来的に適用することがあるかもしれないということで入れているところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） もし雇用する場合に、どういう業務を行わせるのかという質問です。

○議長（小園實重君） 総務課参事、河口恵一朗君。

○総務課参事（河口恵一朗） 失礼いたしました。雇用する場合には、その水道事業の運営に関しまして専門的な知識が必要な場合とか、技術が必要な場合で常勤でなく非常勤でいような場合が考えられると思いますけれども、現状では即その方を採用する予定はございません。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） だから、そういうことを採用する見込みもないというこの非常勤職員を、わざわざ条例に明文化する必要があるのかということですよ。

○議長（小園實重君） 総務課参事、河口恵一朗君。

○総務課参事（河口恵一朗） お答えいたします。

先ほども話をしましたけれども、現状でないことは事実で、非常勤職員の採用が予定ないことは説明したとおりでございますが、ほかの町の条例も参考にしながら、将来的にもしあった場合に備えて書いているものでございまして、別に最初から削らなければいけないというものではないと思ひまして、提案したところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。2番、柳田 博君。

○2番（柳田 博君） 3条ですけども、給料については職員の職務種類に応じ、必要ような種類の給料表を設けるといふふうには書いてありますけども、給料表もここにあるのかわかりませんが、どの程度給与はふえるのか、管理職も一人ふえるといふような格好になると思ひますが、どの程度ふえるのか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（小園實重君） 総務課参事、河口恵一郎君。

○総務課参事（河口恵一郎） 詳しいことは、また規則とかで定めることになりましてけども、基本的に給与の額とかいうのは今の一般行政職でやっています簡易水道事業の待遇と変わることはないというふうに考えてございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） このですね、町長、55号の条例の中で、第4条管理職手当、この文言が出ているんですが、この条例は31年4月1日から施行するという事になっておりますが、その後の議案の66号を見てみますと、1月1日から4月1日まで、4月1日から施行するという事になっておりますが、課の設置は1月1日ですということですか。そうすると、この管理職手当、これは課長を設けずに3カ月間はいくという考えかどうかですね。課の設置条例では31年の1月1日から第2条の規定は同年の4月1日から施行するという事ですので、この今の条例からいうと、管理職を置かないという考えでいいわけかどうか、その点答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案66号の課の設置条例、後でまた提案理由は説明するんですが、1月1日から課を設置したいということで提案をしているところであります。当然課の設置が可決されれば管理職当然課長を置かないといけませんので、それについては発生します。ここでいうのは、後もって議案第58号で水道事業の設置等に関する条例というのが出てきます。

その中で、この場合は水道課を設置するというのは4月以降のことをまた審議していただきますので、そこで課の設置が決まれば当然、管理職も配置されますので、2段階にちょっと条例がなっていますが、そういうように御理解していただければいいかと思えます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。9番、西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 先日、町長からの説明も受けて、ちょっと全体像がつかめないというのが、この事業を始めるにあたっての事業規模がどの程度かというのがわからないので、例えば将来的には水道料金が上がるという形だと思うんですけども、そこら辺がどの程度の金額で、いつから始まるのかというのが、全体像がつかめないような形で条例関係を決めているので、ちょっと不安に思っているんですが、そこら辺はどうお考えですか。

○議長（小園實重君） 総務課参事、河口恵一郎君。

○総務課参事（河口恵一郎） お答えいたします。

簡易水道から上水道に移行した後の上水道の事業規模でございますが、基本的に今の簡易水道事業とやることはほぼ変わらないと考えていただいて結構だと思います。

す。ただ、平成29年度で見たときに現状の簡易水道事業では年間約3,000万円の水道料に対して赤字が出ています。その分は繰り入れていただいておりますけれども、それを将来的にずっと赤字のままで続けられませんので、どうするかということを上水道が決まり次第、検討作業をしないといけないとは思っております。

本来は独立採算が法的な基本でございますので、それをどうしていくかということは今後重要な検討課題だと思っております。業務内容につきましては、繰り返してございますが、特に簡易水道事業から拡大して何かやるとかということは考えてございません。

○議長（小園實重君） 9番、西園 茂君。

○9番（西園 茂君） その事業内容からいったときに、今の人員から超えることはないのかどうか、事業量と照らし合わせてどういう感覚を持っているのか、教えてください。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） この件についても後もって議案第69号で定数等はお示しをするんですが、現在のところ今現行の人員の体制でということと予定をしております。あと、全協でも説明しましたとおり、当初1年程度、もし軌道に乗るまでの間、人員が必要であればちょっと1名増員を考えておりますが、定数上は現行の定数で事業のほうを実施するというところで考えているところであります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号南種子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第56号 南種子町水道事業職員の特殊勤務手当に関する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第7、議案第56号南種子町水道事業職員の特殊勤務手当に

関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第56号について御説明いたします。

議案第56号は、南種子町水道事業職員の特殊勤務手当に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、水道事業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものでありますが、特殊勤務手当に関しましては、南種子町職員の給与に関する条例から削除されることにより、新たに制定を行うものであります。

内容としましては、従前の条例を継承するもので、大きな変更点はございません。

なお、附則においてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号南種子町水道事業職員の特殊勤務手当に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第57号 南種子町水道事の剰余金の処分等に関する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第8 議案第57号南種子町水道事の剰余金の処分等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第57号について御説明いたします。

議案第57号は、南種子町水道事の剰余金の処分等に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、水道事業の剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものでありますが、毎事業年度に利益が

生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって、その欠損金を埋め、なお残額があるときは、当該残金を減債基金等に積み立てるものとするものでございます。

なお、附則においてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号南種子町水道事の剰余金の処分等に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第58号 南種子町水道事業の設置等に関する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第9、議案第58号南種子町水道事業の設置等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第58号について御説明いたします。

議案第58号は、南種子町水道事業の設置等に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、南種子町水道事業の設置等に関し必要な事項を定め、新たに制定するものです。

内容としましては、第1条に生活用水その他の浄水を町民に供給するための水道事業の設置。

第2条に常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するための経営の基本。

第3条に組織。

第4条に重要な資産の取得及び処分。

第5条に議会の同意を要する賠償責任の免除。

第6条に議会の議決を要する負担つきの寄附の受領等。

第7条に業務状況説明書類の提出。

また、別表の給水区域については、各浄水場からの配水系統を地区、地域で区分け整理したものでございます。

なお、附則においてはこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 条例の第2条の3項、4項、人口を定めておりますが、この人口の減ったりふえたり、その増減があったときは、一々条例改正をしなければならないことになりますか。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 第3の給水人口及び第4の最大給水量の数値でございますが、これは創設認可による計算上で出てくる数値でございます。これをもとに人数及び流量が出ておりますが、変わることはございません。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 給水人口が変わることはないという答弁ですが、人口はいつもふえたり減ったりしていますよね。それで、この5,484人というのは、この根拠。どこから出した数字ですかね。現在の人口ですか。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 現在の人口ではございません。人口推移の統計に基づく数値でございます。

○議長（小園實重君） 建設課長、人口は動態、動いていますから、それと給水人口、この条例に定めてある、そのまま条例は改正はしなくてもよいという、その辺を説明しなさいよ。

○建設課長（向江武司君） はい。申しわけございません。南種子町水道事業にするための創設認可をした際の給水人口でございますが、先ほども申し上げましたとおり将来の人口推移にあわせた計算上算定のもとで決定しております。

○6番（上園和信君） 休憩を求めます。

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時57分

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開します。

建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 申しわけございません。給水人口であります、これは事業認可を受けた際の人口でありまして、言われた人口増減のたびに変えるかということでありましたが、認可を受けた人数での許可で変わりはございません。よろしくお願いいたします。

○6番（上園和信君） 条例改正する必要はないかということです。

○議長（小園實重君） 再度答弁願います。

○建設課長（向江武司君） 改正する必要はありません。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 第3条水道事業に管理者を置かないものとする。しかし、以下管理者という、というふうなことが示されておりますけれども、私は別に管理者という文言は第7条管理者はというふうなことがありますけれども、これは町長はというふうに変えてもいいのではないかと、こういうように思いますが、このことについて答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総務課参事、河口恵一朗君。

○総務課参事（河口恵一朗） お答えいたします。

今の塩釜議員の御指摘のとおり、それも間違いではないと思いますが、その3条の中に記載してございます水道事業の管理者の権限を行う町長（以下、管理者という）という表現で入れてございますが、実際は大きいところは管理者を置かないといけないわけでございますが、小さな自治体では特例により管理者を置かなくてもいいとなってございます。実際は町長がするわけでございますけど、あと表現の問題ですので、この場合は前提として先ほど話をしたように水道事業の管理者の権限を行う町長（以下、管理者という）と書いてございますので、この管理者という表現で問題はないと考えてございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 管理者というふうなことでいいと、そのような条文は書いてありますけれども、じゃあその第7条に町長は水道事業に関し法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を、11月30日までに10月1日から3月31日までの状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないと、このような文書を変えれば町長でいいのではないかというのが、私の考え方でありますけれども、そのことについてどうでしょうか。

○議長（小園實重君） 総務課参事、河口恵一朗君。

○総務課参事（河口恵一郎） 御指摘のことでございますが、第7条は管理者は実際は町長で同じでございますけれども、実際は実務をする職員でございますが、公営企業と一般行政組織は4月1日以降は切り離されることとなります。これも説明したとおりでございますが、その公営企業である水道事業の管理者が一般行政の町長に報告するものということでございますので、特に表現におかしいところはないと考えてございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） それはそれでいいと思います。それから、第6条、この議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、これが目的物の価格が100万以上、それから損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万以上となっておりますけれども、これについてはほかの市町村をいろいろ見てますというと50万円とか、80万円とか、非常に設定が低く、それから決定に係る金額が300万円以上とありますけれども、これはもう高すぎるのではないかと。300万円以上となっておりますが、200万円以上でもいいんじゃないかというふうなことを思うわけですが、これについての設定の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総務課参事、河口恵一郎君。

○総務課参事（河口恵一郎） お答えいたします。

今、塩釜議員の御指摘のとおりその自治体で数字は違ってございます。ただ、たくさん調べた中で一番多かったのはこの100万、300万というのがありましたものですから、書いてございますが、こういう数字で定めておる自治体が多かったことにより、この数字にしたものです。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号南種子町水道事業の設置等に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時10分とします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時05分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第59号 南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第10、議案第59号南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第59号について御説明いたします。

議案第59号は、南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の廃止に伴い、新たに制定するものであります。技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものであります。

内容としましては、従前の条例を継承するもので、簡易水道事業に供する水道技術管理者に必要な資格基準を削除するほか、大きな変更点はございません。

なお、附則においてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第60号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第11、議案第60号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題します。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第60号について御説明申し上げます。

議案第60号は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

上水道事業は公営企業法が適用され、地方公営企業は一般の行政事務とは異なり企業という経済活動を行うものであり、経済情勢の変化に応じて機敏な活動が要求されます。そこで、法は地方公営企業の機動的、能率的経営を図るため、その経営組織を地方公共団体の一般組織から分離することとなっています。

この条例では、地方公共団体の一般組織から水道課が分離されることにより、企業職員である派遣職員の給与の種類を加えるものでございます。内容につきましては、一般職員と同様でございます。

なお、附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第61号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第12、議案第61号町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第61号について御説明申し上げます。

議案第61号は、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この条例は平成31年4月1日より簡易水道事業が、上水道事業へ移行することにより条文整理を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第2条第5号第2項の地方自治法第168条第7項、同条第8項は現行の地方自治法にはないことにより、この条例から削除するものであり、ほかについては上水道事業への移行により地方公営企業法が適用されることによる条文整理でございます。

前ページの条文へお戻りください。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第62号 南種子町監査委員条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第13、議案第62号南種子町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第62号について御説明申し上げます。

議案第62号は、南種子町監査委員条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この条例は平成31年4月1日より簡易水道事業が上水道事業へ移行することにより、条文整理を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第1条は、平成31年4月1日より上水道事業への移行により、地方公営企業法が適用されることにより、地方公共団体の一般組織から水道課が分離され、監査委員に上水道事業の監査実施をするための根拠を定めるものでございます。

第5条、第7条、第9条、第10条は、公営企業法適用となることによる条例整理でございます。

条文へお戻りください。

なお、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号南種子町監査委員条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第63号 南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第14、議案第63号南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第63号について御説明申し上げます。

議案第63号は、南種子町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、

地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
新旧対照表をごらんください。

第2条は、上水道事業へ移行することに伴う条文整理でございます。

第40条第1号は、条例をつくる原則として、条例の1号に1項しかない場合は、
本文にまとめるというルールに基づき改正するものでございます。

第2号は、法律番号が記載されていないことにより、法律番号を記載するもので
あります。

条文へお戻りください。

なお、附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお祈いします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号南種子町個人情報
保護条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第64号 南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制 定について

○議長（小園實重君） 日程第15、議案第64号南種子町職員等の旅費に関する条例の一
部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第64号について御説明申し上げます。

議案第64号は、南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでご
ざいます。

新旧対照表をごらんください。

第2条は、地方公営企業法適用の上水道事業へ移行することにより、水道事業職
員の旅費規定が別規定となることから、この条文から公営企業職員に関する部分を

削除するものでございます。

なお、水道事業については、別途配付しております南種子町水道事業職員の旅費に関する規則で定める予定でございます。

条文へお戻りください。

なお、附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第65号 南種子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第16、議案第65号南種子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第65号について御説明申し上げます。

議案第65号は、南種子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をお開きください。

地方公営企業法適用の上水道事業へ移行することにより、第6条を削除するものでございます。

以下は、第6条を削除することにより条番号を繰り上げるものであります。なお、水道事業では、先ほど可決していただいた議案第56号南種子町水道事業職員の特殊兼務手当に関する条例により定めるものであります。

なお、附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行することとしております。
以上で説明を終わります。よろしく御審議方よろしくお願ひします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号南種子町職員の
特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決
されました。

日程第17 議案第66号 南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第17、議案第66号南種子町役場課設置条例の一部を改正す
る条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第66号について御説明申し上げます。

議案第66号は、南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定について、地
方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第1条関係では、平成31年1月1日より水道課を設置することに伴い、水道課の
分掌事務を定めるものでございます。

第2条関係では、31年4月1日より上水道事業に移行することに伴い、組織を地
方公共団体の一般組織から分離することとなっていますので、第9条の水道課の分
掌事務を削除するものであります。

附則としまして、第1条については平成31年1月1日から、第2条については平
成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、塩釜俊
朗君。

○4番（塩釜俊朗君） ちょっと確認ですけれども、水道課の分掌事務は次のとおりと

する。第9条であります。これについて、簡易水道の維持、管理に関することとありますが、これについては1月1日に水道課を設置すると、そういうふうなことでありますが、この簡易水道の維持、管理に関することの文書については、上水道の維持、管理というふうな読み方の文書化をなぜしなかったのかというのが第1点と、私の理解するところは来年の3月31日まで簡易水道の維持管理の業務をして、その後、上水道に移行するので、上水道の維持管理に関することと、そういうふうな条文を変えるためのこの条例中第1条の規定は31年1月1日から、これは当然課の設置をしますので、それ以降については同年4月1日から施行するということとありますが、この件についてこの文書についてはどういうふうに考えているのかどうか、それを聞きたいと思います。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 課の設置の関係でまず申し上げたいと思います。

先ほど議案第58号で、水道事業の設置等に関する条例制定ということで、この中の3条の2で平成31年4月1日から上水道事業としての水道課を置くというのを決定していただきました。今回出している分については、4月1日からは水道課ができるんですが、私たちとしては1月1日に役場の組織としての水道課を設置をしまして、スムーズな事務の移譲とか、課の移譲ができるように、ちょっと3カ月早いですが、課を設置してその準備を行いたいということで、今回おいている分です。現行の条例では、第2条で建設課がありまして、第8条で建設課の事務分掌ということで、その中に（4）、（5）ということで簡易水道事業の維持管理を置いております。この簡易水道と飲料水の供給施設設置については、3月までは簡易水道のままいきますので、その分について新たに水道課を設けて3月までは実施したいということで、改正条文ということで、第2条に水道課、それから第8条に水道課の分掌事務ということで、今まで建設課でやっていた事務を、それを（1）、（2）で追加をしたということになります。

第2条については、4月1日以降については、上水道で新たな事業ということで、新たな課ができますので、役場の課の中の業務ではなくなりますので、3月31日時点でもう課が廃止されますので、ここでいう水道課はなくなりますので、その分の条例改正ということになります。4月1日から新たな上水道事業としての水道課が発足していきますので、その準備のために3カ月間ちょっと早く課を設置することになります。

○議長（小園實重君） 4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） そうすると、この4月1日以降についても、簡易水道の維持管理に関するものの条文が残っていくというふうなことでですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 4月1日以降については、もう上水道事業に全部移行しますので、この今出している議案のこれについても4月1日以降は廃止されるということの条文の改正であります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） このことについて私は先ほど説明を求めたんですが、今ようやく昼食時間を挟んで、うちの局長からいろいろこの趣旨について聞いたわけなんです、1月1日から3月31日までは従来のとおりやって、課を設置をするというような説明でありましたが、31年4月1日からは水道事業の新しい改正法で実施をしていくというようなことの意味のようですが、私はなぜ今まで審議された条例改正が31年4月1日から施行するということであるのに、なぜこのように1月1日で課をつくって管理職を置いてやらなければいけないのか同僚議員が一般質問の中でも県内でも水道係を設けてやっている町村があるという説明を受けておりましたが、この3カ月、今の総務課長の説明ではこの運営がうまくいくようにということで、3カ月前に課設置という説明を受けましたが、私は3月の定例会でも到底間に合うんじゃないかという考えを持っているんですが、町長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その件につきましては、結局企業会計になっていくわけでありますから、そういった前にはやっぱり準備が必要だということで、この1月から課を設置すればその人間がずっと引き継いでやっていくという点できちんとできると思いますので、そういう点で提案ということは今説明してきたと思っておりますので、考え方は総務課長の説明のとおりでございます。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、3カ月間管理職手当が発生するんですよ。月に4万か幾らだろうと思いますが、これが3カ月間、水道係にするとこの管理職手当は要らないわけですよ。だから、経費面からいうとそういうことが出てくる。それから、31年の4月、この水道事業が改正されて執行するわけですが、来年は地方選挙で議会も首長の選挙もある中で、なぜこのように差し迫ってから課を設置するのかなと私は疑問に思っていますが、総務課長の説明は十分わかります。町長の今説明したのも十分わかりますが、いろいろな政策というのは新しい町長ができて政策を立て、その役場の組織の中で課の必要性、課の廃止等を考えてやるわけでありまして、この選挙前にこのように課を設置するというのは私はいかがなものかと、このように思っております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） さっき同僚議員が質問した件ですけど、この9条の水道課の分掌事務は簡易水道となっていますけど、これももう上水道に移行してもやっぱり簡易水道という表現をせんといかんわけですかね。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） この9条の改正については、あくまでも3月までの簡易水道の水道課を設置して事務を行うということです。来年4月1日からは上水道事業ということで、先ほどいろんな条例等で議決していただきましたので、それに基づいて実施をされるということになります。

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時58分

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開をします。

議案第66号に対する質疑を続けます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって議案第66号南種子町役場課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第67号 南種子町行政手続条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第18、議案第67号南種子町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第67号について御説明申し上げます。

議案第67号は、南種子町行政手続条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をお開きください。

まず、本条例には、目次がないことにより、目次を挿入するものでございます。

第2条は、地方自治法の条例番号の挿入と、上水道事業への移行が地方公営企業法適用となることによる条文整理でございます。

条文へお戻りください。

なお、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとじているところであります。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって議案第67号南種子町行政手続条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第68号 南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第19、議案第68号南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第68号について御説明申し上げます。

議案第68号は、南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をお開きください。

平成31年4月1日から簡易水道事業から上水道事業へ移行することに伴い、第2条の定義の条文整理を行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとじております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第69号 南種子町職員定数条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第20、議案第69号南種子町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第69号について御説明申し上げます。

議案第69号は、南種子町職員定数条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をごらんください。

平成31年4月1日から簡易水道事業から上水道事業へ移行することに伴い、組織を地方公共団体の一般組織から分離することとなっていますので、別表第1の3、簡易水道事業特別会計支弁に係る職員を削除し、同6、水道事業職員を追加するものでございます。

なお、全体定数に変わりはありません。

なお、附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号南種子町職員定数条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（小園實重君） ここで、先に審議しました議案第58号南種子町水道事業の設置等に関する条例制定についての執行部の説明について、建設課長より発言の申し出があります。これを許可します。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

議案第58号南種子町水道事業の設置等に関する条例の第2条第3項、給水人口の5,482人について、人口が増減するたびに条例改正する必要はないかとの問いに、改正する必要はありませんと答弁しましたが、現状において想定される平成31年以降の推定人口は減にはなっておりますが、人口増が予測される場合は、変更認可を受けなければならないということになっておりますので、おおむね増が見込まれる場合には、条例改正が必要になるということでございます。

○議長（小園實重君） 皆さん、よろしいですか。

そのように、説明区分に限り訂正ということでありまして、次に進みます。

日程第21 議案第70号 南種子町特別会計条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第21、議案第70号南種子町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第70号について御説明申し上げます。

議案第70号は、南種子町特別会計条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をお開きください。

平成31年4月1日から、簡易水道事業が上水道事業へ移行することに伴い、第1条第2項の簡易水道事業特別会計を削除するものでございます。

新しい特別会計は、地方公営企業法第17条により、地方公営企業法による特別会計を設置することとなります。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとなります。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしく申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって議案第70号南種子町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第71号 平成30年度南種子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（小園實重君） 日程第22、議案第71号平成30年度南種子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第71号平成30年度南種子町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。

表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,117万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,878万1,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に、4枚目をお開きください。

第2表の債務負担行為補正については、追加1件であります。農産物災害緊急支援資金利子補給について、期間を平成31年度から平成35年度までの5年間とし、限度額を67万円とするものであります。

第3表の地方債補正については、追加1件であります。

西野小を除く小学校、中学校空調設備事業について、学校教育施設等整備事業債を追加し、限度額を1億円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法についてはお目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算の主なものについて説明をいたします。

今回の補正内容としましては、ふるさと納税返礼業務手数料、小中学校空調設置に伴う関連費用、さとうきび低反収次年度作付対策事業補助が主なものであります。

人件費については、職員の人事異動等によるものや、先ほど議決していただきま

した議案第61号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に伴う給与等の補正が主なものでありますので、以下の説明については省略をさせていただきます。

それでは、歳出の5ページをお開きください。

まず、企画費については、全国離島交流中学生野球大会補助が主なもので、1,634万5,000円を増額するものであります。

次に、6ページ、ふるさと納税推進事業費については、ふるさと応援寄附金の増加に伴うふるさと納税返礼業務手数料が主なもので、1億6,500万円を増額するものであります。

次に8ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付費が主なもので、1,515万7,000円を増額するものであります。

次に9ページ、児童福祉総務費については、子供のための教育保育給付費が主なもので、1,235万1,000円を増額するものであります。

次に、10ページ、予防費については、予防接種委託が主なもので、145万5,000円を増額するものであります。

次に、11ページ、農業振興費については、さとうきび低反収次年度作付対策事業補助が主なもので、1,920万5,000円を増額するものであります。

次に、12ページ、キャトルセンター及び堆肥センター運営費については、台風被害等による施設修繕費が主なもので、それぞれ補正するものであります。

次に、13ページ、地籍調査費については、地籍調査測量業務委託の減額が主なもので、2,062万3,000円を減額するものであります。

次に、14ページ、林業振興費については、森林整備地域活動支援事業補助の減額が主なもので、117万7,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、漁港建設費については下立石海岸護岸かさ上げ工事によるもので、324万9,000円を増額するものであります。

次に、15ページ、観光費については、宇宙のまちシンボルトワー、河内温泉センター入り口の看板修繕が主なもので、433万円を増額するものであります。

次に、16ページの各道路改良事業費については、事業内容及び事業間の組みかえに伴い、それぞれ補正するものであります。

次に、同ページ、道路建設単独事業費については、平野田尻線防護柵取りかえ、上中西之線排水路かさ上げ工事によるもので、288万4,000円を増額するものであります。

次に、17ページ、住宅管理費については、公営住宅の修繕が主なもので、102万2,000円を増額するものであります。

次に、18ページ、学校建設事業費については、空調設置に伴う受変電設備の変更設計業務委託が主なもので、151万5,000円を増額するものであります。

次に、同ページから19ページ、学校空調設備事業費については、西野小を除く小学校、中学校の空調設置に伴うもので、小学校費に9,623万6,000円、中学校費に2,286万4,000円の合計1億1,910万円を追加するものであります。

次に、20ページ、体育施設費については、各体育施設の照明修繕によるもので、70万円を増額するものであります。

次に同ページ、農地農業用施設補助災害復旧費については、9月29日からの台風24号接近に伴う復旧事業費によるもので、224万2,000円を増額するものであります。

次に、同ページから20ページ、繰出金については、国民健康保険特別会計における療養給付費等負担金償還による繰出金が主なもので、1,096万4,000円を増額するものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、国庫支出金については、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金1,883万2,000円の追加が主なものであります。

次に2ページ、県支出金については、地籍調査事業補助金2,030万2,000円の減額が主なものであります。

次に3ページ、寄附金については、ふるさと応援寄附金2億5,000万円を増額するものであります。

次に同ページ、繰入金については、財政調整基金へ1,381万7,000円を繰り戻すものであります。

次に同ページから4ページ、諸収入については、中南衛生管理組合負担金精算返納金の追加が主なものであります。

最後に同ページ、調査費については、義務教育施設整備事業債1億円を追加するものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足、あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。まず、歳出から。款の1、議会費、5ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の2、総務費、5ページから8ページ、質疑ありませんか。

6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） まず1点、企画費の全国離島交流中学生野球大会補助金、1,620万円計上していますが、これ、野球大会もう既に終了していますが、どういう補助金なのかお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 全国離島交流中学生野球大会への補助金でございますが、離島活性化交付金を申請をしております、この補助金申請については、実行委員会で国に申請をして、交付決定を受けていたところではございましたけれども、実績報告を提出する段階で、国のほうから、複数自治体の実行委員会に補助するのは初めてのケースでありまして、代表自治体に補助をする形で処理をしてほしいということで、県を通してそのようなお話がありました。

そこで、今回補助金分を南種子町の予算に計上して実行委員会に補助する形で、今回こうした補正をお願いするところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 補助先は実行委員会ということですか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 1市2町の実行委員会であります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） また町長、けさもNHKのテレビでふるさと納税のニュースが出ていましたよね。それで、この総務省の通知を守らない市町村、つまり返礼品は寄附額の3割以下、それから地元産品に限る、この通知を守らない市町村には来年6月1日から厳しい処分を科すると。つまり具体的にはどういうことかという、制度から外していくと。見たと思いますけど。

それで質問ですが、2点。ふるさと納税推進事業費に手数料として1億6,500万円計上しておりますが、委託料に幾ら、それから返礼品の調達額に幾ら、返礼品率は今現在幾らになっているのか、それから地元産品を幾ら使っているのか、その割合、町外産品の調達額は幾らになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） ふるさと納税の1億6,500万円の内訳でございますが、これについては、まず返礼品代で1億2,500万円、クレジット決済手数料に260万円、委託手数料に3,740万円を見込んで補正をしているところでありまして、この1億6,500万円のうち、1億4,480万円については、11月末での収入実績に伴う補正でありまして、残りの2,020万円については3月までの今後の見込みと、地場産品による今後の見込みということで補正をお願いするものでございます。

今現在の実績で、地場産品外と地場産品の割合ということでございますが、ふるさと納税サイトのふるさとチョイスというのがあるんですが、これがポイント制のために、ちょっと金額が全体の実績と数値が合わない部分があるんですけども、これは御理解いただきたいと思います。地場産品で9.27%、地場産品外で90.73%です。金額的にはこのように、今年度も途中までギフト券等を扱ってございましたから、大分金額が大きいわけでございますけれども、これについては、件数でいけば、昨年の実績でも8,119件のうち5,857件が地場産品でありますので、地場産品が72.14%であります。金額で2,160万4,500円、今年度の今現在で見たときに、地場産品で7,478件申し込みが来てございます。今年度は、要因としてはこうしたトラベルギフト等に相乗効果で地場産品をふやす工夫をしたことで、かなりこの地元産品が伸びたということです。去年の実績を今現在で1,890万円ほど上回っております。参考までに申し上げますが、サイト上でふるさと、ふるなびというのがあるんですが、この2つの契約先で、南種子町の野菜ランキングでは全国で南種子町が1位です。

今現在の返礼品率につきましては、総務省方針どおり3割以内ということで、今そのようにしてございますので、以前その旅行ギフト券については5割という設定が、これはもう業者のほうで決まっておりましたから、そのような形になっていましたが、今後は3割以内ということでなっております。

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時38分

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開します。

企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 大変失礼をいたしました。

50.05%です。返礼品については、先ほども私答弁をしましたがけれども、年度途中というか、途中まではトラベルギフト券等が入っていて、返礼が高いという答弁をしてございましたので、地場産品にしてからは3割で抑えているんですが、それ以前のものでありますので、平均して50.05%という数字が上がっているということです。どうしてもそのギフト券のほうが高額なものだから、地場産品等加えたときに、数字がどうしても上がってしまうわけですよ。そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小園實重君） 款の2の総務費、ほかに質疑はありますか。7番、立石靖夫

君。

○7番（立石靖夫君） 小脇課長、きのうも私が一般質問したように、やはり9月の時点で30%以下にしますということを言っているわけですから、それがギフト券がJTBが上乘せをしてやったから、このようになったということですが、やっぱり契約者は町長ですから、その辺しっかり徹底した連携をとってやらんことには、本会議の中で言ったことと違って来るわけですよ。だから、新聞にも載ったように、担当者の責任でこのようになっていましたということでありましたが、それじゃあ、その担当者が勝手にしたということであれば、町長は担当者を処分せんといかんわけですよ。決まりからいうと。それがされているかどうか、町長答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私は余り新聞も見ておりませんし、テレビも見ておりませんからですが、担当者の責任によってといった表現を使ったことないんですが、責任は、一番最初の段階で私がとりますということを言っているわけですから、事務そのものを全部職員に任せていて、全部私がそういう点を処理するわけじゃないので、その結果を職員から聞くわけでございますから、その点について、細やかに毎日聞かなかったことが数字的には違いがあったのかもしれませんが、私としては職員にその責任を負わせる考えは毛頭ございません。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、もう職員をいじめるのはもうやめにしましょうよ。幾ら新聞を見ないからどうのこうのじゃなくて、ちゃんと新聞に部下がしたことだということで載っているわけですから、それが違ったとすれば、新聞社をあれしてくださいよ。しないということであると、それが職員が勝手にしたということですから、町長は最終的な責任もありましょう。町長の処分、職員の処分してくださいよ。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私が公に職員がやったというコメントをした記憶はないものですから、だから私は最初の段階で言っているとおり、責任は私がとるといふ、この質問が始まる前に、一番最初、立石議員か上園議員が私に確認したと思いますよ。だから、それは当然のことながら、仕事は職員にやってもらっているわけですから、それが間違いであって、いろんな行き違いがあったことについて、それを職員のせいにするという考えはないわけで、実際は職員にお願いしてやっているわけですから、その間違いの責任は私がとらないといけないのは当たり前ですが、その辺について、職員は予算化している5億円の、その辺も含んで方法を考えてやってきたことは事実でありますから、だからそれは何月かの議会で私が言ったように、職員の工夫によってやってきた結果として、きょうの報告があったとおりの8億幾らもあつ

たということは、そんなにたくさんあったのかなという、そういう思いをただけでありますから、毎日そういったことを打ち合わせしているということはありませんが、職員は私のやったことを聞きながらやる中で、毎日それをしなかったこと、そのことによって、結果的にはそういうふぐあいというのか、出てきましたが、それは報道機関の皆さんについては、それぞれ考え方、受けとめ方、総合して書けばそうなったのかどうかわかりませんが、言葉として、私は職員になすりつけるつもりというのは毛頭ないということを、私ははっきりしているわけですよ、その点は。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） きのうの私の質問で、町長は私の責任ですと言ったことを、私はちょっと耳にしてないつもりでおるんですが、なぜ私がこのように言うかというのと、やはり首長、その下には副町長、総務課長おるわけですから、幾ら職員がしたとしても、やはり上司が責任持って、これは済まないことだったということをしてないことには、職員はやる気をなくしますよ。だから、一生懸命職員は頑張っただけで、自分たちの思いでやってみると、責任は私がとりますということをやっていることには、私は職員は縮こまってしまおうということを言いたいんですよ。だから、今回あったことは、これはもう不名誉なことであるが、これは誰の責任でもないわけですね。やはり責任はトップがとらないことにはいけないわけですから、だから私は何回となく言っているんですが、本当にきのう私の責任ですと町長が答弁したとすれば、私はきょう言ったことは謝りたいと思いますが、私はそういうことは耳にしたことはありません。そういうことで、私の質問を終わります。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 基本的に、担当課に私がそういうのを言ったかどうか聞いてくださいよ。絶対言っていないから。それは小脇係長が直接それぞれやられていたと思いますが、その上に課長がおるわけですよ。だから、課の職員の関係については、私よりも課長のほうがわかっているわけですが、それは職員がやってくれたわけですから、その辺については感謝をしているということを、それは当然のことながら小脇に聞いてもわかるとおりでございますから、僕はやっぱり職員をいじめるとかという表現をあなたは使っていますけど、私はそんなことしていません。

○7番（立石靖夫君） 議長、もう1回。

○議長（小園實重君） 特別に、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） あのですね町長、私は言っていないとかいうことじゃないんですよ。だから、きのうの場でも、本当にこれは私以外の人が言ったとすれば、これは首長として本当に済まないことだったということを私は言うかなと思ったんですよ。だから、何か新聞を見てないからどうのこうのということじゃなくて、町長

もテレビも見たり新聞も見たり、それから庁舎ではやっぱり職員の相談相手になって町政を進めなければ、町政が停滞してしまうんですよ。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、款の3、民生費、8ページから9ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 款の4、衛生費、10ページから11ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 款の6、農林水産業費、11ページから14ページ、質疑ありませんか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 総合農政課長、農業振興費、もう年の暮れになりますが、あと3カ月、農業技術指導員の報償費43万5,000円、何の技術員を招聘するんですか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 総合農政課のほうに農業技術指導官ということで、上妻さんと藤田さんの2名いるんですが、その中の上妻さん分の農業振興費の中で旅費と報償費に分けて区分支出していたわけですが、その中の報償費、1日当たり1万5,000円の報償費を支払っておりますが、その不足が生じてきたということで、組み替えの部分の22万5,000円を含めまして、一部増額ということの支出になります。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） もうこの指導員を招いたんですか、これから招いてやるんですか。不足したからということ今説明しましたが。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 今後、本議会以降の部分で不足が生じる見込みということで、その分の額になります。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 上妻先生は安納芋に対しては、本町にとっては非常に指導のいい先生だったと思うんですが、これからはその3月までのうちに何の指導を受けるんですか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 指導については、安納芋関係の栽培技術向上にかかわること、今回新たにここに追加している部分につきましては、今でんぶん用を含めまして、安納芋の腐れの病気関係が新たに発生しまして、ここについては、今回12

月の下旬に説明会があるんですが、ここの新たなサツマイモ関係の病害虫対策について、緊急を要する対応が必要ということで、それが新たな分の追加指導を受けるところであります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、款の7、商工費、15ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の8、土木費、15ページから17ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の9、消防費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の10、教育費、17ページから20ページです。質疑ありませんか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 教育長にお尋ねをいたします。

空調の整備費が予算計上されておりますが、この財源内訳を見ると、小学校と中学校とも1億円の起債をするようになっております。お金を借りるということは、今の子供たちが行く行くはやっぱり負担をするということになりますので、これをふるさと納税で8億円も入っていますので、それを充当することはできなかったのか、一般財源として。お尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今回の補助事業の関係につきましては、昨日の一般質問でもありましたけれども、平成30年の国の第1次補正によるものでございまして、ブロック塀、冷房設備等対応特別交付金の該当になるということで、補助事業の要望をしているところでございます。

先般、12月4日に内示が参りまして、補助制度の概要としましては、交付金算定割合が3分の1という規定の中で、地方財政措置といたしまして、起債充当率が100%、それから元利償還金の交付税参入が60%という有利な起債が適用されるということで、今回事業を要望しているところでありますので、起債としては有利な60%交付税算入されるというような状況ですので、そこで申請をしているところでございます。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） じゃあ、ふるさと納税を使うよりも、起債を起こしたほうが有利という判断でのことですか。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 御質問にお答えいたします。

財政サイドでちょっとお答えいただくような内容かと思えますけれども、この申請をした課のほうの判断といたしましても、一般財源をそのまま使うよりは、交付税算入される起債を充当したほうが有利だという判断を主管課としてはしているところでございます。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） ふるさと納税を活用すると、利子が全然要らないわけですよね。それで、このお金を借りると、年何%と書いてありましたけど、利子を返済していかんといかんことになるが、それでもやっぱり有利という判断ですか。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） ただいまの御質問にお答えいたしますけれども、先ほども申しましたとおり、元利償還金の交付税算入率が60%ありますので、一般財源化した財源をそのまま使うよりは、起債充当したほうが有利だという判断でおります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、款の11、災害復旧費、質疑ありませんか。4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 先ほどの総務課長の答弁では、9月の29日の台風と、そういうふうな答弁をされたわけでありましてけれども、これは10月にも台風があったわけですが、その10月には災害はなかったのかどうか、それについてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農地農業用災害の復旧事業ですが、10月の分はこちらの災害の条件を満たすものはなかったということで、今回の部分については台風24号の9月29日から30日の部分、それと前回の6月21、22日の梅雨前線豪雨の増嵩関係を含めた形で、合わせて農地農業用災害ということで、8件と今回の1件ということになります。

○議長（小園實重君） 4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） これは、災害査定が終わった額ですか。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 第1査定が終わりまして、6月21、22日分の増嵩関係は確定をしております。今回の24号台風関係では施設と農地と合わせて、総合1件ということになってはいますが、ここについては第1次審査が終わりまして、今回12

月の27日に増嵩関係の協議ということで設定されております。

○議長（小園實重君） 次に、款の13、諸支出金、20ページから21ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に歳入、款の3、利子割交付税から款の20、町債まで、一括して質疑ありませんか。歳入です。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 繰入金。1,381万7,000円繰り入れておりますが、これ何か財政調整基金に繰り戻しということですよ。この原資、この繰り戻し金はどこから出ているんですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 原資というのは、今回の補正の中の歳入、入ってくるものの合計、それから歳出で今回組んだものの差額で、浮いた分がそのまま財政調整基金のほうに繰り入れることになります。

特に大きな要因としては、ふるさと応援寄附金が多額の増額となったことが大きな要因にはなっております。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） ということは、ふるさとの寄附金を財政調整基金に積み立てたということですね。

調べてみると、今10億8,517万5,000円財政調整基金の積立金がありますが、これに1,381万7,000円がプラスされるということですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 今10億という話がありましたけれども、当初で財政調整基金については繰り入れを行っておりますので、今回の1,381万7,000円を繰り戻して、その後の補正後の残高で、今現在は8億7,250万9,000円の残高というようになることとなります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第2表債務負担行為補正、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第3表地方債補正、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、全般にわたって質疑ありませんか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 1点目は、12ページの堆肥センターの運営費、今回192万1,000円計上しておりますが、町長、前に補正第1号で堆肥生産技術指導者業務委託料

103万9,000円を補正しております。これの指導者が来て指導をされたのかどうか、それが1点。

それから2点目が、観光費、修繕費の363万円、どこの修理をするのか。

それから16ページ、道路建設単独事業費、道路維持補修工事288万4,000円ですか、これを計上しているわけですが、これは何カ所かの補修工事かどうか、そこを答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） まず、総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥センターにかかわる製造技術指導関係の予算ですが、103万9,000円であります。ここについては、平成30年2月末で製造にかかわっていた契約職員が退職ということがありまして、それに伴いまして、製造の技術指導を受ける予定でありました。それと、新たな良質堆肥生産ということで、株式会社山有からの製造技術指導を30年度中に予定して予算要求をしておりましたが、新たな職員を製造部門で雇い入れをしようということでしたが、4名体制が3名で現状製造していると。その3名の方については前回、技術指導を受けておりましたので、新たな職員を雇い入れていないため、技術指導関係の受け入れを実施しておりません。

それと、民間委託を含めまして、技術指導も含めた形で予算要求していたわけですが、ここについても技術指導は実施されておられませんので、現段階では実施見込みはないというような状況であります。ここについては状況がちょっと見えないうところがあって、担当課としてはそのまま残しているような状況であります。

○議長（小園實重君） 次に、企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 観光費の修繕費についてでございますけれども、これについては、公立種子島病院前にシンボルタワーを設置しておりますけれども、平成15年の4月から供用開始しているモニュメントであります。15年ほど経過をしております。目視で見てもかなり劣化をしているということで、6月の補正をお願いをして、緊急の点検をさせていただいたところでした。

その結果、ステンレス化粧パネルの溶接がちょっと外れかかっていたり、全体的にかなり腐食が進んでおりまして、その修理経費に363万ほどかかるという見積もりが出ましたので、点検の結果、緊急に修理をする必要があるということで、補正のお願いをするところでございます。

○議長（小園實重君） 次に、建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 道路建設単独事業費でございますが、道路維持補修工事として、2件を要望しているところでございます。1件は上中西之線排水路のかさ上げ工事、約45メートルのかさ上げ工事でございます。金額として101万1,000円でご

ざいます。

もう1カ所は、平野田尻線の防護柵工事でございます。68メートルでございます。老朽化、さび等で脱落している部分でありまして、防護柵下が3メートル以上の落差になっておりますので、緊急を要しております。事業費として187万3,000円でございます。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 羽生課長、この堆肥生産技術指導者の業務委託ですね、これは必要と見て1号補正をお願いをしたと思うんですよ。それが、今になると、もうしないということですか。何か曖昧な考えでこの予算を計上する、そういう指導を受けなくていいということであれば、何で減額しないんですか。答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 減額をしない理由ですが、ここにつきましては6月議会で補正をお願いしたところですが、4人いた契約の職員関係が、今現在3名ということで、製造に携わる重要な職員として2名の方を育成してきたわけですが、2名の方が相次いで退職いたしました。今後、まだ3月までに期間がありますので、良質堆肥生産をするための体制整備ということで、雇用関係含めまして、今現在対応しているところでありまして、今現段階では補正しなかったというような状況であります。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長ですね、農業振興といえば農業振興になろうかと思いますが、30年度の当初予算でレザーリーフファンのハウス修理の予算を計上していただきました。私は、いろいろ当初は無理だろうと思っておりましたが、台風後にもまだその事業が実施されてないんですよ。それで、総合農政課長に聞くと、いまだにそれが実施に向けてないと。あと3カ月ですよ、今年度。これで農業振興できますか。町長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その話を今伺って、どういうことかと思うんですが、してないのは事実のようでございますから、これはやっぱり早急にしないといけないということで、もうあれから6カ月以上かかっているわけですから、それは言う余地がないですね。ちょっと答弁のしようがないので、議会後、対応します。

○議長（小園實重君） ほかに質疑ありませんか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 町長、この場は南種子町の議会ですよ。南種子町の最高決定機関。本当に公式な場です。

2点質問をいたしますが、ふるさと納税にこだわりたいと思います。返礼率につ

いて質問したところ、担当課長は30%以下だということを答弁しましたよね。どうもおかしいと思って、もう一回答弁したら、今度は50%を超えていた、そういう答弁です。ちょっとそういう答弁、町長はどう感じますかね。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それは、最初の分については、きちんと私が国の方針で行くという、そういう時点でのことを答弁したと思うんですよ。それから、後の分については、全体的に清算しなさいということを指示したわけですから、そういう点でそうなったのかなという思いで、今はつきり本人が後ろにいますが聞いていませんから、そういう答弁じゃないかなというふうに感じているところです。

ふるさと納税の南種子町がとったシステムというのを、議会の議員の皆さん方にわかってもらってなかったというのは、この議会を通してわかったんですよ、はっきり言うと。つまり、この金額はふえたという理由は、多くの会社をお願いして、その結果として、いわゆる本来であれば五、六千件の安納芋等の地元産品の数であればいいのに、そうでないいろんな工夫をしたことによって、1万2,000件もの取り扱いがあったわけですから、そのことによっていろんな意見を議員の皆さんから受けたわけでありまして、そのことが最終的に、そういうことではだめだという清算の過程として言ったのが、後からのことじゃないかなというふうに、私はそう思いますよ。だから、その辺については、ちょっと私の見解というのも課長でないとわからない点がありますから、それはまた今説明させます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） じゃあ、もう担当課と町長との協議が全然なかったと。決算審査の総括審査の中でも、町長そういうことを言われましたよね。担当課からの報告も一切ないと。私はもう知りませんと。ちゃんと議事録に残っていますので。

質問に移りますが、総務課長、この平成30年度一般会計補正予算（第4号）の概要、ちょっと町長持っていますか。これを見てもらいたいと思います。ふるさと応援寄附金1億6,500万円、財源充当に2、1、13とあります。2は総務費、1は総務管理費、13がふるさと納税、ちゃんと充当した費目がここに記載していますよね。下の欄、8,500万円と記載をして、あと一財と書いています。どこに充当したのか全然書いてないです。この一財というのは、総務課長、一般財源に充当したということですよね。一般財源に充当していますね。8,500万円。どの費目に充当したかというのはここに全然見えてこないわけです。予算書に。これはどうしてですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） この件については、毎議会それでいろいろ説明しているんですが、どこに充当したかということについては、資料としては出してないところ

ろであります。あともって、充当事業内訳ということで、今回も今資料が出せる分として補正第3号までの分で皆さんのお手元に渡しているとは思ってはいるんですが、この補正予算の概要には出ていませんが、そういう形で、それぞれの4つの事業のほうに充当しましたよということでお示しをしているところであります。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） これを出してもらわんことには、どの費目にこの8,500万円を充てたかというのは全然わかりませんので、これをやっぱり議長、提出するようお願いできませんか。この8,500万円分についてですね、今までの分はきのういただきましたので、資料要求ができませんか、議長。

○議長（小園實重君） それは、議長においては資料請求をいたします。ただ、執行に伴った時限的な時期があるでしょうから、確定ができるまでの時間は要すると思います。それは御理解をいただきたいと思います。

総務課長、8月末以降の使途について、いつごろ、企画課長でもいいですが、資料提供できるようになるのか、おおむねの時期的。（「8,500万円について」と呼ぶ者あり）

総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 8,500万円一財ということで書いておりますが、これについては、当然入ってくるお金、それから振り分けた事業等の精査をしていかないといけませんので、その時間的には少々いただきたいと思います。例えば、本定例会中というのはちょっと厳しいかなというふうに思っています。そこはちょっと精査をさせていただきたいと思います。（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時23分

○議長（小園實重君） 再開します。

総務課長、8,500万円の使途について、いつまでに出せるかをまず答弁をしてください。

○総務課長（高田真盛君） 先ほどの上園議員の質問ですが、8,500万円の使途というべきかどうかなんです、昨日3号補正までということで、それぞれの応援寄附金の充当事業を皆さんにお示しをしたところであります。これからまた精査をしないといけないんですが、今回の4号補正までの分で、一応今会期中に作業をして出せ

そうですので、きのうの資料は3号補正まででしたけども、4号補正までの分で提出をさせていただくことで御了解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 総務課長、確認ですが、20日の閉会日前に提出できるということによろしいですか。

○総務課長（高田真盛君） そのつもりで作業しますので。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号平成30年度南種子町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第72号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

○議長（小園實重君） 日程第23、議案第72号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第72号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,431万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,925万3,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明いたします。

歳入の1ページをお願いします。

款の1、国民健康保険税につきましては、資格者の異動等によるもので、総額89万4,000円を減額するものでございます。

款の10、繰入金金の保険基盤安定繰入金につきましては、交付決定予定によるもので、保険税軽減分、保健所支援分を合わせて184万1,000円を減額するものでござい

ます。

職員給与費等繰入金につきましては、職員給与等の補正によるもので、29万7,000円を追加するものでございます。

その他、一般会計繰入金につきましては、1,175万2,000円を法定外繰り入れとするものでございます。

次に、歳出の2ページをお開きください。

款の1、総務費でございますが、職員給与等の補正によるもので、29万7,000円を追加するものでございます。

款の6、保険事業費につきましては、事務補佐賃金からその他賃金への組み替えを行うものでございます。

款の7、基金積立金であります。132万3,000円を減額するものでございます。

款の9、諸支出金につきましては、平成29年度の療養給付費等負担金の精算確定により、1,534万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第73号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（小園實重君） 日程第24、議案第73号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第73号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明をいたします。

補正予算書をごらんください。

平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ297万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億5,232万8,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の主なものを歳入から説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、款の1、使用料及び手数料ですが、水道使用料について、滞納繰り越しの収入増額が見込まれるため、41万2,000円の増額をするものです。

次に、款の4、県支出金ですが、衛生費委託金で、権限移譲事務交付金として1万3,000円増額を受け入れるものです。

次に、款の6、繰入金ですが、一般会計から17万円の繰り入れ予算を計上するものです。

次に、款の8、諸収入ですが、雑入で消費税還付金、道路改良工事等に伴う排水管移設工事補償費の増額等で、236万8,000円を増額するものです。

次に、2ページの歳出でございますが、款の1、総務費、一般管理費で、人事異動、給与改定に伴う人件費の増額と、旅費、需用費で印刷製本費、役務費で通信運搬費、備品購入費で角印購入の増額に伴う補正が主なものであり、168万6,000円を増額補正するものであります。

次に、款の2、事業費、簡易水道事業費、簡易水道施設費の需用費については、燃料費、光熱水費の増額及び修繕費で水道メーター修繕の実績による減額であり、12万1,000円減額補正するものです。

漏水工事等委託のための委託料及び原材料を、それぞれ56万円増額計上するものです。

また、工事請負費については、恵美之江線配水管移設工事等の実績に伴う減額が主なものであり、13万1,000円を減額するものです。

また、中央簡易水道事業費については、工事検査に必要な普通旅費に組み替えを行うものです。

次に、3ページの款の3、公債費ですが、利子で、長期債利子償還金48万7,000円を増額するものです。

以上、説明を終わります。よろしく御審議方、お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第74号 平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（小園實重君） 日程第25、議案第74号平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第74号平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ484万7,000円を追加し、予算の総額を7億614万5,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書で、主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれの負担割合によって増額及び減額するものでございます。

歳入の2ページ、款の10、繰入金、項の1、一般会計繰入金の増額につきましては、職員給与等の増額に伴うもの、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれ負担割合によって増額及び減額するものでございます。

項の2、基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額100万3,000円を基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の3ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、給料、職員手当等共済費における共済組合負担金などの増額が主な補正内容でございます。

款の2、保険給付費につきましては、今年度のこれまでの実績により、今後の所要額を算出し、それぞれ補正を行うものであり、居宅介護サービス給付費で300万円の減額、施設介護サービス給付費で1,000万円の増額、介護予防サービス給付費で300万円の減額、次に歳出の4ページでございますが、介護予防住宅改修費で10万円の増額をするものでございます。

款の5、地域支援事業費につきましては、介護予防生活支援サービス事業費の委託料及び負担金の増額、補助金の減額、在宅医療介護連携推進事業費の社会保険料の減額、燃料費の増額、生活支援体制整備事業費、社会保険料、その他賃金の減額が主な補正の内容でございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第75号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（小園實重君） 日程第26、議案第75号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第75号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

1枚目をお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,049万1,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の歳入の1ページから御説明を申し上げます。

款の4、繰入金の事務費等繰入金につきましては、職員給与費の補正によるもので、2万9,000円を追加するものでございます。

歳出の2ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、職員給与等の補正によるもので、2万9,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（小園實重君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月20日、午前10時に開きます。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時41分

平成30年第4回南種子町議会定例会

第 3 日

平成30年12月20日

平成30年第4回南種子町議会定例会会議録

平成30年12月20日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 発議第6号 南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 委員長報告（所管事務調査）
- 日程第6 閉会中の継続調査申し出
- 日程第7 議員派遣
- 日程第8 西園茂君の議員辞職の件
- 追加日程第1 選挙第1号 副議長の選挙
- 追加日程第2 議席の一部変更
- 追加日程第3 選任第3号 議会運営委員の選任
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

| | | | |
|-----|--------|----|-------|
| 1番 | 河野浩二君 | 2番 | 柳田博君 |
| 3番 | 大崎照男君 | 4番 | 塩釜俊朗君 |
| 5番 | 広浜喜一郎君 | 6番 | 上園和信君 |
| 7番 | 立石靖夫君 | 9番 | 西園茂君 |
| 10番 | 小園實重君 | | |

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 濱田広文君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|----------------------------|---------|--------------------------|-------|
| 町長 | 名越修君 | 副町長 | 長田繁君 |
| 教育長 | 遠藤修君 | 総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長 | 高田真盛君 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 小川ひとみさん | 企画課長 | 小脇隆則君 |
| 保健福祉課長 | 小西嘉秋君 | 税務課長 | 小脇秀則君 |
| 総合農政課長 | 羽生幸一君 | 建設課長 | 向江武司君 |
| 保育園長 | 園田一浩君 | 教育委員会 社会教育課長 | 松山砂夫君 |
| 教育委員会管 理課長兼給食 センター所長 | 島崎憲一郎君 | 農業委員会 農事務局長 | 古市義朗君 |

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（小園實重君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 提案理由の説明

- 議長（小園實重君） 日程第1、町長から追加議案として提出されました同意第2号及び同意第3号について、提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

- 町長（名越 修君） 提案理由について御説明申し上げます。

今回追加提案いたしました案件は、人事案件2件でございます。同意第2号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてございまして、任期満了に伴い再任するものでございます。同意3号は、教育委員会委員の任命についてございまして、任期満了に伴い再任するものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

- 議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。
-

日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長（小園實重君） 日程第2、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、名越 修君。

- 町長（名越 修君） 同意第2号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町島間3079番地、氏名が西園吉晴、昭和25年5月28日生まれでございます。本件は、平成30年12月31日で任期満了となるため、引き続き、西園吉晴氏の再任をお願いするものでございます。

固定資産評価審査委員会委員として適任者と認めますので、御同意方よろしくお願いいたします。

- 議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（小園實重君） ただいまの出席議員数は議長を除いて8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、6番、上園和信君、7番、立石靖夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（小園實重君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（小園實重君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。局長。

[事務局長点呼・議員投票]

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 河野 浩二議員 | 2番 | 柳田 博議員 |
| 3番 | 大崎 照男議員 | 4番 | 塩釜 俊朗議員 |
| 5番 | 広浜喜一郎議員 | 6番 | 上園 和信議員 |
| 7番 | 立石 靖夫議員 | 9番 | 西園 茂議員 |

○議長（小園實重君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。6番、上園和信君、7番、立石靖夫君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（小園實重君） 開票の結果を報告します。投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 8 票、反対ゼロ票。以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求め
る件は、同意することに決定しました。

日程第 3 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について

○議長（小園實重君） 日程第 3、同意第 3 号教育委員会委員の任命についてを議題と
します。

提出者の説明を求めます。町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 同意第 3 号は、教育委員会委員の任命について同意を求めるも
のでございます。住所は、南種子町中之上 1791 番地 35、氏名は崎田春彦、昭和 31 年
12 月 11 日生まれでございます。

本件は、平成 30 年 12 月 21 日で任期満了となるため、引き続き、崎田春彦氏の再任
をお願いするものであります。

教育委員会委員として適任者と認めますので、御同意方よろしくお願い申し上げ
ます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから同意第 3 号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は議長を除いて 8 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、6 番、上園
和信君、7 番、立石靖夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（小園實重君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の
方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則
第 84 条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（小園實重君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、
順番に投票をお願いします。局長。

[事務局長点呼・議員投票]

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 河野 浩二議員 | 2 番 | 柳田 博議員 |
| 3 番 | 大崎 照男議員 | 4 番 | 塩釜 俊朗議員 |
| 5 番 | 広浜喜一郎議員 | 6 番 | 上園 和信議員 |
| 7 番 | 立石 靖夫議員 | 9 番 | 西園 茂議員 |

○議長（小園實重君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。6番、上園和信君、7番、立石靖夫君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（小園實重君） 開票の結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成8票、反対ゼロ票。以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第3号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

日程第4 発議第6号 南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小園實重君） 日程第4、発議第6号南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 発議第6号について説明を申し上げます。

提出者、南種子町議会議員、塩釜俊朗、賛成者は南種子町議会議員上園和信、同、柳田 博、同、広浜喜一郎、同、西園 茂であります。

発議第6号は、南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第112条の規定により提出するものです。

新旧対照表をお開きください。

第1条改正では、本条例には目次がないことにより、目次を挿入し、平成31年1月1日から「水道課」が設置されることから、産業厚生委員会の所管事項に「水道課」を追加するものです。

第2条改正では、平成31年4月1日から、「福祉事務所」が設置されることから、産業厚生委員会への所管事項に「福祉事務所」を追加するものです。

附則として、第1条については、平成31年1月1日から、第2条については、平成31年4月1日から施行することとしております。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号南種子町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 委員長報告（所管事務調査）

○議長（小園實重君） 日程第5、委員長報告の件を議題とします。

地方創生調査特別委員会の所管事務調査の報告について、地方創生調査特別委員長の報告を求めます。地方創生調査特別委員長、西園 茂君。

[西園 茂地方創生調査特別委員長登壇]

○地方創生調査特別委員長（西園 茂君） 地方創生調査特別委員会の報告をいたします。

日本各地で人口減少が進む中、本町は、近年、外的要因・行政施策により人口の

推移に大きな変化はありません。本町の人口ビジョンを示す中長期的な将来展望を踏まえ、平成27年から31年の5カ年間で人口減少の克服、地方創生を目的として総合戦略を作成、実施しております。

当委員会は、総合戦略53事業の進捗状況のチェックにより、人口の減少の鈍化、もしくは人口増、町民生活の安定を目的として調査を実施してまいりました。経過については、平成29年3月議会にて中間報告4提言をいたしております。

今年度は、8月21日、11月26日に委員全員の出席のもと、各担当課より聞き取り調査を実施しました。ここに調査の結果をまとめましたので報告します。

事業の成果としては、企画課の光ブロードバンド整備事業は完了し、経済活動活性化の基盤整備はできました。トンミー市場、ふるさと納税事業等一定の評価はできます。保健福祉課においては、シルバー人材センターの設立、地域ケア会議の充実・介護予防・在宅医療と介護の連携等々着々と成果は出てきております。しかし、町民生活の安定の面では、好調な子牛生産を初め、林業、漁業活性化の兆しは出ておりますが、農業・商業の活性化が見られず、経済規模の縮小が進んでいます。

中間報告でも指摘のとおり、町民参加の将来ビジョンづくりが進んでいないことが地方創生のネックになっていると考えられます。町長みずから何回となく地域の座談会を実施し、将来を語ることを第一歩であると考えます。当委員会の決議事項として、以下の如く提言します。

一つ、各地区の行政座談会を実施し、本町・地域の将来ビジョンを語ること。

一つ、人口減少の歯どめは、町民所得の向上であり、町民生活の安定が基本となります。農林水産業・商業の分野では活力がなく、経済規模の縮小の傾向があります。的確な抜本的な対応策をとること。

一つ、知見を広めることが人材育成に大きな成果をもたらします。広く住民参加を呼びかけ、目的意識を持った視察研修、各種講演会に積極的に参加させ、将来を担う人材を育て、特に仕事をつくれる起業家の育成に努めること。

一つ、定住促進は広く本町のよさ、魅力を知っていただくことから始まります。宇宙留学制度の成果を広く取り込み、また、出郷者の協力をいただき、町民の優しさを提供した交流事業を各地区で企画し実施すること。

一つ、リーダー養成については、各事業の担当者みずからがリーダーシップをとり、事業の進捗状況のチェックは関係者全員が共有すること。また、各課連携を必ずとること。

以上、提言します。

議長においては、議会の意見として取りまとめていただき、執行運営への提言をよろしくお願いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（小園實重君） これで所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見については、議会の意見として執行当局に申し入れることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第6 閉会中の継続調査申し出

○議長（小園實重君） 日程第6、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7 議員派遣

○議長（小園實重君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

日程第8 西園茂君の議員辞職の件

○議長（小園實重君） 日程第8、西園茂君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、西園茂君の退場を求めます。

[西園茂君退場]

○議長（小園實重君） お諮りします。お手元に配付のとおり、議員辞職願いが出されております。西園茂君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、西園茂君の議員の辞職を

許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長が欠けました。

追加日程第1 選挙第1号 副議長の選挙

○議長（小園實重君） お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、副議長選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1号として、副議長選挙を行うことに決定しました。

追加日程第1、選挙第1号副議長の選挙を行います。

選挙は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（小園實重君） ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、6番、上園和信君、7番、立石靖夫君を指名します。

[投票用紙配付]

○議長（小園實重君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。氏名は、名前まではっきり書いてください。投票用紙を配付します。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（小園實重君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 河野 浩二議員 | 2 番 | 柳田 博議員 |
| 3 番 | 大崎 照男議員 | 4 番 | 塩釜 俊朗議員 |
| 5 番 | 広浜喜一郎議員 | 6 番 | 上園 和信議員 |
| 7 番 | 立石 靖夫議員 | 10 番 | 小園 實重議員 |

○議長（小園實重君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。6 番、上園和信君、7 番、立石靖夫君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（小園實重君） 開票の結果を報告します。投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、立石靖夫君、8 票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、立石靖夫君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（小園實重君） ただいま副議長に当選されました立石靖夫君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、新副議長の挨拶をお願いします。

○7 番（立石靖夫君） ただいま議員の御承認をいただき、副議長という職に決定をいたしましたことに対して、議員の皆さん、本当にありがとうございます。今期、4 カ月ちょっとではございますが、これから議長の補佐役として一所懸命頑張りたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

追加日程第 2 議席の一部変更

○議長（小園實重君） お諮りします。副議長選挙に伴う議席の一部変更を日程に追加に、追加日程第 2 として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることが決定しました。

追加日程第 2、議席の一部変更を行います。

立石靖夫君の議席を 9 番に、7 番議席を欠番とします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第3 選任第3号 議会運営委員の選任

○議長（小園實重君） お諮りします。西園 茂議員辞職に伴う、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることが決定しました。

追加日程第3、選任第3号議会運営委員の選任を行います。

本件は、西園 茂君の辞職に伴い、後任者の選任を行うものです。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、大崎照男君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員に大崎照男君を選任することに決定しました。

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成30年第4回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時07分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 小園 實 重

南種子町議会議員 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 上 園 和 信